

法律 33/2005/QH11 号 民法典

第1編 総則

第I章 民法典の任務と効力

第1条 民法典の任務と調整範囲

第2条 民法典の効力

第3条 慣習適用、法律の同様規定の適用

第II章 基本諸原則

第4条 自由で、自主的に約束し、合意する原則

第5条 平等原則

第6条 善意・誠実原則

第7条 民事責任の負担の原則

第8条 道徳、伝統の尊重原則

第9条 民事権の保護

第10条 国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利と利益の尊重原則

第11条 法律遵守原則

第12条 和解原則

第13条 民事権・民事義務の確立の根拠

第III章 個人

第1節 個人の民事法律能力、民事行為能力

第14条 個人の民事法律能力

第15条 個人の民事法律能力の内容

第16条 個人の民事法律能力の非制限

第17条 個人の行為能力

第18条 成年者、未成年者

第19条 成年者の民事行為能力

第20条 満6歳から18歳未満の未成年者の民事行為能力

第21条 民事行為能力を有しない人

第22条 民事行為能力の喪失

第23条 民事行為能力の制限

第2節 人格権

第24条 人格権

第25条 人格権の保護

第26条 氏名に対する権利

第27条 氏名変更の権利

第28条 民族確定の権利

第29条 出生届の権利

第30条 死亡届の権利

第31条 肖像に対する個人の権利

第32条 生命・健康・身体に対する安全を保障される権利

第33条 体の部分の提供権

第34条 死亡後の死体又は体の部分の提供権

第35条 人体の部分を買収する権利

第36条 性を再確認する権利

第37条 名誉、人格、威信が保護される権利

第38条 プライバシーの秘密に対する権利

第39条 婚姻権

第40条 夫婦の平等権

第41条 家族の構成員間の世話を享受する権利

第42条 離婚権

第43条 父、母、子の認定権、不認定権

第44条 養子を養育する権利及び養子と認められる権利

第45条 国籍に対する権利

第46条 住居の不可侵の権利

第47条 信仰・宗教の自由権

第48条 往来・居住の自由権

第49条 労働権

第50条 経営の自由権

第51条 研究、創造の自由権

第3節 居所

第52条 居所

第53条 未成年者の居所

第54条 被後見人の居所

第55条 夫婦の居所

第56条 軍人の居所

第57条 移動的職業をする人の居所

第4節 後見

第58条 後見

第59条 後見の監査

第60条 個人である後見人の条件

第61条 未成年者の当然後見人

第62条 民事行為能力喪失者の当然後見人

第63条 後見人の選定

第64条 後見人の選定の手続

第65条 15歳未満の被後見人に対する後見人の義務

第66条 満15歳から18歳未満の被後見人に対する後見人の義務

第67条 民事行為能力喪失している被後見人の後見人の義務

第68条 後見人の権利

第69条 被後見人の財産の管理

第70条 後見人の変更

第71条 選定された後見人への後見の引渡し

第72条 後見の終了

第73条 後見終了の結果

第5節 居所不在者の捜索の通告

失踪宣告、死亡宣告

第74条 居所不在者の捜索、不在者の財産管理の通告の要求

第75条 居所不在者の財産管理

第76条 居所不在者の財産の管理者の義務

第77条 居所不在者の財産の管理者の権利

第78条 人の失踪宣告

第79条 失踪宣告を受けた人の財産の管理

第80条 人の失踪宣告の決定破棄

第81条 人の死亡宣告

第82条 裁判所から死亡宣告を受けた人の人格関係と財産関係

第83条 死亡宣告決定の破棄

第IV章 法人

第1節 法人についての総則

第84条 法人

第85条 法人設立

第86条 法人の民事行為能力

第87条 法人の名称

第88条 法人の定款

第89条 法人の統轄部門

第90条 法人の事務所

第91条 法人の代理

第92条 法人の駐在員事務所、支店

第93条 法人の民事責任

第94条 法人の新設合併

第95条 法人の吸収合併

第96条 法人の分割

第97条 法人の分離

第98条 法人解散

第99条 法人終了

第2節 法人の種類

第100条 法人の種類

第101条 法人たる国家機関、人民武装部隊

第102条 法人たる政治組織、政治・社会組織

第103条 法人たる経済組織

第104条 法人たる政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織

第105条 法人たる社会基金、慈善基金

第V章 世帯、組合

第1節 世帯

第106条 世帯

第107条 世帯の代理

第108条 世帯の共有財産

第109条 世帯の共有財産の占有、使用、処分

第110条 世帯の民事責任

第2節 組合

第111条 組合

第112条 組合の組合員

第113条 組合の代理

第114条 組合の財産

第115条 組合員の義務

第116条 組合員の権利

第117条 組合の民事責任

第118条 新組合員の参加

第119条 組合からの脱退

第120条 組合の終了

第VI章 民事取引

第121条 民事取引

第122条 民事取引が効力となる条件

第123条 民事取引の目的

第124条 民事取引の要式

第125条 条件付きの民事取引

第126条 民事取引の解釈

第127条 無効な民事取引

第128条 法律の禁則の違反、社会道徳に反した無効な民事取引

第129条 偽装による無効な民事取引

第130条 未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者によって確立され、履行される無効な民事取引

第131条 錯誤による無効な民事取引

第132条 詐欺、脅迫による無効な民事取引

第133条 取引を確立した人が自分の行為を認識できず、制御できないことによる無効な民事取引

第134条 要式の不遵守による無効な民事取引

第135条 部分的に無効となる民事取引

第136条 裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効

第137条 無効な民事取引の法的効果

第138条 民事取引が無効となる場合における善意の第三者の権利の保護

第VII章 代理

第139条 代理

第140条 法定代理

第 141 条 法定代理人
第 142 条 委任代理
第 143 条 委任代理人
第 144 条 代理の範囲
第 145 条 代理権限を持たない人によって
確立され、履行される民事取引の結果
第 146 条 代理人によって代理の範囲を超
えて確立され、履行される民事取引の効果
第 147 条 個人の代理の終了
第 148 条 法人の代理の終了
第 VIII 章 期間
第 149 条 期間
第 150 条 期間の計算方法の適用
第 151 条 期間、期間の起算時点に関する
規定
第 152 条 期間の開始時点
第 153 条 期間の終了
第 IX 章 時効
第 154 条 時効
第 155 条 時効の種類
第 156 条 時効の計算方法
第 157 条 民事権の取得時効、民事義務の
消滅時効の効力
第 158 条 民事権の取得時効、民事義務の
消滅時効の連続性
第 159 条 民事事件の提訴時効、非訟事件
の処理を請求する時効の開始
第 160 条 民事事件の提訴時効の不適用
第 161 条 民事事件の提訴時効、非訟事件
の処理を請求する時効に入れない時間
第 162 条 民事事件の提訴時効の再開

第 2 編 財産と所有権
第 X 章 総則
第 163 条 財産
第 164 条 所有権
第 165 条 所有権実行の原則
第 166 条 財産のリスク負担
第 167 条 財産所有権の登記
第 168 条 財産に対する所有権の移動の時
点
第 169 条 所有権の保護
第 170 条 所有権の取得の根拠
第 171 条 所有権の終了の根拠
第 172 条 所有の形式
第 173 条 財産に対する所有者でない者の
諸権利
第 XI 章 財産の種類
第 174 条 不動産と動産
第 175 条 天然果実、法定果実
第 176 条 主物と従物
第 177 条 分割できる物と分割できない物
第 178 条 消耗物と非消耗物
第 179 条 同類物と特定物
第 180 条 同セット物
第 181 条 財産権
第 XII 章 所有権の内容
第 1 節 占有権
第 182 条 占有権
第 183 条 法律的根拠のある占有
第 184 条 所有者の占有権
第 185 条 所有者から財産管理の委任を受
ける者の占有権
第 186 条 民事取引により財産の引渡しを受

けた者の占有権
第 187 条 遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物、
所有者が特定できない物に対する財産の占
有権
第 188 条 迷った家畜、家禽、養殖水産物の
占有権
第 189 条 法律的根拠のない善意占有
第 190 条 連続的占有
第 191 条 公開的占有
第 2 節 使用権
第 192 条 使用権
第 193 条 所有者の使用権
第 194 条 所有者でない者の使用権
第 3 節 処分権
第 195 条 処分権
第 196 条 処分の条件
第 197 条 所有者の処分権
第 198 条 所有者でない者の処分権
第 199 条 処分権の制限
第 XIII 章 所有形態
第 1 節 国家所有
第 200 条 国家所有形態に属する財産
第 201 条 国家所有形態に属する財産に対
する所有者の権利行使
第 202 条 国家所有形態に属する財産に対
する管理、使用、処分
第 203 条 国有企業に投資される財産に対
する国家所有権の実行
第 204 条 国家機関、武装部隊に引き渡され
る財産に対する国家所有権の実行
第 205 条 政治組織、政治・社会組織、政治
社会・職業組織に引き渡される財産に対する
国家所有権の実行
第 206 条 国家所有形態に属する財産の使
用、開発に関する企業、世帯、組合、及び個
人の権利
第 207 条 管理者となる組織、個人に対する
引渡しが未了である国家所有形態に属する
財産
第 2 節 集団所有
第 208 条 集団所有
第 209 条 集団所有形態に属する財産
第 210 条 集団所有形態に属する財産の占
有、使用、処分
第 3 節 私人所有
第 211 条 私人所有
第 212 条 私人所有形態に属する財産
第 213 条 私人所有形態に属する財産の占
有、使用、処分
第 4 節 共有
第 214 条 共有
第 215 条 共有権の確立
第 216 条 持分を持つ共有
第 217 条 合一共有
第 218 条 混合する共有
第 219 条 夫婦間の共有
第 220 条 共同体の共有
第 221 条 共有財産の占有
第 222 条 共有財産の使用
第 223 条 共有財産の処分
第 224 条 共有に属する財産の分割
第 225 条 共同住宅の共有
第 226 条 共有の終了
第 227 条 政治組織及び政治・社会組織の

所有
第 228 条 政治組織、政治・社会組織の所有
形態に属する財産
第 229 条 政治組織、政治・社会組織の所有
形態に属する財産の占有、使用、処分
**第 6 節 政治社会・職業組織、社会組織、社
会・職業組織の所有**
第 230 条 政治社会・職業組織、社会組織、
社会・職業組織の所有
第 231 条 政治社会・職業組織、社会組織、
社会・職業組織の所有形態に属する財産
第 232 条 政治社会・職業組織、社会組織、
社会・職業組織の所有形態に属する財産の
占有、使用、処分
第 XIV 章 所有権の取得、終了
第 1 節 所有権の取得
第 233 条 労働、合法的生産・経営による財
産に対する所有権の取得
第 234 条 合意による所有権の取得
第 235 条 天然果実、法定果実に対する所
有権の取得
第 236 条 付合の場合における所有権の取
得
第 237 条 混和における所有権の取得
第 238 条 加工における所有権の取得
第 239 条 無主物、所有者を特定できない物
に対する所有権取得
第 240 条 発見された埋蔵物、沈没物に対
する所有権の取得
第 241 条 他人が遺失し、遺棄した物に対す
る所有権の取得
第 242 条 迷った家畜に対する所有権の取
得
第 243 条 迷った家禽に対する所有権の取
得
第 245 条 養殖水産物に対する所有権の取
得
第 245 条 相続による所有権の取得
第 246 条 裁判所の判決や決定あるいは他
の権限のある国家機関の決定による所有権
の取得
第 247 条 時効による所有権の所得
第 248 条 所有者が自己の所有権を他人に
移転すること
第 249 条 所有権の放棄
第 250 条 他人が所有権を取得した財産
第 251 条 所有者の義務履行のための財産
の処理
第 252 条 消滅した財産
第 253 条 強制的に買収された財産
第 254 条 没収された財産
第 XV 章 所有権の保護
第 255 条 所有権の保護措置
第 256 条 財産の返還要求権
第 257 条 善意の占有者に対する所有権登
記を要しない動産の返還要求
第 258 条 善意の占有者に対する所有権登
記を要する動産又は不動産の返還要求
第 259 条 所有権、合法的占有権の行使に
対する違法な妨害行為の阻止又は終了を要
する権利
第 260 条 損害の賠償を要求する権利
第 261 条 所有者以外の占有者の権利保護
第 XVI 章 所有権に関する他の諸規定

第 262 条 緊急事態が生じた場合における所有者の義務
第 263 条 環境保護に対する所有者の義務
第 264 条 社会の秩序、安全に対する尊重及び保障における所有者の義務
第 265 条 各不動産との境界線を尊重する義務
第 266 条 不動産の境界線に対する所有権
第 267 条 建設規制を尊重する義務
第 268 条 隣接する建物に対する安全保障の義務
第 269 条 雨水の排出における所有者の義務
第 270 条 下水の排出における所有者の義務
第 271 条 出入り口、窓設置制限
第 272 条 隣接する不動産の修繕、取り壊しを要求する権利
第 273 条 隣接する不動産の制限的使用
第 274 条 隣接する不動産の制限的使用の確立
第 275 条 隣接する不動産を通る道路を使用する権利
第 276 条 隣接する不動産を通じて配電線、通信回線を引く権利
第 277 条 隣接する不動産を通る給排水に対する権利
第 278 条 農業における灌漑、排水に対する権利
第 279 条 隣接する不動産の制限的使用権の終了

第 3 編 民事義務と民事契約

第 1 章 総則

第 1 節 民事義務

第 280 条 民事義務
第 281 条 民事義務発生の根拠
第 282 条 民事義務の対象
第 2 節 民事義務の履行
第 283 条 民事義務履行の原則
第 284 条 民事義務履行の場所
第 285 条 民事義務履行の期限
第 286 条 民事義務履行の遅滞
第 287 条 民事義務履行の延期
第 288 条 民事義務履行に対する受領遅滞
第 289 条 物の引渡義務の履行
第 290 条 金銭支払義務の履行
第 291 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務
第 292 条 定期的民事義務の履行
第 293 条 第三者による民事義務の履行
第 294 条 条件付き民事義務の履行
第 295 条 任意に選択する対象物のある民事義務の履行
第 296 条 代替可能な民事義務の履行
第 297 条 独立した民事義務の履行
第 298 条 連帯民事義務の履行
第 299 条 複数の連帯権利者に対する民事義務の履行
第 300 条 部分ごとに分割できる民事義務の履行
第 301 条 部分ごとに分割できない民事義務の履行
第 3 節 民事責任

第 302 条 民事義務の違反による民事責任
第 303 条 物の引渡義務の不履行による責任
第 304 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務の不履行による責任
第 305 条 民事義務の履行遅滞による責任
第 306 条 民事義務履行に対する受領遅滞による責任
第 307 条 損害賠償責任
第 308 条 民事責任における過失
第 4 節 請求権の移転及び民事義務の移転
第 309 条 請求権の移転
第 310 条 請求権の移転の要式
第 311 条 情報提供と書類移管に対する義務
第 312 条 請求権の移転後の責任の無負担
第 313 条 民事義務履行について担保措置がある請求権の移転
第 314 条 義務者の拒否権
第 315 条 民事義務の移転
第 316 条 民事義務の移転の要式
第 317 条 担保措置のある民事義務の移転

第 5 節 民事義務履行の担保

I- 総則

第 318 条 民事義務履行の担保措置
第 319 条 民事義務履行の担保の範囲
第 320 条 民事義務履行の担保物
第 321 条 民事義務履行の担保に用いられる金銭及び有価証券
第 322 条 民事義務履行の担保に用いられる財産権
第 323 条 担保取引の登記
第 324 条 多数の民事義務の履行を担保するために用いられる 1 つの財産
第 325 条 精算順位

II 財産の質

第 326 条 財産の質
第 327 条 財産の質の要式
第 328 条 財産の質の効力
第 329 条 財産の質の期間
第 330 条 財産の質権設定者の義務
第 331 条 財産の質権設定者の権利
第 332 条 財産の質権者の義務
第 333 条 財産の質権者の権利
第 334 条 多数の財産の質入れ
第 335 条 財産の質の取消し
第 336 条 質財産の処理
第 337 条 多数の質財産の処分
第 338 条 質財産の売却清算
第 339 条 財産の質の終了
第 340 条 質財産の返還
第 341 条 質屋における財産の質

III- 財産の抵当

第 342 条 財産の抵当
第 343 条 財産の抵当の要式
第 344 条 抵当の期限
第 345 条 質貸されている財産の抵当
第 346 条 保険をかけられた財産の抵当
第 347 条 一つの民事義務を担保する多数の財産の抵当
第 348 条 抵当権設定者の義務
第 349 条 抵当権設定者の権利
第 350 条 抵当権者の義務

第 351 条 抵当権者の権利
第 352 条 抵当財産を預かる第三者の義務
第 353 条 抵当財産を預かる第三者の権利
第 354 条 抵当財産の代替及び修理
第 355 条 抵当財産の処理
第 356 条 財産の抵当の取消し
第 357 条 財産の抵当の終了
IV 手付け
第 358 条 手付け
V 寄託
第 359 条 寄託
VI 供託
第 360 条 供託
VII 保証
第 361 条 保証
第 362 条 保証の要式
第 363 条 保証範囲
第 364 条 報酬
第 365 条 複数の人の保証
第 366 条 保証人と保証引受人との関係
第 367 条 保証人の要求権
第 368 条 保証義務履行の免除
第 369 条 保証人の財産の処理
第 370 条 保証の取消し
第 371 条 保証の終了
VIII- 信頼による抵当
第 372 条 政治・社会組織の信頼による抵当の担保
第 373 条 信頼による抵当の担保の要式
第 6 節 民事義務の終了
第 374 条 民事義務の終了の根拠
第 375 条 民事義務の完了
第 376 条 権利者が対象物の受領遅滞をする場合における民事義務の完了
第 377 条 合意による民事義務終了
第 378 条 義務履行免除による民事義務の終了
第 379 条 他の民事義務の代替による民事義務の終了
第 380 条 義務の相殺による民事義務の終了
第 381 条 民事義務と相殺できない場合
第 382 条 義務者と権利者との混同による民事義務の終了
第 383 条 民事義務免除の時効の期間満了による民事義務終了
第 384 条 個人である義務者が亡くなった場合及び終了する法人、他の主体である義務者の場合における民事義務の終了
第 385 条 個人である権利者が亡くなった場合及び終了する法人、他の主体である権利者の場合における民事義務の終了
第 386 条 特定物が無くなった場合における民事義務の終了
第 387 条 破産における民事義務の終了
第 7 節 民事契約
I- 民事契約の締結
第 388 条 民事契約の概念
第 389 条 民事契約締結の原則
第 390 条 民事契約締結の申し込み
第 391 条 契約締結申込の発効時点
第 392 条 民事契約締結の申し込みの変更撤回
第 393 条 契約締結申込の取消

第 394 条 民事契約締結の申し込みの終了
 第 395 条 申し込みを受けた側の提案による申込の修正
 第 396 条 契約締結申込の承諾
 第 397 条
 第 398 条 契約の申込側が死亡、又は民事能力行為喪失者になった場合
 第 399 条 申込を受けた側が死亡し、又は民事能力行為喪失者になった場合
 第 400 条 契約締結承諾の撤回
 第 401 条 民事契約の要式
 第 402 条 民事契約の主要内容
 第 403 条 民事契約締結の場所
 第 404 条 民事契約締結の時点
 第 405 条 民事契約の効力
 第 406 条 契約の主要な種類
 第 407 条 約款による民事契約
 第 408 条 契約付属書
 第 409 条 民事契約の解釈
 第 410 条 民事契約の無効
 第 411 条 契約の対象が実現不能による契約の無効
II 民事契約の履行
 第 412 条 民事契約履行の原則
 第 413 条 片務契約の履行
 第 414 条 双務契約の履行
 第 415 条 双務契約における民事義務履行を延期する権利
 第 416 条 双務契約における財産留置
 第 417 条 権利者の過失によって義務が履行できない場合
 第 418 条 各当事者の過失によらない義務不履行
 第 419 条 第三者の利益のための契約履行
 第 420 条 第三者の拒否権
 第 421 条 第三者の利益のための契約における変更又は取消しの不可能
 第 422 条 違約罰の合意がある契約履行
III 民事契約の変更及び終了
 第 423 条 民事契約の変更
 第 424 条 民事契約の終了
 第 425 条 民事契約解除
 第 426 条 契約履行の一方的終了
 第 427 条 民事契約に関する提訴時効
第 XVIII 章 一般的民事契約
第 1 節 財産売買契約
I- 財産売買契約に関する総則
 第 428 条 財産売買契約
 第 429 条 売買契約の対象物
 第 430 条 売買物の品質
 第 431 条 価格と支払方法
 第 432 条 売買契約の履行期間
 第 433 条 財産引渡し場所
 第 434 条 財産引渡し方法
 第 435 条 数量通りに物を引き渡さないことによる責任
 第 436 条 同セットでない物を引き渡したことによる責任
 第 437 条 種類通りに物を引き渡さないことによる責任
 第 438 条 支払義務
 第 439 条 所有権移転の時点
 第 440 条 危険負担の時点
 第 441 条 運賃及び所有権移転に関する費

用
 第 442 条 情報提供と使用方法案内の義務
 第 443 条 売買財産に対する買主の所有権の保証
 第 444 条 売買物の品質の保証
 第 445 条 保証義務
 第 446 条 保証要求権
 第 447 条 保証期間中の物の修理
 第 448 条 保証期間中の損害賠償
 第 449 条 財産権売買
II- 家屋売買契約
 第 450 条 家屋売買契約の要式
 第 451 条 家屋売主の義務
 第 452 条 家屋売主の権利
 第 453 条 家屋買主の義務
 第 454 条 家屋買主の権利
 第 455 条 他の目的に使う家屋購入
III- 財産売買に関する特別の規定
 第 456 条 競売
 第 457 条 競売の通知
 第 458 条 競売の実行
 第 459 条 不動産の競売
 第 460 条 試用後の購入
 第 461 条 後払い又は延べ払いによる購入
 第 462 条 売却した財産の買い戻し
第 2 節 財産交換契約
 第 463 条 財産交換契約
 第 464 条 交換財産の価値における差額の精算
第 3 節 財産贈与契約
 第 465 条 財産贈与契約
 第 466 条 動産の贈与
 第 467 条 不動産の贈与
 第 468 条 自己の所有に属さない財産を故意に贈与した場合の責任
 第 469 条 贈与財産の瑕疵の通知義務
 第 470 条 条件付きの財産贈与
第 4 節 財産貸借契約
 第 471 条 財産貸借契約
 第 472 条 貸借財産に対する所有権
 第 473 条 貸主の義務
 第 474 条 借主の返済義務
 第 475 条 貸借財産使用
 第 476 条 金利
 第 477 条 無期限貸借契約の履行
 第 478 条 定期貸借契約の履行
 第 479 条 ホー、ファイ、ビエウ、フォン
第 5 節 財産賃貸借契約
I- 財産賃貸借契約に関する総則
 第 480 条 財産賃貸借契約
 第 481 条 賃料
 第 482 条 賃貸借期間
 第 483 条 転賃
 第 484 条 賃貸借財産の引渡し
 第 485 条 賃貸借財産の使用価値の担保義務
 第 486 条 賃貸借財産の使用権の担保義務
 第 487 条 賃貸借財産の保管義務
 第 488 条 効用及び目的に従った賃貸借財産の使用義務
 第 489 条 賃料の支払
 第 490 条 賃貸借財産の返還
 第 491 条 財産賃貸借契約の終了
II- 建物賃貸借契約

第 492 条 家屋賃貸借契約の要式
 第 493 条 家屋賃貸人の義務
 第 494 条 家屋賃貸人の権利
 第 495 条 家屋賃借人の義務
 第 496 条 家屋賃借人の権利
 第 497 条 家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者の権利と義務
 第 498 条 家屋賃貸借契約履行の一方的な終了
 第 499 条 家屋賃貸借契約の終了
 第 500 条 他の目的に使うための家屋賃貸借
III- 財産包括賃貸借契約
 第 501 条 財産包括賃貸借契約
 第 502 条 財産包括賃貸借契約の対象物
 第 503 条 包括賃貸借の期間
 第 504 条 包括賃貸借の賃料
 第 505 条 包括賃貸借財産の引渡し
 第 506 条 包括賃貸借の賃料金の支払と支払方法
 第 507 条 包括賃貸借財産の開発
 第 508 条 包括賃貸借財産の保管、保持、処分
 第 509 条 包括賃貸借家畜からの天然果実の享受及び損害負担
 第 510 条 包括賃貸借契約の履行の一方的な終了
 第 511 条 包括賃貸借財産の返却
第 6 節 財産使用貸借契約
 第 512 条 財産使用貸借契約
 第 513 条 財産使用貸借契約の対象物
 第 514 条 財産の借主の義務
 第 515 条 財産の借主の権利
 第 516 条 財産の貸主の義務
 第 517 条 財産の貸主の権利
第 7 節 労務提供契約
 第 518 条 労務提供契約
 第 519 条 労務提供契約の対象物
 第 520 条 労務要求者の義務
 第 521 条 労務要求者の権利
 第 522 条 労務提供者の義務
 第 523 条 労務提供者の権利
 第 524 条 労務報酬の支払
 第 525 条 労務提供契約履行の一方的な終了
 第 526 条 労務提供契約の継続
第 8 節 運送契約
I- 旅客運送契約
 第 527 条 旅客運送契約
 第 531 条 旅客運送契約の要式
 第 529 条 運送人の義務
 第 530 条 運送人の権利
 第 531 条 旅客の義務
 第 532 条 旅客の権利
 第 533 条 損害賠償責任
 第 534 条 契約の履行の一方的な終了
II- 財産運送契約
 第 535 条 財産運送契約
 第 536 条 財産運送契約の要式
 第 537 条 運送人に財産を引き渡すこと
 第 538 条 運送料金
 第 539 条 運送人の義務
 第 540 条 運送人の権利
 第 541 条 荷送人の義務

第542条 荷送人の権利
 第543条 荷受人への財産の引渡し
 第544条 荷受人の義務
 第545条 荷受人の権利
 第546条 損害賠償責任
第9節 加工契約
 第547条 加工契約
 第548条 加工契約の対象物
 第549条 加工注文者の義務
 第550条 加工注文者の権利
 第551条 加工者の義務
 第552条 加工者の権利
 第553条 リスク負担の責任
 第554条 加工製品の引渡し, 受取り
 第555条 加工製品の引渡し, 受取りの遅滞
 第556条 加工契約の履行の一方的な終了
 第557条 労賃支払
 第558条 原材料の整理
第10節 財産寄託契約
 第559条 財産寄託契約
 第560条 寄託者の義務
 第561条 寄託者の権利
 第562条 受託者の義務
 第563条 受託者の権利
 第564条 寄託財産の返還
 第565条 寄託財産の引渡し, 受取りの遅滞
 第566条 労賃支払
第11節 保険契約
 第567条 保険契約
 第568条 保険契約の種類
 第569条 保険対象
 第570条 保険契約の要式
 第571条 保険事故
 第572条 保険料
 第573条 保険契約者の情報提供の義務
 第574条 損害防止義務
 第575条 保険事故発生時の保険契約者, 被保険者, 保険者の義務
 第576条 保険金の支払
 第577条 返還要求の移転
 第578条 生命保険
 第579条 財産保険
 第580条 民事責任保険
12節 委任契約
 第581条 委任契約
 第582条 委任期間
 第583条 再委任
 第584条 受任者の義務
 第585条 受任者の権利
 第586条 委任者の義務
 第587条 委任者の権利
 第588条 委任契約の履行の一方的な終了
 第589条 委任契約の終了
第13節 懸賞広告及び優等懸賞広告
 第590条 懸賞店告
 第591条 懸賞広告の通知の取消し
 第592条 報酬支払
 第593条 優等懸賞広告
第XIX章 委任のない仕事の実行
 第594条 委任のない仕事の管理
 第595条 委任のない仕事を行う義務
 第596条 仕事をしてもらう人の支払義務
 第597条 損害賠償義務
 第598条 委任のない仕事の実行の終了

第XX章 法律的根拠のない財産の占有, 使用及びその財産からの収益による返還義務
 第599条 返還義務
 第600条 返還財産
 第601条 天然果実, 法定果実の返還義務
 第602条 第三者の返還に対する要求権
 第603条 支払義務
第XXI章 違法行為による損害の賠償責任
第1節 総則
 第604条 損害の賠償責任の発生根拠
 第605条 損害賠償の原則
 第606条 損害賠償に対する個人の責任負担能力
 第607条 損害賠償要求の提訴時効
第2節 損害の確定
 第608条 財産の侵犯による損害
 第609条 健康の侵犯による損害
 第610条 生命の侵犯による損害
 第611条 名誉・人格・威信の侵犯による損害
 第612条 生命・健康の侵犯による損害賠償の受領期間
第3節 いくつかの具体的な場合における損害の賠償
 第613条 正当防衛の限度を超えた場合における損害の賠償
 第614条 緊急事態の要求を超えた場合における損害の賠償
 第615条 刺激物を用いた人が起こした損害の賠償
 第616条 複数の人が共に起こした損害の賠償
 第617条 被害者が過失を起こした場合における損害の賠償
 第618条 法人の構成員が起こした損害の賠償
 第619条 幹部, 公務員が起こした損害の賠償
 第620条 訴訟機関における権限のある人が起こした損害の賠償
 第621条 学校・病院・他の組織の管理の下における15歳未満の人及び民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償
 第622条 使用者, 見習者が起こした損害の賠償
 第623条 高度危険源が起こした損害の賠償
 第624条 環境汚染によって生じた損害の賠償
 第625条 家畜が起こした損害賠償
 第626条 樹木によって生じた損害の賠償
 第627条 建物, 他の建築物が起こした損害の賠償
 第628条 死体の侵犯による損害の賠償
 第629条 墓の侵犯による損害の賠償
 第630条 消費者の権利の侵犯によって生じた損害の賠償
第4編 相続
第XXII章 総則
 第631条 個人の相続権
 第632条 個人の相続に対する平等権
 第633条 相続開始の時点・場所
 第634条 遺産

第635条 相続人
 第636条 相続人の権利と義務の発生時点
 第637条 死亡者の残した財産に対する義務の履行
 第638条 遺産管理者
 第639条 遺産管理者の義務
 第640条 遺産管理者の権利
 第641条 同時点に死亡した互いの財産の相続権を有する複数の人の相続
 第642条 遺産受領の拒否
 第643条 遺産を享受する権利のない人
 第644条 相続人がなく国家に属する遺産
 第645条 相続権に関する提訴の時効
第XXIII章 遺言による相続
 第646条 遺言
 第647条 遺言者
 第648条 遺言者の権利
 第649条 遺言の要式
 第650条 文書による遺言
 第651条 口頭による遺言
 第652条 合法的遺言
 第653条 文書による遺言の内容
 第654条 遺言の証人
 第655条 証人のいない文書による遺言
 第656条 証人のいる文書による遺言
 第657条 公証又は確認のある遺言
 第658条 公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成の手続
 第659条 遺言を公証し, 確認することのできない人
 第660条 公証され, 確認された遺言と同一の価値を有する文書による遺言
 第661条 公証人によって遺言者の居所で作成される遺言
 第662条 遺言の変更, 追加, 代替, 取消し
 第663条 夫婦の共同遺言
 第664条 夫婦の共同遺言の変更, 追加, 代替, 取消し
 第665条 遺言の寄託
 第666条 紛失し, 破損した遺言
 第667条 遺言の法的効力
 第668条 夫婦の共同遺言の法的効力
 第669条 遺言の内容にかかわらず相続人
 第670条 祭祀に用いられる遺産
 第671条 遺贈
 第672条 遺言の公表
 第673条 遺言の内容の解釈
第XXIV章 法律による相続
 第674条 法律による相続
 第675条 法律による相続のいくつかの場合
 第676条 法律による相続人
 第677条 代襲相続
 第678条 養子と養父, 養母と実父母との相続関係
 第679条 継子と継父, 継母との相続関係
 第680条 妻, 夫が共有財産を既に分割した, 離婚申請中である, 別の人と結婚している場合における相続
第XXV章 遺産の精算と分割
 第681条 共同相続人との集合
 第682条 遺産分割人
 第683条 精算優先順位

第 684 条 遺言による遺産の分割
第 685 条 法律による遺産の分割
第 686 条 遺産分割の制限
第 687 条 新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割

第 5 編 土地所有権の移転に関する規定

第 XXVI 章 総則

第 688 条 土地所有権取得の根拠
第 689 条 土地所有権移転の要式
第 690 条 土地所有権移転の価格
第 691 条 土地所有権移転の原則
第 692 条 土地所有権移転の効力
第 XXVII 章 土地所有権の交換契約
第 693 条 土地所有権の交換契約
第 694 条 土地所有権の交換契約の主要内容
第 695 条 土地所有権交換の各当事者の義務
第 696 条 土地所有権交換の各当事者の権利

第 XXVIII 章 土地所有権の譲渡契約

第 697 条 土地所有権の譲渡契約
第 698 条 土地所有権の譲渡契約の内容
第 699 条 土地所有権の譲渡人の義務
第 700 条 土地所有権の譲渡人の権利
第 701 条 土地所有権の譲受人の義務
第 702 条 土地所有権の譲受人の権利

第 XXIX 章 土地所有権の質貸借契約、転賃貸借契約

第 1 節 土地所有権の質貸借契約

第 703 条 土地所有権の質貸借契約
第 704 条 土地所有権の質貸借契約の内容
第 705 条 土地所有権の質貸人の義務
第 706 条 土地所有権の質貸人の権利
第 707 条 土地所有権の質借人の義務
第 708 条 土地所有権の質借人の権利
第 709 条 土地所有権賃料の支払の遅滞
第 710 条 土地の回収による損害賠償
第 711 条 当事者の一方が死亡した場合の土地所有権の質貸借の継続権
第 712 条 土地所有権の質貸借期間中の土地所有権の譲渡
第 713 条 土地所有権の質貸借契約の終了

第 2 節 土地所有権の転賃貸借契約

第 714 条 土地所有権の転賃貸借契約

第 XXX 章 土地所有権の抵当契約

第 715 条 土地所有権の抵当
第 716 条 土地所有権の抵当の範囲

第 717 条 土地所有権の抵当権設定者の義務
第 718 条 土地所有権の抵当権設定者の権利

第 719 条 土地所有権の抵当権者の義務
第 720 条 土地所有権の抵当権者の権利
第 721 条 抵当に入れた土地所有権の処分

第 XXXI 章 土地所有権の贈与契約

第 722 条 土地所有権の贈与契約
第 723 条 土地所有権の贈与契約の内容
第 724 条 土地所有権の贈与者の義務
第 725 条 土地所有権の受贈者の義務
第 726 条 土地所有権の受贈者の権利

第 XXXII 章 土地所有権の代価による出資契約

第 727 条 土地所有権の代価による出資契約
第 728 条 土地所有権の代価による出資契約の内容
第 729 条 土地所有権の代価による出資者の義務
第 730 条 土地所有権の代価による出資者の権利

第 731 条 土地所有権の代価による出資を受ける者の義務

第 732 条 土地所有権の代価による出資を受ける者の権利

第 XXXIII 章 土地所有権の相続

第 733 条 土地所有権の相続
第 734 条 土地所有権を相続させる個人
第 735 条 国家から世帯に引き渡された土地の所有権の相続

第 6 編 知的財産権及び技術移転

第 XXXIV 章 著作権

第 1 節 著作権

第 736 条 著作権者
第 737 条 著作権の対象
第 738 条 著作権の内容
第 739 条 著作権の発生時点
第 740 条 著作権の所有者
第 741 条 共同著作権者の権利分割
第 742 条 著作権の移転
第 743 条 著作権に属する財産権の譲渡契約

第 2 節 著作権に関する権利

第 744 条 著作権に関する権利の対象
第 745 条 実演に対する権利の所有者と内容
第 746 条 録音版、録画版に対する権利の

内容と所有者

第 747 条 放送に対する権利の内容と所有者

第 748 条 デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利の内容と所有者

第 749 条 関係する権利の譲渡

第 XXXV 章 工業所有権と植物品種に対する権利

第 750 条 工業所有権と植物品種に対する権利の対象

第 751 条 工業所有権と植物品種に対する権利の内容

第 752 条 工業所有権と植物品種に対する権利の取得根拠

第 753 条 工業所有権と植物品種に対する権利の移転

第 XXXVI 章 技術移転

第 754 条 技術移転権

第 755 条 技術移転の対象

第 756 条 移転のできない技術

第 757 条 技術移転契約

第 7 編 外国的要素をもつ民事関係

第 758 条 外国的要素を持つ民事関係

第 759 条 ベトナム社会主義共和国の民法、国際条約、外国法及び国際慣習の適用

第 760 条 無国籍の者、二重国籍又は多重国籍の外国人に対する法律適用の根拠

第 761 条 外国人の民法上の能力

第 762 条 外国人の民事行為能力

第 763 条 民事行為無能力者、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者の確定

第 764 条 失踪者又は死亡者の確定

第 765 条 外国法人の民法上の能力

第 766 条 財産所有権

第 767 条 外国的要素を持つ法律による相続

第 768 条 遺言による相続

第 769 条 民事契約

第 770 条 契約の要式

第 771 条 隔地者間の民事契約締結

第 772 条 単独取引

第 773 条 不法行為による損害賠償

第 774 条 外国要素のある著作権

第 775 条 工業所有権及び作物の品種に対する権利

第 776 条 外国要素のある技術移転

第 777 条 提訴時効

ベトナム社会主義共和国
国会第 7 会期, 国会 XI 期
(2005 年 5 月 5 日~2005 年 6 月 14 日)

民法典

2001 年 12 月 25 日付の第 10 会期, 国会 X 期の決議 51/2001/QH10 号に基づいて改正, 補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に基づいて,
本民法典は民事について規定する。

第 1 編
総則

第 I 章
民法典の任務と効力

第 1 条 民法典の任務と調整範囲

民法典は, 個人・法人・他の主体の法的地位, 対応方法の法律基準を規定し, 民事, 婚姻と家庭, 経営, 商業, 労働関係 (以下, 一般に「民事関係」と称する。)における財産, 人格についての各主体の権利と義務を規定する。

民法典の任務は, 個人・組織の合法的な権利利益, 国家の利益, 公共の利益を守り, 民事関係上の平等と法的安全を保障し, 国民の物質的・精神的需要を満たす条件を作りだすように寄与し, 社会・経済の発展を促進するものである。

第 2 条 民法典の効力

1. 民法典は, 本法典が有効となる日以降確立される民事関係に対して適用される。ただし, 本法典又は国会決議が別に規定する場合を除く。

2. 民法典は, ベトナム社会主義共和国の全領土において適用される。

3. 民法典は, ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の異なる規定がある場合を除き, 民法典は, 外国的要素をもつ民事関係に対しても適用される。

第 3 条 慣習適用, 法律の同様規定の適用

法律で規定されていない又は各当事者の合意がない場合, 慣習を適用することができる。慣習がなければ法律の同様な規定を適用することができる。慣習と法律の同様な規定は本法典で規定される諸原則に反してはならない。

第 II 章
基本諸原則

第 4 条 自由で, 自主的に約束し, 合意する原則

民事権・民事義務の確立において自由に約束し, 合意する権利は, 法律によって保証される。ただし, 当該約束・合意が法律禁則, 社会道徳に違反しない場合に限る。

民事関係において各当事者は完全に自主的で一方が他方に無理強い, 禁止, 強制, 脅迫, 妨害をしてはならない。

全ての合法的な約束, 合意は各当事者に強制履行の効力を有し, そして全ての個人, 法人, 他の主体に尊重されなければならない。

第 5 条 平等原則

民事関係において, 各当事者は平等で民族・性別・社会の身分, 経済力, 信仰, 宗教, 知的レベル, 職業についての相違を理由として, 不平等に対処してはならない。

第 6 条 善意・誠実原則

民事関係上, 一方が他方を騙してはならず, 各当事者は, 民事権・民事義務確立において, 善意・誠実でなければならない。

第 7 条 民事責任の負担の原則

各当事者は, 自分の民事義務を厳正に履行し, 義務を履行しない又は正しく履行しないことに対して自分で責任を負わなければならない。自主的に履行しなければ, 法律の規定に基づいて強制されることがある。

第 8 条 道徳, 伝統の尊重原則

民事権・民事義務の確立及び履行は, 民族の特色の保護を保障し, またベトナムに住んでいる諸民族の風俗, 習慣, よい伝統, 団結, 相互扶助, 相愛, 一人が共同のため・共同が一人のためという精神及び崇高な道徳の価値を尊重し, 発揮させるものでなければならない。

少数民族は, 自分の物質的・精神的生活の水準を一步步向上させるために民事関係において有利な環境条件がもたらされる。民事権・民事義務の履行において高年齢, 子, 身体障害者を扶助することが奨励される。

第 9 条 民事権の保護

1. 個人, 法人及び他の主体の民事権のすべては, 尊重され, 法律で保護される。

2. ある主体の民事権が侵犯される時その主体は本法典の規定に基づいて自分の権利を保護する権利を有し, 又は権限のある機関, 組織に以下の事を請求する権利を有する。

- 自己の民事権を認める
- 違反行為を終了させる
- 公開で謝罪, 訂正させる
- 民事義務を履行させる
- 損害を賠償させる

第 10 条 国家の利益, 公共の利益, 他人の合法的な権利と利益の尊重原則

民事権・民事義務の確立, 履行は, 国家の利益, 公共の利益, 他人の合法的な権利・利益を侵犯してはならない。

第 11 条 法律遵守原則

民事権・民事義務の確立、履行は、本法典と法律の他の規定を遵守しなければならない。

第12条 和解原則

民事関係において、法律の規定に合致する各当事者間の和解が、奨励される。

民事関係の参加、民事紛争の処理において武力を使ったり、又は武力で脅かしたりしてはならない。

第13条 民事権・民事義務の確立の根拠

民事権・民事義務は以下の根拠から確立される。

- 1.合法的民事取引
- 2.裁判所、他の権限のある国家機関の決定
- 3.法律によって定められる法的事件
- 4.知的所有権に属する対象物である精神的価値創造
- 5.法的根拠のある財産の占有
- 6.違法行為による損害
- 7.委任のない事務取引の履行
- 8.法的根拠のない財産の占有、使用及び収益
- 9.法律で規定される他の根拠

第三章 個人

第1節

個人の民事法律能力、民事行為能力

第14条 個人の民事法律能力

- 1.個人の民事法律能力とは、民事権及び民事義務を有する個人の能力のことである。
- 2.すべての個人は、同等の民事法律能力を有する。
- 3.個人の民事法律能力は、その人が出生したときから発生し、その人が死亡したら、終了する。

第15条 個人の民事法律能力の内容

個人は、以下の民事権と民事義務を有する。

- 1.財産と結びつきがない人格権及び財産に結びつきがある人格権
- 2.財産に対する所有権、相続権、他の権利
- 3.民事関係に参加する権利及びその関係から発生する義務

第16条 個人の民事法律能力の非制限

法律に定められる場合を除き、個人の民事法律能力が制限されることはない。

第17条 個人の行為能力

個人の行為能力とは、自分の行為で、民事権・民事義務を確立し、履行する個人の能力のことである。

第18条 成年者、未成年者

満18歳以上の人は成年者である。18歳未満の人は未成年者である。

第19条 成年者の民事行為能力

本法典の第22条と第23条で規定される場合を除き、成年者は、十分な民事行為能力を有する。

第20条 満6歳から18歳未満の未成年者の民事行為能力

- 1.年齢に合致する日常生活需要のための取引又は法律に別の規定がある場合を除き、満6歳から18歳未満の人は、民事取引を確立し、履行するときは、法定代理人の同意を得なければならない。
- 2.民事義務の履行を担保する固有財産を有する場合、満15歳から18歳未満の人は、法定代理人の同意を得る必要がなく、自ら民事取引を確立し、履行することができる。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。

第21条 民事行為能力を有しない人

6歳未満の人は、行為能力を有しない。6歳未満の人の民事取引は、法定代理人によって確立し、履行されなければならない。

第22条 民事行為能力の喪失

1.人が精神病又は他の病気にかかって、自分の行為を認識し、管制することができない場合、関連する権利利益を有する人の要請により、裁判所は、鑑定組織の結論に基づいて民事行為能力を喪失したと宣告する決定をする。

人の民事行為能力の喪失を宣告する根拠がなくなった場合、本人自ら又は関連する権利利益を有する人の要請により、裁判所は、民事行為能力を喪失したとの宣告決定を取り消す決定を下す。

2.民事行為能力を喪失した人の民事取引は、法定代理人によって成立し、履行されなければならない。

第23条 民事行為能力の制限

1.麻薬又は他の刺激物に耽溺して、家族の財産を散失させる人に対しては、関連する権利利益を有する人、関係機関・組織の要請により、裁判所は、その人が民事行為能力制限者であるとの宣告決定することができる。

2.民事行為能力制限者の法定代理人と代理範囲は、裁判所によって決められる。民事行為能力制限者の財産に関連する民事取引は、日常生活のための取引を除き、法定代理人の同意が必要である。

3.民事行為能力制限者であるとの宣告に根拠がなくなった場合、本人自ら又は関連する権利利益を有する人、関係機関・組織の要請により、裁判所は、民事行為能力を制限する宣告決定を取り消す決定をする。

第2節 人格権

第24条 人格権

本法典で規定される人格権とは、法律に別の規定がある場合を除き、各個人に結び付いており他人に移転することができない民事権のことである。

第25条 人格権の保護

個人の人格権が侵害されたとき、本人は、以下の権利を有する。

- 1.自分で訂正する。
- 2.違反行為を終了し、公開の謝罪、訂正をするように、違反者に要求する又は違反者に違反行為を終了させ、公開の謝罪、訂正をするよう権限のある機関、組織に要求する。
- 3.損害を賠償するように違反者を要求する又は違反者に損害を賠償させるよう権限のある機関、組織に要求する。

第26条 氏名に対する権利

- 1.個人は、氏名をもつ権利を有する。人の氏名は、その人の出生届の氏名に基づいて確定される。
- 2.個人は権限のある国家機関に公認された自分の氏名に従って民事権・民事義務を確立し、履行する。
- 3.偽名、筆名を使用して他人の合法的な権利利益に損害を与えてはならない。

第27条 氏名変更の権利

1.個人は、以下の場合において、権限のある国家機関に氏名変更を公認するように要求する権利を有する。

- a)その使用により、間違えを生じさせ、家族の感情及び自分の名誉・合法的な権利利益に影響を与える氏名を持つ人からの要求がある場合
- b)養子の氏名変更の場合は養父、養母からの要求、養子が養子を止めて、実父母につけられた氏名を取り戻す場合は本人又はその実父母の要求がある場合
- c)子の父母を確定するとき、実父、実母又は本人の要求がある場

合

- d)子の名字を父の名字から母の名字又はその逆に変更する場合
 - dd)自分の血統が不明であったが、それが判明した人が氏名を変更する場合
 - e)性別を再確定した人が氏名を変更する場合
 - g)戸籍に関する法律で規定される他の場合
- 2.満9歳以上の人の氏名変更は、本人の同意が必要である。
- 3.氏名変更は、前の氏名に従って確立された民事権・民事義務を変更させず、終了させない。

第28条 民族確定の権利

- 1.個人の民族は、出生のときに実父、実母の民族に従って確定される。実父、実母が異なる民族に属する場合、子の民族は、慣習又は父母の合意により実父の民族又は実母の民族に従って確定される。
- 2.成人者、未成年者の実父と実母又は後見人は以下の場合において権限のある国家機関に対して自分の民族を確定するように要求する権利を有する。
- a)実父又は実母が異なる民族に属するならば、実父、又は実母の民族に従って再確定する。
 - b)異なる民族の養子となり、誰が実父、実母であるのかわからなかったために養父、養母の民族に従って確定された場合、実父、実母の民族に従って再確定する。
- 3.本条第2項に従って、未成年者の実父と実母又は後見人が満15歳以上の未成年者のために民族の再確定を要求する場合、当該未成年者の承諾を得なければならない。

第29条 出生届の権利

個人は生まれるときに出生の届ける権利を有する。

第30条 死亡届の権利

- 1.死亡者がいる場合、親族、死亡者がいる家主又は機関、組織は当該死亡者のために死亡を届けなければならない。
- 2.生まれた後に死亡した新生児は出生と死亡を届けなければならない。生まれる前に死亡した又は生まれた後すぐ死亡した場合、出生と死亡を届けなくてもいい。

第31条 肖像に対する個人の権利

- 1.個人は、自分の肖像に対する権利を有する。
- 2.個人の肖像の利用は、その人の同意を得なければならない。本人が死亡したか、又は民事行為能力を喪失したか15歳未満である場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は代理人の同意を得なければならない。ただし、国家の利益、公共の利益のため又は法律の別の規定がある場合を除く。
- 3.肖像を有する人の名誉、人格、信用を侵犯する他人の肖像使用を厳禁する。

第32条 生命・健康・身体に対する安全を保障される権利

- 1.個人は、生命・健康・身体に対する安全を保障される権利を有する。
- 2.事故にあったり、病気にかかったりして生命が脅かされる人を発見するとき、発見者は、医療機関に送る責任を有する。医療機関は、その人の救命を断わず、既存の設備、能力を活用して救命しなければならない。
- 3.人の身体に対する新治療法の行使及び身体部分の麻酔、手術、切断、移植は、本人の同意を得なければならない。未成年者、民事行為能力喪失者又は意識不明の患者である場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は後見人の同意を得なければならない。患者の命が脅かされていて、その人の父母、後見人又は親族の意見を待つことができない場合、治療機関の首長の決定を要する。
- 4.死体の解剖は以下の場合において実施される。
- a)死亡者の死亡前の同意を得る。
 - b)死亡者の死亡前の意見がなかった場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子、後見人の同意を得る。

d)必要な場合において、医療機関、権限のある国家機関の決定に従う。

第33条 体の部分の提供権

個人は病気の治療又は科学研究の目的で自己の身体の部分を提供する権利を有する。

体の部分の提供と使用は、法律の規定に基づいて実施される。

第34条 死亡後の死体又は体の部分の提供権

個人は病気の治療又は科学研究の目的で自己の死体又は体の部分を提供する権利を有する。

死人の死体、身体の部分の提供と使用は、法律の規定に基づいて実施される。

第35条 人体の部分を受け取る権利

個人は自分の病気治療の為に他人の体の部分を受け取る権利を有する。

商業目的で他人の体の部分を受け取り、使用することを厳禁する。

第36条 性を再確認する権利

個人は性を再確認する権利がある。

性の再確認は本人の性が先天性の障害又は形がまだ正確に定まらないことによって性を明確に確定するために医学の干渉が必要な場合に実施される。

性の再確認は、法律の規定に基づいて実施される。

第37条 名誉、人格、威信が保護される権利

個人の名誉、人格、威信は、尊重され、法律により保護される。

第38条 プライバシーの秘密に対する権利

- 1.個人のプライバシーの秘密に対する権利は、尊重され、法律により保護される。
- 2.個人のプライバシーについての情報・資料を収集し、公表することは、本人の同意を得なければならない。その人が死亡した場合は、民事行為能力を喪失した場合、15歳未満の場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は代理人の同意を得なければならない。ただし、権限のある国家機関の決定に従って情報・資料を収集し、公表する場合を除く。
- 3.個人の手紙、電話、電報、その他の電子情報の形式は安全と秘密が保証される。
- 個人の手紙、電話、電報その他の形式の電子情報の検査は法律で規定されかつ権限のある国家機関の決定がある場合において行われる。

第39条 婚姻権

婚姻と家族についての法律の規定に基づいて婚姻条件を整える男女は、自由に婚姻する権利を有する。

異なる民族、宗教に属する人との自由婚姻及び信仰を持つ人と信仰を持たない人との自由婚姻、ベトナム国民と外国人との自由婚姻は尊重され、法律で保護される。

第40条 夫婦の平等権

夫婦は、互いに平等であり、家族や民事関係のあらゆる面において同等の権利と義務を有し、安楽で、平等、進歩的、幸福で、持続的な家庭を共に築く。

第41条 家族の構成員間の世話を享受する権利

家族の構成員は、ベトナム家族の素晴らしい道徳伝統に合致する互いの世話と扶助を享受する権利を有する。

未成年者の子、孫は、父母、祖父母からの世話、扶養を享受することができ、子、孫は、父母、祖父母を尊敬し、世話し、扶養する義務を有する。

第42条 離婚権

妻、夫又は夫婦の二人揃って、裁判所に離婚の非訟事件を処理するように要求する権利を有する。

第 43 条 父、母、子の認定権、不認定権

- 1.他人の父、母又は子であると認定されない人は、自分がその人の父・母又は子であると認定するように権限のある国家機関に要求する権利を有する。
- 2.他人の父、母又は子であると認定される人は、自分がその人の父、母又は子ではないと認定するように権限のある国家機関に要求する権利を有する。

第 44 条 養子を養う権利及び養子と認められる権利

個人の養子を養う権利及び養子と認められる権利は、法律で承認され、保護される。
養子を養うこと及び養子と認められることは、法律の規定に基づいて、実行される。

第 45 条 国籍に対する権利

個人は国籍を持つ権利を有する。
ベトナム国籍の認定・変更・取得・取消しは、国籍に関する法律の規定に基づいて実行される。

第 46 条 住居の不可侵の権利

個人は住居の不可侵の権利を有する。
人の住居に入るには、本人の同意を得なければならない。
他人の意思に反して住居に入ってはならない。法律で規定されかつ権限のある国家機関の決定がある場合に限り、人の住居を検査することができる。この検査は、法律で規定される手順、手続に従って実行されなければならない。

第 47 条 信仰・宗教の自由権

- 1.個人は、どの宗教に従うか否か、信仰・宗教の自由権を有する。
- 2.何人も、信仰・宗教の自由権を侵犯してはならず、信仰・宗教を利用して、国家の利益、公益の利益、他人の合法的な権利利益を侵犯してはならない。

第 48 条 往来・居住の自由権

- 1.個人は、自由に往来し、居住する権利を有する。
- 2.個人の往来・居住の自由権は、権限のある国家機関の決定及び法律で規定される手順、手続のみによって制限される。

第 49 条 労働権

個人は労働権を有する。
すべての人は、働く権利、仕事・職業を自由に選定する権利を有する。性別、民族、社会的身分、信仰、宗教に関して差別されてはならない。

第 50 条 経営の自由権

個人の経営の自由権は、尊重され、法律により保護される。
個人は、経営の方式、分野、業種を選択し、企業を設立し、契約を自由に締結し、労働者を雇う権利及び法律に規定による他の権利を有する。

第 51 条 研究、創造の自由権

- 1.個人は、科学・技術研究、発明、創作、技術改善の発想、生産の合理化、文学・芸術を創作、評論し、他の研究・創作活動に参加する自由権を有する。
- 2.研究、創造の自由権は、尊重され、法律で保護される。何人も個人の研究、創造の自由権を阻止し、制限してはならない。

第 3 節 居所

第 52 条 居所

- 1.個人の居所とはその人が常に生活する場所である。
- 2.本条第 1 項に従って個人の居所を確定することができない場合、居所は、その人が生活する場所である。

第 53 条 未成年者の居所

- 1.未成年者の居所は、父母の居所である。父母の居所が異なる場合、未成年者の居所は、その未成年者が常に共同生活する父の居所又は母の居所である。
- 2.未成年者は、父母の同意を得た又は法律の規定がある場合、父母の居所と違う居所を持つことができる。

第 54 条 被後見人の居所

- 1.被後見人の居所は、後見人の居所である。
- 2.被後見人は、後見人の同意を得た又は法律の規定がある場合、後見人の居所と異なる居所を持つことができる。

第 55 条 夫婦の居所

- 1.夫婦の居所とは、夫婦が常に共同生活する居所である。
- 2.合意がある場合、夫婦は異なる居所を持つことができる。

第 56 条 軍人の居所

- 1.軍事義務を履行している軍人の居所は、その軍人の部隊が駐屯するところである。
- 2.軍隊の士官、職業軍人、国防労働者・職員の居所は、その人の部隊が駐屯するところである。ただし、本法典第 52 条第 1 項の規定による居所を持つ人を除く。

第 57 条 移動的職業をする人の居所

船舶、船、移動的職業を営む他の手設で移動的職業をする人の居所は、それらの人が本法典第 52 条第 1 項の規定による居所をもつ場合を除き、その船舶、船、他の手段が登記される場所である。

第 4 節 後見

第 58 条 後見

- 1.後見とは、未成年者、民事行為能力喪失者（以下、一般に「被後見人」と称する。）の世話及び合法的な権利利益の保護を行うために個人、組織又は国家機関（以下、一般に「後見人」と称する。）が法律に定められ又は選定されることである。
- 2.被後見人は、以下のとおりである。
 - a)すでに父母がない、父母を確定できない、父母ともに民事行為能力を喪失している若しくは民事行為能力が制限され、裁判所に父母の権利を制限されている、又は父母が、その未成年者を世話し、教育することができず、父母によって要求される場合の未成年者
 - b)民事行為能力喪失者
- 3.本条第 2 項 a 号で規定される 15 歳未満の及び本条第 2 項 b 号で規定される人は、後見人が必要である。
 - 1 人で複数人の後見人となることができる。ただし、本法典第 61 条第 2 項又は第 62 条第 3 項の規定に基づいて後見人が父母又は祖父母である場合を除き、1 人の後見人にしかなれない。

第 59 条 後見の監査

- 1.被後見人の親族は後見を行うにあたり、後見人を監視、督促、又は検査し、後見に関連する後見人の提案や陳情を検討し、速やかに処理する監査人である代理人を選定する責任を負う。後見を監督する親族は下記の人を含む。
被後見人の妻、夫、父、母、子。
上述親族のうち誰もいなければ後見を監督する親族は下記の人を含む。
被後見人の父方祖父、父方祖母、母方祖父、母方祖母、実兄、実姉、実妹、実弟
上述親族のうち誰もいなければ後見を監督する親族は下記の人を

含む。

被後見人の父方伯父・伯母，父方叔父・叔母，母方伯父・伯母，母方叔父・叔母

- 2.本条1項に規定した被後見人に後見を監督する親族がいらない又は親族が後見の監査人を選定することができない場合，後見人が居住する村，街区，町人民委員会が後見の監査人を選定する。
- 3.後見を監督する親族は十分な民事行為能力を有する人でなければならない。

第60条 個人である後見人の条件

以下の条件を整える人は，後見人となることができる。

- 1.十分な民事行為能力を有する。
- 2.良い道徳品格を有し，刑事責任を追及されていない人又は他人の健康，名誉，品格，財産を故意に侵犯する罪により有罪宣告されていたが犯歴を抹消されている人。
- 3.後見の履行を保証する必要な条件をもつ。

第61条 未成年者の当然後見人

すでに父母がない，父母を確定できない，又は父母ともに民事行為能力を喪失している若しくは民事行為能力が制限され，裁判所に父母の権利を制限されている，又は父母がその未成年者を扶養し，教育することができず，父母が要求される場合，未成年者の当然後見人は以下のとおり確定される。

- 1.実の兄姉に別の合意がなければ，成年者の長兄又は長姉は，未成年者の弟妹の後見人となり，長兄又は長姉が後見人となる条件を整えていない場合，次の兄姉が，後見人になる。
- 2.実の兄姉がいらない，又は実の兄姉が後見人となる条件を整えていない場合，父方の祖父母，母方の祖父母が後見人になり，これら親族に後見人となる条件を整えた何人もいない場合，父方伯父・伯母，父方叔父・叔母，母方伯父・伯母，母方叔父・叔母が後見人となる。

第62条 民事行為能力喪失者の当然後見人

- 1.妻が民事行為能力を喪失する場合，夫は，後見人になり，夫が民事行為能力を喪失する場合，妻は後見人となる。
- 2.父母ともに民事行為能力を喪失したか，又は一方が民事行為能力を喪失し，他方は後見人となる条件を整えていない場合，長子が，後見人になり，長子が後見人となる条件を整えていない場合，次子が，後見人になる。
- 3.民事行為能力を喪失している成年者がまだ婚姻していない，子がまだいない，又は婚姻していて，子がいるが，その人の妻又は夫，子が後見人となる条件を整えていない場合，父母が，後見人になる。

第63条 後見人の選定

未成年者又は民事行為能力を喪失した者が，本法典第61条と第62条で規定される当然後見人がいない場合，被後見人が居住する村，街区，町人民委員会は後見人を選定するか又は後見を担当するよう一組織を提言する責任を負う。

第64条 後見人の選定の手続

- 1.後見人の選定は，文書に作成され，その文書の中には，後見人を選定した理由，後見人の具体的な権利と義務，被後見人の財産の状態について明確に記入しなければならない。
- 2.後見人の選定は，被後見人の同意を得なければならない。

第65条 15歳未満の被後見人に対する後見人の義務

15歳未満の被後見人の後見人は，以下の義務を有する。

- 1.被後見人を世話し，教育する。
- 2.法律において15歳未満の人が自分で民事取引を確立し，履行することができるという規定がある場合を除き，民事取引において被後見人の代理をする。
- 3.被後見人の財産を管理する。
- 4.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

第66条 満15歳から18歳未満の被後見人に対する後見人の義務

満15歳から18歳未満の被後見人の後見人は，以下の義務を有する。

- 1.法律において満15歳から18歳未満の人が自ら民事取引を確立し，履行することができるという規定がある場合を除き，民事取引において被後見人を代理する。
- 2.被後見人の財産を管理する。
- 3.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

第67条 民事行為能力を喪失している被後見人の後見人の義務

民事行為能力を喪失している被後見人の後見人には，以下の義務がある。

- 1.被後見人の世話をし，病気の治療を保障する。
- 2.民事取引において被後見人を代理する。
- 3.被後見人の財産を管理する。
- 4.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

第68条 後見人の権利

後見人は，以下の権利を有する。

- 1.被後見人の財産を使って被後見人を世話し，必要な需要を満たす。
- 2.被後見人の財産を管理するのに必要な費用を精算してもらう。
- 3.被後見人の合法的な権利利益を保護するために，民事取引の確立・履行において，被後見人を代理する。

第69条 被後見人の財産の管理

- 1.後見人は，被後見人の財産を自己の財産のように管理する責任がある。
 - 2.後見人は被後見人の利益のために被後見人の財産に関する取引を行うことができる。価値の大きな被後見人の財産について，売却，交換，賃貸借，使用貸借，質入れ，抵当の設定，寄託及びその他の取引をするためには，後見監督者の同意を得なければならない。
- 後見人は，被後見人の財産を他人に贈与することができない。
- 3.被後見人の財産に関する後見人と被後見人との全ての民事取引は，無効である。ただし，被後見人の利益のために行われ，後見監督者の同意がある取引を除く。

第70条 後見人の変更

- 1.後見人は，以下の場合において変更される。
 - a)後見人が，本法典第60条で規定される条件を満たさなくなる。
 - b)個人である後見人が死亡するか，裁判所に失踪宣告され，後見を行う組織が活動を終了した。
 - c)後見人が後見について重大な義務違反を犯した。
 - d)後見人が変更を要求し，他の人が後見を引き受けた。
- 2.当然後見人の変更の場合において，本法典第61条と第62条で規定される人は，当然後見人になる。当然後見人がいない場合，後見人の選定は，本法典第63条の規定に基づいて行われる。
- 3.選定された後見人を変更する手続は，本法典第64条と第71条の規定に基づいて行われる。

第71条 選定された後見人への後見の引渡し

- 1.選定された後見人を変更した場合，新後見人が決められてから15日以内に，後見を行使していた人は，自分の代わりにの人に後見を引き渡さなければならない。
- 2.後見の引渡しには，文書が作成されなければならない。その文書に後見を引き渡した理由及び引き渡しの時点における被後見人の財産の状態を明確に記入しなければならない。後見人を選定した人及び後見の監督者は，後見の引渡しに立ち会う。
- 3.個人である後見人が死亡した，裁判所から民事行為能力の制限，民事行為能力喪失若しくは失踪の宣告を受けた，又は後見を行う組織が活動を終了したとの理由で後見人を変更する場合，後見人

を選定した人は、新後見人に後見を引き渡すために、後見監督者の立会いの下で、被後見人の財産の状態及び後見の実施過程において発生した権利義務を調書に明記する。

4.選定された後見人に対する後見の引渡しは、新後見人が居住する村、街区、町人民委員会の承認を得なければならない。

第72条 後見の終了

後見は、以下の場合において終了する。

- 1.被後見人が、十分な民事行為能力を有するようになった。
- 2.被後見人が死亡した。
- 3.被後見人の父母が、自己の権利義務を履行することができるようになった。
- 4.被後見人が養子になった。

第73条 後見終了の結果

1.後見が終了したとき、後見が終了してから3か月以内に、後見人は、被後見人又は被後見人の父母に対して、財産を精算しなければならない。

被後見人が死亡した場合、後見人は、後見が終了してから3か月以内に、死亡者の相続人に対して、財産を精算しなければならない。その期限が到来してもなお相続人が確定されないときは、後見人は、被後見人の財産が相続に関する法律の規定に基づいて処理されるまで、その財産を継続して管理し、後見人の居住する場所における村、街区、町人民委員会に通知しなければならない。財産の精算は、後見の監督者の監視において行われる。

2.被後見人の利益のために民事取引によって発生された権利と義務は下記の通りに実施される。

- a)民事行為能力を有するようになったとき、被後見人に移転する。
- b)本法典第72条第3項第4項の規定の場合に被後見人の父母に移転する。
- c)被後見人が死亡した場合、被後見人の相続人に移転する。

第5節

居所不在者の搜索の通告

失踪宣告、死亡宣告

第74条 居所不在者の搜索、不在者の財産管理の通告の要求
不在者が6か月以上消息を絶っているとき、利害関係者は、民事訴訟に関する法律の規定に基づいて不在者を搜索するように裁判所に要求し、また本法典第75条の規定に基づいて不在者の財産を管理するように裁判所に要求する権利を有する。

第75条 居所不在者の財産管理

1.場合に依りて利害関係者の要求により、裁判所は、居所不在者の財産を以下の人に管理させる。

- a)不在者から管理を委任された財産については、被委任者は引き続き管理する。
- b)共有財産については、残った共有者が管理する。
- c)妻又は夫が現に管理している財産については、妻又は夫が引き続き管理する。妻又は夫が死亡し、又は民事行為能力を喪失し、民事行為能力を制限された場合は、成年者の子又は不在者の父母が管理する。

2.本条第1項にあたる人がいない場合、裁判所は、居所不在者の親族の中から一人を指名してその人の財産を管理させる。親族がいなければ、裁判所は他の人を指名して管理させる。

第76条 居所不在者の財産の管理者の義務

居所不在者の財産の管理者には、以下の義務がある。

- 1.不在者の財産を自己の財産のように保持し、保管する。
- 2.財産が破損するおそれのある収穫物その他の製品であるときは直ちに売却する。
- 3.裁判所の決定に従い、不在者の財産でその人の扶養料の支払義務を履行し、期限の到来した借金を返済する。
- 4.不在者が戻ったときは、その財産を返還し、裁判所に通知しな

ければならない。財産管理について過失により損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第77条 居所不在者の財産の管理者の権利

居所不在者の財産の管理者は、以下の権利を有する。

- 1.不在者の利益のために財産を管理する。
- 2.不在者の財産の一部を引き出して、不在者の扶養義務を履行し、期限の到来した借金を返済する。
- 3.財産管理に必要な費用を精算することができる。

第78条 人の失踪宣告

1.2年にわたって消息を絶った人を、民事訴訟に関する法律の規定に基づいて通告し、搜索するように努力を尽くしたにもかかわらず、その人が生存しているか死亡したかという確実な便りがない場合、利害関係者の要求により、裁判所は、その人につき失踪宣告をする。2年の期間は、その人に関する最後の情報を知った日から起算する。最後の情報を知った日が確定されない場合、2年の期間は、最後の情報を知った月の翌月の最初の日から起算する。最後の情報を知った日、月が確定されない場合、その期間は、最後の情報を知った年の翌年の最初の日から起算する。

2.失踪宣告を受けた人の妻又は夫が離婚届を提出した場合、裁判所は離婚を認めて解決する。

第79条 失踪宣告を受けた人の財産の管理

本法典第75条第1項の規定に基づいて居所不在者の財産を管理している人は、裁判所から失踪宣告を受けた人の財産を引き続き管理し、本法典第76条と第77条に規定する権利と義務を有する。裁判所が失踪宣告を受けた人の妻又は夫の離婚を認めた場合、失踪者の財産は、成年者の子又は不在者の父母に管理される。そのような人がいない場合、失踪者の親族に財産を管理させる。親族がいなくても、裁判所は他の人を指名して管理させる。

第80条 人の失踪宣告の決定破棄

- 1.失踪宣告を受けた人が戻ったか、又は生存しているという確実な知らせがあるとき、その人又は利害関係者の要求により、裁判所は、その人の失踪宣告の決定を破棄する決定を下す。
- 2.失踪宣告を受けた人が戻ってきた人は、財産管理のための費用を精算してから、財産管理者から財産を取り返すことができる。
- 3.失踪宣告を受けた人の妻又は夫の離婚が既に認められた場合、失踪宣告を受けた人が戻ったか、又は生存しているという確実な知らせがあっても、離婚を認める決定はなお法的効力を有する。

第81条 人の死亡宣告

1.利害関係者は、以下の場合において、人の死亡宣告をするように裁判所に要求することができる。

- a)裁判所の失踪宣告決定が法的効力が生じた日から3年後、なお生存しているという確実な情報がない場合
 - b)戦争中に消息を絶って、戦争が終わった日から5年後、なお生存しているという確実な情報がない場合
 - c)事故又は大災害、天災にあって、その事故又は大災害、天災が終了した日から1年後、なお生存しているという確実な情報がない場合。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
 - d)継続して5年間以上にわたり、消息を絶って、生存しているという確実な情報がない場合。5年の期間は、本法典第78条第1項の規定に基づいて計算する。
- 2.それぞれの場合に従い、裁判所は、本法典本条第1項の規定の諸場合に基づいて、死亡宣告を受けた人の死亡した日を確定する。

第82条 裁判所から死亡宣告を受けた人の人格関係と財産関係

- 1.人に対する裁判所の死亡宣告決定に法的効力が生じたときは、その人の婚姻・家族関係、又は人格関係は、死亡した人と同じように処理される。
- 2.裁判所から死亡宣告を受けた人の財産関係は死亡した人と同じように処理され、その人の財産は相続に関する法律に従って処理

される。

第 83 条 死亡宣告決定の破棄

1.死亡宣告を受けた人が戻った、又は生存しているという確実な情報があるときは、その人又は利害関係者の要求により、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定をする。

2.以下の各場合を除き、死亡宣告を受けた人の人格関係は、裁判所が、死亡宣告の決定を破棄する決定をしたときから回復する。

a)死亡宣告を受けた人の妻又は夫が本法典78条2項に基づき裁判所により離婚を認められた場合、離婚決定は引き続き法的効力を有する。

b)死亡宣告を受けた人の妻又は夫が他の人と婚姻している場合、その婚姻は法的効力を有する。

3.死亡宣告を受けたが、まだ生存している人は、相続財産を引き受けた人に対して現在残っている財産、財産の価値を返還するように要求する権利を有する。

死亡宣告を受けた人の相続人がその人が生存していることを知っているが、わざと隠して相続財産を享受しようとする場合、その人は、引き受けた天然果実と法定果実を含む財産の全部を返還しなければならない。損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第 IV 章

法人

第 1 節

法人についての総則

第 84 条 法人

法人と認められる組織は、以下の条件を満たす組織である。

1.合法的に設立された。

2.確固たる組織構成を有する。

3.他の個人、組織と独立した財産を有して、その財産をもって自ら責任を負う。

4.自分の名義をもって独立で法的関係に参加する。

第 85 条 法人設立

法人は、個人、組織の創意、又は権限のある国家機関の決定に基づいて設立される。

第 86 条 法人の民事行為能力

1.法人の民事行為能力とは、自分の事業目的に合致する民事権・民事義務を有する法人の能力のことである。

2.法人の民事行為能力は合法的に設立される時点から発生し、法人が終了した時点まで終了する。

3.法人の法定代理人又は委任代理人は、民事関係において法人の名義を持つ。

第 87 条 法人の名称

1.法人は、ベトナム語による名称を持たなければならない。名称は、法人の組織形態を明確に表明し、同じ事業の分野における他の法人と区別するものである。

2.法人は、民事取引において自分の名称を使わなければならない。

3.法人の名称は、法律で承認され、保護される。

第 88 条 法人の定款

1.法律の規定により、法人が定款を作成すべき場合、その法人の定款は、発起人の全員又は構成員大会によって採択されなければならない。法律の規定がある場合、法人の定款は権限のある国家機関に承認されなければならない。

2.法人の定款には、以下の主要な内容が記載される。

a)法人の名称

b)事業の目的と範囲

c)事務所

d)定款資本（決めた場合）

dd)組織構造、選任、選出、任命、免職、更迭に関する規定。統轄部門と他の部門における職名の任務と権限。

e)構成員の権利と義務

g)定款の変更と追加に関する規定

h)法人の新設合併、吸収合併、分割、分離、解散に関する条件

3.法律の規定がある場合、法人の定款の改正、補充は権限のある国家機関に承認されなければならない。

第 89 条 法人の統轄部門

1.法人は、統轄部門を設置しなければならない。

2.法人の統轄部門の組織構造・任務・権限は、法人の定款又は法人設立決定書に記載されなければならない。

第 90 条 法人の事務所

法人の統轄部門が置かれる場所が、法人の事務所である。

法人の連絡住所は法人の事務所の住所である。法人は、別の場所を連絡住所に選定することができる。

第 91 条 法人の代理

1.法人の代理は、法定代理であっても委任代理であってもよい。法人の代理人は本法典第 1 編 7 章にある代理に関する規定を遵守しなければならない。

2.法人の法定代理は、法人設立決定書又は法人の定款において規定される。

第 92 条 法人の駐在員事務所、支店

1.法人は、法人の事務所と違う場所において駐在員事務所、支店を開設することができる。

2.駐在員事務所とは、法人の附属部門であり、法人の利益のために、委任による代理の任務を有し、その利益の保護を実行するものである。

3.支店とは、法人の附属部門であり、委任による代理機能を含め、法人の機能の全部又は一部を実行する任務を有する。

4.駐在員事務所、支店は、法人ではない。駐在員事務所の所長、支店の店長は、委任される期間内に法人の委任により任務を履行する。

5.法人は、駐在員事務所、支店によって確立され、履行された民事取引から発生した民事権・民事義務を有する。

第 93 条 法人の民事責任

1.法人は、代理人によって法人の名義をもって確立され、履行される民事権・民事義務の履行について民事責任を負わなければならない。

2.法人は自己の財産をもって民事責任を負う。法人は、法人の名義なくして法人の構成員によって確立され、履行される民事義務について、その構成員に代わって責任を負わない。

3.法人の構成員は、法人によって確立され、履行される民事義務について、法人に代わって責任を負わない。

第 94 条 法人の新設合併

1.同種類の法人は、各法人の定款の規定、合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて新設合併をして新しい法人を作ることができる。

2.合併した後、以前の法人は終了する。以前の法人の民事権・民事義務は、新法人に引き渡される。

第 95 条 法人の吸収合併

1.法人（以下、「被合併法人」と称する。）、各法人の定款の規定、合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて同種類の他の法人（以下、「合併法人」と称する。）と吸収合併をすることができる。

2.合併した後、被合併法人は終了する。被合併法人の民事権・民事義務は、合併法人に引き渡される。

第96条 法人の分割

- 1.法人は、法人の定款又は権限のある国家機関の決定に基づいて複数の法人に分割することができる。
- 2.分割した後、被分割法人は、終了する。被分割法人の民事権・民事義務は、各新法人に引き渡さる。

第97条 法人の分離

- 1.法人は、法人の定款又は権限のある国家機関の決定に基づいて複数の法人に分離することができる。
- 2.分離した後、被分離法人と分離された法人はそれぞれの法人の事業の目的に合致する自分の権利と義務を履行する。

第98条 法人解散

- 1.法人は、以下の場合において解散される。
 - a)法人の定款の規定による場合
 - b)権限のある国家機関の決定による場合
 - c)法人の定款又は権限のある国家機関の決定書に記載される活動期間の満了
- 2.解散する前に、法人は、財産義務を完全に履行しなければならない。

第99条 法人終了

- 1.法人は、以下の場合において終了する。
 - a)本法典第94条、第95条、第96条、第98条にいう法人の新設合併、法人の吸収合併、法人分割、法人解散
 - b)倒産についての法律の規定に基づき倒産宣告を受けた場合
- 2.法人の終了は、法人登記簿に記載されるその法人の名称が取り消された時点からである。
- 3.法人が終了する場合、法人の財産は法律の規定に基づいて処理される。

第2節 法人の種類

第100条 法人の種類

法人には、以下の種類がある。

- 1.国家機関、人民武装部隊
- 2.政治組織、政治・社会組織
- 3.経済組織
- 4.政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織
- 5.社会基金、慈善基金
- 6.本法典第84条に規定される条件を整える他の組織

第101条 法人たる国家機関、人民武装部隊

- 1.国家管理機能を実行し、経営目的のためではない他の機能を実行するために、国家から財産を引き渡される国家機関、人民武装部隊は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.国家機関、人民武装部隊は、国家予算から得た経費をもって、自己の機能、任務の履行に関連する民事責任を負う。
- 3.国家機関、人民武装部隊が法律の規定により収益活動を実行する場合、収益活動から受けた財産をもって、その活動に関連する民事責任を負わなければならない。

第102条 法人たる政治組織、政治・社会組織

- 1.定款による政治・社会の目標を達成するために、自己の所有に属する財産を管理し、使用し、処分する政治組織、政治・社会組織は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.政治組織、政治・社会組織の財産は、構成員に分割することができない。
- 3.政治組織、政治・社会組織は、法律の規定により民事責任の負担のために使用されない財産を除き、自己の財産をもって民事責任を負う。

第103条 法人たる経済組織

- 1.国有企業、合作社、有限責任会社、株式会社、外資系企業、本法典第84条による条件を整える他の経済組織は、法人とする。
- 2.経済組織は、定款を持たなければならない。
- 3.経済組織は、自己の財産をもって民事責任を負う。

第104条 法人たる政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織

- 1.権限のある国家機関の許可によって設立され、定款が承認され、また会員の一般的需要と組織の目的のために財産又は会費を自主的に提供する個人・組織である会員をもつ政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、自己の財産をもって民事責任を負う。
- 3.政治社会・職業組織、社会社会・職業組織が事業活動を終了する場合、その組織の財産を会員に分割してはならず、法律の規定に基づいて処理しなければならない。

第105条 法人たる社会基金、慈善基金

- 1.権限のある国家機関の許可によって設立され、定款が承認されて、文化科学慈善の促進及び収益目的ではない他の社会人道的な目的の達成を奨励するために、事業活動をする社会基金、慈善基金は、民事関係に参加するとき、法人である。
 - 2.社会基金、慈善基金の財産は、法律の規則により、基金の定款で定められる基金の事業活動の目的に合致するように管理され、使用され、処分される。
 - 3.社会基金、慈善基金は、基金の財産の範囲において、権限のある国家機関に承認された定款に定められる事業活動しか行うことができず、その財産をもって民事責任を負う。
 - 4.社会基金、慈善基金を設けた組織は、自己の所有に属する財産をもって基金の事業活動に関する民事責任を負わなければならない。基金が活動している過程において基金の財産を分割してはならない。
- 社会基金善意基金が事業活動を終了する場合、基金の財産を創立者に分割してはならず、法律の規定に基づいて処理しなければならない。

第V章 世帯、組合

第1節 世帯

第106条 世帯

構成員が、農・林・漁業生産あるいは法律で規定される他の生産・経営のいくつかの分野における経済共同活動を行うために共有財産を持ち、労力を共に提供する世帯は、その分野に属する民事関係に参加するとき、主体となる。

第107条 世帯の代理

- 1.世帯主とは、世帯の共同利益のための民事取引における世帯の代理者のことである。父母又は成年者である他の構成員は、世帯主となることができる。世帯主は、民事関係において、成年者である他の構成員を世帯の代理として委任することができる。
- 2.世帯の代理人によって世帯の共同利益のために確立され、履行される民事取引は、世帯全体の権利義務を発生させる。

第108条 世帯の共有財産

世帯の共有財産は世帯の土地使用権、森林、植林使用権、世帯の構成員が提供し、ともに作り出した若しくは共同で贈与を受けた財産、相続財産、及び構成員が世帯の共有財産であると合意した他の財産を含む。

第 109 条 世帯の共有財産の占有、使用、処分

- 1.世帯の構成員は合意した方式に従い、世帯の財産を占有、使用する。
- 2.世帯の生産材料、価値の大きい共有財産の処分は世帯の満 15 歳以上の構成員全員の同意を得なければならない。その他の共有財産に対しては多数の満 15 歳以上の構成員の同意を得なければならない。

第 110 条 世帯の民事責任

- 1.世帯は、世帯の代理人によって世帯の名義をもって確立され、履行される民事権・民事義務の履行に関する民事責任を負う。
- 2.世帯は、世帯の共有財産をもって民事責任を負う。世帯の共有財産が世帯の共同義務の履行において不足がある場合、構成員は、自己の財産をもって連帯責任を負う。

第 2 節 組合

第 111 条 組合

- 1.一定の事業を行って利益を享受するとともに責任を負うために、3 人以上の個人が財産、労務を共に提供して、村、街区、町人民委員会に確認された組合契約に基づいて成立される組合は、民事関係における主体である。
法律の規定により法人となる条件が整っている組合は、権限のある国家機関において、法人として事業活動を登記する。
- 2.組合契約は、以下の主要な内容を有する。
 - a)組合契約の目的、期間
 - b)組合長、組員の氏名、住居
 - c)財産の提供比率（ある場合）。組合員間におけるの天然果実、法定果実の分配方法
 - d)組合長、組合員の権利、義務及び責任
 - dd)新組合員の参加の条件及び組合からの脱退の条件
 - e)組合終了の条件
 - g)その他の合意

第 112 条 組合の組合員

組合の組合員は、十分な民事行為能力を有する満 18 歳以上の個人である。
組合は、一定の業務を行うために、組合員ではない人と労働契約を締結することができる。

第 113 条 組合の代理

- 1.民事取引において、組合員が選んだ組合長が組合を代理する。
組合の組合長は、組合に必要な、一定の事業の一部の実行を組合員に委任することができる。
- 2.組合員の多数決に従い、組合長が組合の活動目的のために確立し、実行した民事取引は、組合全体に対して権利義務を生じさせる。

第 114 条 組合の財産

- 1.組合員が提供する財産、共に作り出した財産、及び組員の全員のために贈与された財産は、組合の共有財産である。
- 2.組合員は、合意の方式に基づいて組合の財産を管理し、使用する。
- 3.生産原材料である組合の財産に対する処分は、組合員全員の同意がなければならない。他の財産に対しては、多数の組合員の同意がなければならない。

第 115 条 組合員の義務

- 組合員は、以下の義務を有する。
- 1.平等互惠、相互扶助、組合の共同利益の保証という原則に基づき協力を実施する。
 - 2.組合に対して自己の過失に基づく損害を賠償する。

第 116 条 組合員の権利

- 組合員は、以下の権利を有する。
- 1.合意により、組合の事業から受け取った天然果実と法定果実を享受することができる。
 - 2.組合の事業に関連する問題決定に参加し、組合の事業を検査する。

第 117 条 組合の民事責任

- 1.組合の代理者によって組合の名義をもって確立され、履行される民事義務の履行に関して民事責任を負う。
- 2.組合は、組合の財産をもって責任を負う。組合の財産が組合の共同義務の履行に不足である場合、組合員は、自己の財産をもって提供した分に相当する分に応じて連帯して責任を負う。

第 118 条 新組合員の参加

他の合意がある場合を除き、組合は、多数の組合員の同意により、新組合員を受け入れることができる。

第 119 条 組合からの脱退

- 1.組合員は、合意した条件により組合から脱退することができる。
- 2.組合から脱退する組合員は、自己の提供した財産を取り戻し、共有財産から自己の持分の分割を要求する権利を有し、合意により組合に対する自己の義務を精算しなければならない。財産を現物で分割するのが組合の事業の継続に影響を与える場合、財産は金銭に換算され、分割される。

第 120 条 組合の終了

- 1.組合は、以下の場合において、終了する。
 - a)組合契約に記載された期間が終了した。
 - b)協力する目的が達成された。
 - c)組合員が、組合を終了することを合意した。終了する場合、組合は、組合契約を確認した村、街区、町人民委員会に通知しなければならない。
- 2.組合は、法律の規定がある場合において権限のある国家機関の決定に基づいて終了する。
- 3.終了する場合、組合は、組合の負債を清算しなければならない。組合の財産が負債返済に不足する場合、本法典第 117 条の規定に基づいて組合員自身の財産をもって精算しなければならない。負債の精算後、なお財産が残っている場合、他の合意がある場合を除き、各自の提供した分に相当する比率で組合員に分配される。

第 VI 章

民事取引

第 121 条 民事取引

民事取引とは、民事権・民事義務を発生、変更、終了させる契約又は一方的な法律行為をいう。

第 122 条 民事取引が効力を有する条件

- 民事取引は、以下の条件を整えるとき、効力を有する。
- 1.民事取引に参加する人が、民事行為能力を有する。
 - 2.民事取引の目的と内容が、法律の禁則に違反せず、社会道徳に反しない。
 - 3.民事取引に参加する人は、完全に自主的である。
 - 4.民事取引の形式は、法律の規定がある場合に取引の効力要件である。

第 123 条 民事取引の目的

民事取引の目的は、各当事者がその取引を確立するときに、達成しようとする合法的利益である。

第 124 条 民事取引の要式

- 1.民事取引は、言葉、文書又は具体的行為によって体现される。

データ情報の形式により電子的方法（電子メディア）を通じて行われる民事取引文書による取引と見なされる。

2.法律において、民事取引が、文書による体现、公証、確証、登記又は許可申請をしなければならないことを規定する場合、その規定を遵守しなければならない。

第125条 条件付きの民事取引

1.各当事者が民事取引を発生又は取り消す条件を合意する場合、その条件が発生したときに、民事取引は発生し又は取り消される。
2.民事取引を発生又は取り消す条件が一方の当事者又は第三者の阻害行為によって成立しない場合には、その条件は発生したとみなし、民事取引を発生又は取り消す条件の成立を故意に促す一方の当事者又は第三者の作用がある場合には、その条件は発生しなかったとみなす。

第126条 民事取引の解釈

1.民事取引が異なる意味で理解される場合、その民事取引の解釈は下記の順位で実施される
a) 取引を確立したときの各当事者の真の意向に沿うものとする。
b) 取引の目的に適合する意味になるようにする。
c) 取引が確立された場所の慣習による。
2.契約の解釈は本法典第409条、遺言の内容の解釈は本法典673条に基づいて行う。

第127条 無効な民事取引

本法典第122条に規定する条件を欠く民事取引は、無効である。

第128条 法律の禁則の違反、社会道徳に反した無効な民事取引
法律禁止規制に違反し、社会道徳に反する内容をもつ民事取引は、無効である。

法律の禁則とはある主体に一定の行為を許可しない法律規定をいう。
社会の道徳とは共同体に認められ、尊重される社会生活における人間同士の共通の行動基準をいう。

第129条 偽装による無効な民事取引

各当事者が、他の取引を隠すために取引を偽装的に確立するとき、偽装的取引は、無効となるが、隠された取引は、なお有効である。ただし、その取引が本法典の規定により無効となる場合を除く。
第三者に対する義務を回避するために取引を確立する場合、当該取引は無効になる。

第130条 未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者によって確立され、履行される無効な民事取引

未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者によって確立され、履行された民事取引について、法律が、代理人によって確立され、履行されなければならないと規定しているときは、その代理人の要求により、裁判所は、その取引の無効を宣言する。

第131条 錯誤による無効な民事取引

確立された民事取引について、一方当事者の過失により他方当事者がその内容を錯誤した場合、錯誤した当事者はその取引の内容を変更するように相手方に要求する権利を有する。他方の当事者が、取引内容の変更を認めない場合、錯誤者は、裁判所にその取引の無効を宣言するように要求する権利を有する。
一方の当事者の故意により他方の当事者に取引の内容を錯誤させた場合、本法典第132条の規定に基づき処理する。

第132条 詐欺、脅迫による無効な民事取引

詐欺又は脅迫されたことによって民事取引に参加した当事者は、裁判所にその取引の無効を宣言するように要求する権利を有する。民事取引における詐欺とは、他方の当事者に対して、取引の対象物の主体、性質又は内容に関する誤解を生じさせて取引を確立させる、一方の当事者又は第三者の故意ある行為のことである。

民事取引における脅迫とは、自己又は父、母、妻、夫、子の生命、健康、名誉、威信、人格、財産に関する損害を避けるために、他方の当事者に対して民事取引の履行を強いる一方当事者又は第三者による故意ある行為のことである。

第133条 取引を確立した人が自己の行為を認識できず、制御できないことによる無効な民事取引

民事行為能力を有していたものの民事取引を確立した時点では自己の行為を認識できず、制御できなかった当事者は、裁判所にその取引の無効を宣告するように要求する権利を有する。

第134条 要式の不遵守による無効な民事取引

法律に、民事取引の要式は民事取引の効力要件であるとの規定があるが、当事者が従わない場合、一方の当事者又は複数の当事者の要求により、裁判所又は他の権限のある国家機関は、各当事者に一定期間において取引の要式に関する規定を順守するように決定を出す。その期限が過ぎても、なお当事者が実行しない場合、その取引は無効となる。

第135条 部分的に無効となる民事取引

部分的に無効となる民事取引とは、取引の一部が無効となるが、取引の残りの部分の効力に影響を与えないことである。

第136条 裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効

1.本法典第130条から第134条までに規定される裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効は、民事取引が確立された日から2年である。

2.本法典第128条と第129条で規定される民事取引に対しては、裁判所に取引の無効宣告を要求する時効は、制限されない。

第137条 無効な民事取引の法的効果

1.無効な民事取引は、確立時点から各当事者の民事権・民事義務を発生・変更・終了させない。

2.民事取引が無効となる場合、各当事者が当初の状態を回復し、受け取った物を互いに返還する。取引財産、得た天然果実、法定果実が法律の規定によって没収される場合を除き、現物で返還できない場合、金銭で返還しなければならない。過失により損害を与えた当事者は、損害を賠償しなければならない。

第138条 民事取引が無効となる場合における善意の第三者の権利の保護

1.民事取引が無効となったが、所有権登記を要しない動産である取引財産が他の取引によって善意の第三者に引き渡された場合、第三者との取引は引き続き有効である。ただし、本法典第257条の規定の場合を除く。

2.所有権登記を要する動産又は不動産である取引財産が他の取引によって善意の第三者に引き渡された場合、第三者との取引は無効になる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合又は権限のある国家機関の判決、決定により財産所有者とされたが当該判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引によって当該財産を獲得した場合を除く。

第VII章 代理

第139条 代理

1.代理とは、ある人（以下、「代理人」と称する。）が他の人（以下、「本人」と称する。）の名義をもって、本人の利益のために、代理の範囲において民事取引を確立し、履行することである。

2.個人、法人、他の主体は、代理人を通じて民事取引を確立し、履行することができる。法律が、自ら民事取引を確立し、履行しなければならないと規定する場合には、他人を自分の代理人にしてはならない。

- 3.代理関係は、法律の規定又は委任に基づいて確立される。
- 4.本人は、代理人によって確立される民事取引から発生した民事権・民事義務を有する。
- 5.本法典第143第2項の場合を除き、代理人は十分な行為能力を有しなければならない。

第140条 法定代理

法定代理とは、法律で規定され又は権限のある国家機関によって決定される代理である。

第141条 法定代理人

法定代理人は、以下のとおりである。

- 1.未成年の子については父母
- 2.被後見人については後見人
- 3.民事行為能力制限者については裁判所から指名された人
- 4.法人の定款の規定又は権限のある国家機関の決定による法人の長
- 5.世帯については世帯主
- 6.組合については組合長
- 7.法律の規定による他の人

第142条 委任代理

- 1.委任代理とは、代理人と本人との委任により確立される代理のことである。
- 2.法律により文書によらなければならないと規定される場合を除き、委任の様式は当事者の合意による。

第143条 委任代理人

- 1.個人、法人の法定代理人は、他人に対して、民事取引の確立、履行を委任することができる。
- 2.法律が民事取引は満18歳以上の者によって確立、実行されなければならないと規定している場合を除き、満15歳から18歳未満の者は委任代理人になることができる。

第144条 代理の範囲

- 1.法定代理人は、法律に別の規定がある場合を除き、本人の利益のために、あらゆる民事取引を確立し、履行する権限がある。
- 2.委任代理の範囲は、委任に基づいて確立される。
- 3.代理人は、代理の範囲に限って、民事取引を履行することができる。
- 4.代理人は、民事取引における第三者に、自分の代理権限の範囲を通知しなければならない。
- 5.法律に別の規定がある場合を除き、代理人は、自分との民事取引又は自分が代理人となっている第三者との民事取引を確立し、履行してはならない。

第145条 代理権限を持たない人によって確立され、履行される民事取引の効果

- 1.代理権限を持たない人によって確立され、履行される民事取引は、代理人又は本人が同意する場合を除き、本人に対する権利義務を発生させない。代理権限を持たない人と取引をした人は、本人、本人の法定代理人に対して、定めた期間内に返答するよう通知しなければならない。上記期間が終了しても返答しなければ当該取引は本人に対する権利義務を発生させないが、代理権限を持たない人は、自分と取引した人が代理権限を持たないことを知っているか知っているべきである場合を除き、その人に対する義務を引き続き、履行しなければならない。
- 2.代理権限を持たない人と取引した人は、その人が代理権限を持たずに取引をすることを知っているか知っているべきである場合を除き、確立された民事取引の履行を一時的に終了するか、又は取り消して、損害を賠償するように要求する権利を有する。

第146条 代理人によって代理の範囲を超えて確立され、履行される民事取引の効果

- 1.代理人によって代理の範囲を超えて確立され、履行される民事取引は、本人が同意するか又は知っていながら反対しない場合を除き、代理を超えて履行される取引分に対する本人の権利義務を発生させない。本人に認められない場合、代理人は、権限範囲を越えた民事取引の分に関して、自分と取引した人に対する義務を履行する責任を負わなければならない。
- 2.代理人と取引した人は、その人が代理の範囲を越えた取引をすることを知っているか知っているべきである場合を除き、範囲を越えた民事取引の分又は民事取引の全部に対する民事取引の履行を一時的に終了するか、又は取り消して、損害を賠償するように要求する権利を有する。
- 3.代理人及び代理人と取引をした人は、代理の範囲を越えた民事取引を故意に確立し、履行して、本人に損害を与えた場合、連帯して賠償する責任を負う。

第147条 個人の代理の終了

- 1.個人の法定代理は、以下の場合において終了する。
 - a)本人が成年者となる又は民事行為能力を回復した。
 - b)本人の死亡
 - c)法律の規定による他の場合
- 2.個人の委任代理は、以下の場合において終了する。
 - a)委任期間が終了した又は委任される事業事務が完成した。
 - b)委任者が委任を取り消す又は委任を受けた人が委任を拒否する。
 - c)委任者又は委任を受けた人が、死亡し、又は裁判所から、民事行為能力の喪失、民事行為能力の制限、失踪、死亡について宣告を受けた。委任代理が終了する場合、代理人は、本人又は本人の相続人に財産義務を精算しなければならない。

第148条 法人の代理の終了

- 1.法人の法定代理は、法人が終了するとき、終了する。
- 2.法人の委任代理は、以下の場合において終了する。
 - a)委任期間が終了又は委任される事業事務が完成した。
 - b)法人の法定代理人が、委任を取り消す又は委任を受けた人が委任を拒否する。
 - c)法人が終了する又は委任を受けた人が、死亡し、又は裁判所から、民事行為能力の喪失、民事行為能力の制限、失踪、死亡について宣告を受けた。委任代理が終了する場合、代理人は、委任した法人又は引継ぎの法人に財産義務を精算しなければならない。

第VIII章 期間

第149条 期間

- 1.期間とは、この時点から他の時点までと確定される一定の期間のことである。
- 2.期間は、分、時間、日、週、月、年又は発生する可能のある事件によって確定することができる。

第150条 期間の計算方法の適用

- 1.期間の計算方法は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、本法典の規定に基づいて適用される。
- 2.期間は太陽暦により計算される。

第151条 期間、期間の起算時点に関する規定

- 1.各当事者が、期間を、1年、半年、1か月、半月、1週間、1日、1時間、1分間と合意し、その期間が連続しない場合には、以下のように計算される。
 - a)1年は、365日ある。
 - b)半年は、6か月ある。
 - c)1か月は、30日ある。
 - d)半月は、15日ある。
 - dd)1週間は、7日ある。

- e) 1日は、24時間ある。
- g) 1時間は、60分ある。
- h) 1分間は、60秒ある。
- 2.各当事者が月初、月の半ば、月末との時点について合意する場合、その時点は、以下のように規定される。
 - a) 月初とは、月の最初の日のことである。
 - b) 月の半ばとは、15日目のことである。
 - c) 月末とは、月の最後の日のことである。
- 3.各当事者が、年頭、年の半ば、年末との時点について合意する場合、その時点は、以下のように規定される。
 - a) 年頭とは、1月の最初の日のことである。
 - b) 年の半ばとは、6月の最後の日のことである。
 - c) 年末とは、12月の最後の日のことである。

第152条 期間の開始時点

- 1.期間を分、時間によって確定する場合、期間は、確定された時点から開始する。
- 2.期間を日、週、月、年によって確定する場合、期間の最初の日を算入せず、確定された日の翌日から開始する。
- 3.期間がある事件によって開始する場合、その事件が起こった日を算入してはならず、その事件が起こった日の翌日から計算する。

第153条 期間の終了

- 1.期間を日によって計算する場合、期間は、期間の最後の日が終了する時点において終了する。
- 2.期間を週によって計算する場合、期間は、期間の最後の週の相当する日が終了する時点において終了する。
- 3.期間を月によって計算する場合、期間は、期間の最後の月の相当する日が終了する時点において終了する。期間を終了する月に相当する日がない場合、期間は、その月の最後の日において終了する。
- 4.期間を年によって計算する場合、期間は、期間の最後の年の相当する月日が終了する時点において終了する。
- 5.期間の最後の日が、週末の休日又は祝日である場合、期間は、その休日の次の平日が終了する時点において終了する。
- 6.期間の最後の日が終了する時点は、その日の24時である。

第IX章 時効

第154条 時効

時効とは、法律で規定される期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は、民事権を取得し、民事義務を免れ、又は民事事件を提訴する又は非訟事件の処理を請求する権利を喪失する。

第155条 時効の種類

本法典において適用する時効は、以下の種類を含む。

- 1.民事権の取得時効とは、その期間が終了するとき、主体が民事権を取得できる期間のことである。
- 2.民事義務の消滅時効とは、その期間が終了するとき、民事義務者がその義務を免除される期間のことである。
- 3.提訴時効とは、主体が裁判所に、侵犯された合法的な権利利益を保護するように要求するために、提訴する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体が提訴する権利を喪失する。
- 4.非訟事件の処理を請求する時効とは、主体が裁判所に、個人、機関、組織の侵犯された合法的な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護するよう非訟事件の処理を請求する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は請求する権利を喪失する。

第156条 時効の計算方法

時効は、時効の最初の日が開始する時点から計算し、時効の最後の日を終了する時点において終了する。

第157条 民事権の取得時効、民事義務の消滅時効の効力

- 1.法律の規定に基づいて、主体が時効により民事権を取得し又は民事義務を免除される場合、その時効が終了した後のみ、民事権の享受及び民事義務の免除が、有効となる。
- 2.民事義務の消滅時効は、以下の場合に適用されない。
 - a) 国家所有形式に属する財産に対する法定根拠のない占有
 - b) 財産に結び付かない人格権の享受
- 3.民事義務の消滅時効は、法律の別の規定がある場合を除いて、国家に対する民事義務の履行には適用されない。

第158条 民事権の取得時効、民事義務の消滅時効の連続性

- 1.民事権の取得時効と民事義務の消滅時効は、開始から終了まで連続性がある。ある事件によって中断される場合、時効は、中断させた事件が終了した後、再び始めから計算する。
- 2.民事権の取得時効と民事義務の消滅時効が中断されるのは、以下の事件の一つが起こったときである。
 - a) 時効を適用されている民事権・民事義務に対する権限のある国家機関による解決がある。
 - b) 時効を適用されている民事権・民事義務が、関連する権利義務を有する者によって争われている。
- 3.民事権の取得、民事義務の免除が他の人に合法的に移転される場合においても、時効は連続して計算される。

第159条 民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効の開始

- 1.民事事件の提訴時効は、法律に別の規定がある場合を除き、合法的な権利と利益が侵害された日から開始する。
- 2.非訟事件の処理を請求する時効は、法律に別の規定がある場合を除き、請求権が発生する日から開始する。

第160条 民事事件の提訴時効の不適用

民事事件の提訴時効は、以下の場合において適用されない。

- 1.国家所有形式に属する財産の返還要求。
- 2.侵害された人格権の保護に対する要求、ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
- 3.法律で規定される他の場合。

第161条 民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効に入れない時間

民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効の計算に入れない時間は以下の事件の一つが起こった時間である。

- 1.不可抗力の事件又は客観的阻害により、時効期間内に、提訴権、請求権のある主体が提訴、請求することができない。不可抗力な事件とは、予測できず、かつ、必要で可能な限り措置を尽くしても、克服することができない客観的阻害のことであり、客観的阻害とは、客観的環境による阻害が作用し、民事権・民事義務者が自己の合法的権利・義務が侵犯されたことを知ることができず又は自己の民事権を行使又は民事義務の履行ができないことである。
- 2.提訴する権利、請求する権利を有する人が、未成年、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者である場合において、代理人がいない。
- 3.未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者の代理人が、死亡したが代わりの代理人がいない又は他の正当な理由によって引き続き代理することができない。

第162条 民事事件の提訴時効の再開

- 1.民事事件の提訴時効は、以下の場合において再開する。
 - a) 義務者が、提訴者に対する自分の義務の一部又は全部を承認した。
 - b) 義務者が、提訴者に対する自分の義務の一部を完了した。
 - c) 各当事者が自ら互いに和解した。
- 2.民事事件の提訴時効は、本条の第1項目に規定される事件が起

こつた日の翌日から再開する。

第2編 財産と所有権

第X章 総則

第163条 財産

財産は、物、金銭、有価証券、及び各財産権を含む。

第164条 所有権

所有権は、法律に基づく所有者の財産の占有権・使用権と処分権を含む。

個人・法人・他の主体である所有者は、占有権、使用権、処分権の三つの権利を揃って有する。

第165条 所有権実行の原則

所有者は財産に対して、自己の意思に従って、全ての行為を実行することができるが国家の利益、公共の利益、他人の合法的権利・利益に損害を与え又は影響を及ぼしてはならない。

第166条 財産のリスク負担

所有者は不可抗力によって財産が消滅又は故障されるリスクを負う。但し、他に合意又は法律が別に規定する場合を除く。

第167条 財産所有権の登記

不動産に対する所有権は本法典及び不動産法律の規定に従って登記されなければならない。法律に別の規定がある場合を除いて、動産に対する所有権は、登記する必要がない。

第168条 財産に対する所有権の移動の時点

1. 法律に別の規定がある場合を除いて、不動産に対する所有権の移動は所有権の登記する時点から効力を有する。
2. 法律に別の規定がある場合を除いて、動産に対する所有権は動産が引き渡される時点から効力を有する。

第169条 所有権の保護

1. 個人、法人、他の各主体の所有権は法律により承認され、保護される。
2. 何人も自己の財産に対する所有権が制限されたり、法律に反して奪われたりすることはない。
所有者は、自己の所有権を自分自身で保護し、侵犯する行為を起こすいかなる人を妨げ、他の人により法根拠のない占有、使用、処分行使される財産を追求し、返還してもらい権利を有する。
3. 国防、安全保障、国家の利益のために本当に必要な場合、国家は、法律の規定に基づき個人、法人、他の各主体の財産を強制的に買取するか、補償付きで強制的に使用する。

第170条 所有権の取得の根拠

所有権は、下記の場合、財産に対して成立する。

1. 労働、合法的生産経営の活動
2. 合意又は権限のある国家機関の決定による所有権の付与
3. 天然果実、法定果実の収受
4. 付合、混和、加工による新しい物の創設
5. 財産の相続
6. 無主物、遺失物、遺棄物、埋蔵物、迷った家畜・家禽、自然に入ってきた養殖水産物に対する法律が規定する条件の下での占有
7. 本法典第247条第1項に規定される時効に合致した法律的根拠のない善意的、連続的、公開的な占有
8. 法律が定める他の場合

第171条 所有権の終了の根拠

所有権は、下記の場合において終了する。

1. 所有者が自己の所有権を他人に譲渡すること。
2. 所有者が自己の所有権を放棄すること。
3. 財産の消滅
4. 所有者の義務履行のために、財産が処理されること。
5. 財産の強制買取
6. 財産の没収
7. 遺失物、遺棄物、迷った家畜・家禽、自然に入ってきた水産養殖物に対して、法律の規定する条件の下で、他人が所有権を取得すること。本法典第247条第1項の規定に基づき他人が財産の所有権を取得すること。
8. 法律が定める他の場合

第172条 所有の形式

全人民所有、集団所有、私人所有の制度を基にして諸所有形態は国家所有、集団所有、私人所有、共有、政治組織、政治・社会組織の所有、政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有を含む。

第173条 財産に対する所有者でない者の諸権利

1. 所有者ではない人は、自分の所有に属しない財産に対して、その財産の所有者との間で合意する又は法律が規定する限りで、占有権、使用権、処分権を有する。
2. 財産に対する所有者でない人の諸権利は下記のものを含む。
 - a) 土地使用権
 - b) 隣接不動産制限的使用権
 - c) 合意又は法律に基づく他の権利
3. 他人に財産の所有権を移動させることは本条第2項に規定されるその財産に対する所有者でない人の諸権利を終了させる根拠にはならない。
4. 財産に対する所有者でない人の諸権利は本法典第261条の規定に従って保護される。
5. 財産に対する所有者でない人の登記が必要な諸権利は土地使用権、合意による隣接不動産制限的使用権と法律の規定に基づく他の権利を含む。

第XI章 財産の種類

第174条 不動産と動産

1. 不動産とは、下記の財産をいう。
 - a) 土地
 - b) 家屋、土地に固着する建造物、当該家屋や建造物に固着する財産
 - c) 土地に固着する他の財産
 - d) 法律が定める他の財産
2. 動産とは、不動産でない物のことである。

第175条 天然果実、法定果実

1. 天然果実とは、財産がもたらす自然産物のことである。
2. 法定果実とは、財産の使用から得られた諸収益のことである。

第176条 主物と従物

1. 主物とは、独立の物で、性能に従って効用を開発できる物のことである。
2. 従物は主物の効用の開発に直接役立つもので、主物の一部分であるが主物と分離できる物のことである。
主物の引渡義務を履行するとき、他の合意がある場合を除き、従物も引き渡さなければならない。

第177条 分割できる物と分割できない物

1. 分割できる物とは、分割されても最初の性質と使用性能を保っている物のことである。
2. 分割できない物とは、分割されたとき、最初の性質と使用性能

を保っていない物のことである。
分割できない物を分割する必要がある場合、金銭に換算しなければならない。

第178条 消耗物と非消耗物

1.消耗物とは、一回の使用により、最初の性質、形状、使用性能を喪失し又は保つことができなくなる物である。
消耗物を賃貸借契約又は使用賃貸借契約の対象にすることはできない。
2.非消耗物とは、数回使用しても、最初の性質、形状と使用性能を基本的に保つことができる物である。

第179条 同類物と特定物

1.同類物とは、同じ形状、性質、使用性能を持ち、計測単位によって確定できる物のことである。
同じ品質を持つ同類物は、代替することができる。
2.特定物とは、記号、形状、色彩、材料、特性、位置に関する独特な諸特徴によって他の物と区別できる物のことである。
特定物の引渡義務を履行するときは、その物そのものを引き渡さなければならない。

第180条 同セット物

同セット物とは、組み合って完全な物にする各部分又は各部品から成り立つ物で、各部分又は各部品のうちの一つが足りない又は規格、種類に適しない場合、使用できない又はその物の使用価値が減少する物のことである。
同セット物の引渡義務を履行するとき、他の合意がある場合を除き、合成各部分又は各部品のすべてを引き渡さなければならない。

第181条 財産権

財産権とは、知的財産権も含み、金銭に換算し、民事取引において引き渡すことができる権利のことである。

第XII章 所有権の内容

第1節 占有権

第182条 占有権

占有権とは、財産を保持し、管理する権利のことである。

第183条 法律的根拠のある占有

法律的根拠がある占有とは、下記の場合における財産の占有のことである。

- 1.所有者が自分で財産を占有する。
- 2.所有者から財産管理の委任を受けた人
- 3.法律規定に合致する民事取引により占有権の引渡しを受けた人
- 4.法律が定める条件に合致して、無主物、所有主を特定できない財産、遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見し、保持する人
- 5.法律が定める条件に合致する迷った家畜、家禽、養殖水産物を発見し、保持する人
- 6.法律が定める他の場合

第184条 所有者の占有権

所有者が自己の所有に属する財産を占有する場合、所有者は、財産の保持及び管理のために、自分の意思によるすべての行為を実現することができる。ただし、社会道徳、法律に反してはならない。

所有者が占有権を他の人に引き渡すか、あるいは法律に他の規定がある場合を除き、所有者の占有は制限されず、時間的に中断されることはない。

第185条 所有者から財産管理の委任を受ける者の占有権

1.所有者が他の人に財産管理を委任するとき、委任を受けた人は、所有者が確定する範囲、形態、期間において財産の占有権を行使する。

2.財産管理を委任を受けた者は、本法典第247条1項に規定する時効に基づき、引き渡された財産の所有者になることはできない。

第186条 民事取引により財産の引渡しを受けた者の占有権

1.所有者が所有権の引渡しを含まない民事取引により他の人に財産を引き渡すとき、引渡しを受けた者は、その取引の目的・内容に合致する財産の占有を行使しなければならない。

2.財産の引渡しを受けた者は、引き渡された財産の使用権を有し、所有者の合意があれば、その財産の占有権又は使用権を他人に引き渡すことができる。

3.財産の引渡しを受けた者は、本法典第247条1項に規定する時効に基づき、引き渡された財産の所有者になることはできない。

第187条 遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物、所有者が特定できない物に対する財産の占有権

1.遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見した人は、その物の所有者に通知し又は直ちに返還しなければならない。所有者が特定できない場合、村、街区、町の人民委員会、近所の公安機関、又は法律の規定に基づく他の権限のある国家機関に通知し又は引き渡さなければならない。

所有者が特定できない財産、遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見した人は、発見時点から所有者への返還時点又は権限のある国家機関への引渡し時点までの間においてその財産を占有することができる。

2.法律違反行為を隠すため又は民事義務の履行を避けるために他人が分散した財産を発見した人は、本条第1項に規定する権限機関に直ちに通知し又は引き渡さなければならない。

第188条 迷った家畜、家禽、養殖水産物の占有権

迷った家畜、家禽、養殖水産物を発見し、所持する人は、直ちに所有者に通知し又は返還しなければならない。所有者がまだ特定できない場合、発見時点から所有者への返還時点までその財産を占有することができる。

第189条 法律的根拠のない善意占有

本法典第183条に記載される規定に合致しない財産の占有は法律的根拠のない占有である。法律的根拠のない善意占有者とは、その財産占有は法律的根拠がないことを知らない又は知ることができないまま占有を行使する人のことである。

第190条 連続的占有

その財産に対する紛争がない期間に行使される財産の占有は、財産が他人の占有に属した時も含み、連続的占有とする。

第191条 公開的占有

明白かつ秘匿されずに占有が行使され、占有する財産を性能、効用のとおりに使用し、占有者が自己の財産のように保管し、維持している場合、その財産の占有を公開的占有とみなす。

第2節 使用権

第192条 使用権

使用権とは、効用を開発し、財産から天然果実と法定果実を享受する権利のことである。

第193条 所有者の使用権

自己の所有に属する財産使用権を行使する場合、所有者は、自分の意思に従って財産の効用を開発し、その財産の天然果実と法定果実を享受することができる。ただし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利と利益に、損害を与え又は影響を及ぼしては

ならない。

第194条 所有者でない者の使用权

1.財産使用权は、契約及び法律の規定により、他人に譲渡することができる。

所有者でない人は、財産の性能、効用、方式を正しく使用する権利を有する。

2.法律の根拠のない善意の占有者も、法律の規定に基づいて財産の効用を開発し、その財産の天然果実と法定果実を享受する権利を有する。

第3節 処分権

第195条 処分権

処分権とは、財産所有権を譲渡又はその所有権を放棄する権利である。

第196条 処分の条件

財産の処分は、民事行為能力のある人が法律に基づいて行わなければならない。

法律が財産処分の手順、手続を規定する場合、その手順、手続に従わなければならない。

第197条 所有者の処分権

所有者は売却、交換、贈与、賃貸、相続、放棄又は財産に対する法律の規定に合致する他の処分形態を実行する権限がある。

第198条 所有者でない者の処分権

1.所有者でない者は、所有者から委任を受けた場合又は法律規定による場合に限り、財産を処分する権利を有する。

2.財産処分の委任を受けた人は、所有者の意思及び利益に合致するように処分を行わなければならない。

第199条 処分権の制限

1.処分権は、法律が定める場合のみ制限される。

2.売却財産が歴史的、文化的遺跡である場合、国家は優先的に購入する権利を有する。

法人、個人、他の主体が法律に基づいて特定財産に対する優先的な購入権を有する場合、所有者は、財産を売却するとき、その諸主体に優先的な購入権を与えなければならない。

第XIII章 所有形態

第1節 国家所有

第200条 国家所有形態に属する財産

国家所有形態に属する財産は土地、自然林、国家予算からの資金で植えられた森林、山、河川、湖沼、水源、地中の埋蔵資源、海洋、大陸棚と上空の天然資源、経済、文化、社会、科学技術、外交、国防、安全保障の各業種・分野の企業・施設に対して国家が投資した資本・財産、及び法律が定める他の財産を含む。

第201条 国家所有形態に属する財産に対する所有者の権利行使

1.ベトナム社会主義共和国は、国家所有形態に属する財産に対する所有者の権利を行使する。

2.政府は、国家所有形態に属する財産を統一的に管理し、目的に沿って効率的、節約的に使用することを保障する。

第202条 国家所有形態に属する財産に対する管理、使用、処分

国家所有形態に属する財産に対する管理、使用、処分は、法律が定める範囲、手順に基づいて行われる。

第203条 国有企業に投資される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が国有企業に投資される場合、国家は、企業に関する法律の規定に基づきその財産に対して所有者としての権利を実行する。

2.国有企業は、企業に関する法律の規定に従い、国家が投資する資本、土地、資源、及び他の財産を管理し使用する権利を持つ。

第204条 国家機関、武装部隊に引き渡される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が国家機関、武装部隊に引き渡される場合、国家はその財産の管理、使用に関して、検査、監査を実行する。

2.国家機関、武装部隊は、法律の規定に従い、国家から引き渡される財産を、目的に沿って、管理し使用する権利を有する。

第205条 政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織に引き渡される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織に引き渡される場合、国家はその財産の管理、使用に関して、検査、監査を実行する。

2.政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織は、定款が規定する機能、任務に沿って、法律が規定する目的、範囲、方法、手順に従って、国家から引き渡される財産を管理、使用する権利がある。

第206条 国家所有形態に属する財産の使用、開発に関する企業、世帯、組合及び個人の権利

法律に定めがあり、かつ権限のある国家機関から許可された場合、企業、世帯、組合及び個人は、土地を使用し、水産資源及び国家所有形態に属する他の資源を開発することができ、法律の規定に基づき、目的通りに使用し、効率的に開発し、国家に対する義務を十分に履行しなければならない。

第207条 管理者となる組織、個人に対する引渡しが未了である国家所有形態に属する財産

管理者となる組織、個人に対する引渡しが未了である国家所有形態に属する財産については、政府が保守、調査、考察、開発計画作成を行う。

第2節 集団所有

第208条 集団所有

集団所有とは、自主、平等、民主、共同管理及び共同受益という原則に基づき、定款に記載される共同目的の実現のために、個人、世帯が共同で出資し、生産経営協力を力合わせる合作社ならびに安定的な他の集団経済諸形態の所有のことである。

第209条 集団所有形態に属する財産

構成員の寄贈、生産経営から得た合法的所得、国家による補助又は法律の規定に合致する他の財源から構成される財産は、その集団の所有に属する財産である。

第210条 集団所有形態に属する財産の占有、使用、処分

1.集団所有形態に属する財産の占有、使用、処分は、法律に基づき、その集団の定款を遵守し、集団所有の安定的な発展を保障するものでなければならない。

2.集団所有形態に属する財産は、生産拡大、一般経済発展、及び構成員の利益と需要のために、生産経営の活動において自分の労働力をもって効用を開発することを目的として構成員に引き渡される。

3.集団構成員は、集団所有形態に属する財産に対して、優先的に、購入、貸借、集会的貸借を行う権利を有する。

第3節
私人所有

第211条 私人所有

私人所有とは、自己の合法的な財産に対する個人所有のことである。
私人所有は、個人所有、小事業主所有、個人資本家所有を含むものである。

第212条 私人所有形態に属する財産

1.合法的な収入、貯蓄財産、家屋、生活材料、生産材料、資本、天然果実、法定果実、及び個人の他の合法的財産は、私人所有形態に属する財産である。
私人所有形態に属する合法的財産は数量、価値において制限されない。
2.法律の規定により私人所有形態とすることができない財産を所有することはできない。

第213条 私人所有形態に属する財産の占有、使用、処分

1.個人は生活、消費、又は生産、経営に関する需要及び法律の規定に合致する他の目的のために、自己の所有に属する財産の占有、使用、処分の権利を有する。
2.私人所有形態に属する財産の占有、使用、処分は、国家の利益、公共の利益、他の人の合法的な権利と利益に損害を与え又は影響を与えてはいけない。

第4節
共有

第214条 共有

共有とは、財産に対する複数の所有者の所有のことである。
共有には、持分を持つ共有と合一共有がある。
共有形態に属する財産は共有財産である。

第215条 共有権の確立

共有権は、各所有者の合意、法律の規定又は習慣に基づいて確立する。

第216条 持分を持つ共有

1.持分を持つ共有とは、各々の持分が共同財産に対して確定される共有である。
2.持分を持つ各々の共有者は、他の合意がある場合を除き、自己の持分に相当する共有財産に対する権利と義務を有する。

第217条 合一共有

1.合一共有とは、各々の持分が共有財産に対して確定されない共有である。
合一共有には、分割できる合一共有及び分割しない合一共有がある。
2.各合一共有者は、共有財産に対する同等の権利と義務を有する。

第218条 混合する共有

1.混合する共有とは、異なる経済形態に属する各所有者が、収益を得るために生産、経営に出資する財産に対する所有のことである。
2.各所有者からの出資、生産・経営活動から収受する合法的利益又は法律の規定に合致する他の財源から構成される財産は、混合する共有に属する財産である。
3.混合する共有に属する財産の占有、使用、処分の行使は、本法典の第216条の規定及び出資、生産・経営の活動展開、財産に対する管理、運営、責任負担並びに利益分配に関する法律の規定を遵守しなければならない。

第219条 夫婦間の共有

1.夫婦間の共有とは、合一共有のことである。
2.夫婦は、お互い、それぞれ力を出し合って共有財産を作り出し、開発するものであり、共有財産に対する占有、使用、処分において同等の権利を有する。
3.夫婦は、共有財産に対する占有、使用、処分に対して相談し、合意し又は委任し合うことができる。
4.夫婦の共有財産は、合意又は裁判所の決定に基づき分割することができる。

第220条 共同体の共有

1.共同体の共有とは、習慣によって構成する財産、共同体の合法的共通利益を満足させるために共同体の各構成員が寄贈し、寄付し、集団のために贈呈する財産又は法律の規定に合致する財産に対する一族、トン、アップ、ラン、バン、ブオン、ソク(以下「村」と称する)、宗教共同体及び他の住民共同体の所有のことである。
2.共同体の各構成員は、合意又は習慣により、共同体の利益のために、共有財産に対する管理、使用、処分を共同で行使することができる。ただし、法律や社会道徳に反することはできない。
3.共同体の共有財産とは分割しない合一共有の財産である。

第221条 共有財産の占有

各共有者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、全員一致の原則に基づいて共有財産を共に管理する。

第222条 共有財産の使用

1.持分を持つ各々の共有者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、自己の持分に相当する共有財産に対して効用を開発し、天然果実と法定果実を享受する権利を有する。
2.各合一共有者は、他の合意がある場合を除き、共有財産に対して効用を開発し、天然果実と法定果実を享受する同等の権利を有する。

第223条 共有財産の処分

1.持分を持つ各々の共有者は、合意や法律の規定に従って、自己の持分を処分する権利を有する。
2.合一共有財産の処分は、各共有者の合意又は法律の規定に基づき行使される。
3.共有者の一人が自己の持分を売却する場合、他の共有者は優先的に購入する権利を有する。他の共有者が持分の売却あるいは売却の諸条件に関する通知を受けた日から、共有財産が不動産の場合は3か月以内に、共有財産が動産の場合は1か月以内に、いずれの共有者も購入しなければ、その持分は他の人に売却することができる。
持分の売却で優先的に購入する権利に関する違反がある場合、共有者の内の持分を持つ共有者は優先的に購入する権利に関する違反を発見した日から3か月の期間内に買手の権利と義務を移転するよう裁判所に請求する権利を有し、過失により損害を生じさせた者は損害を賠償しなければならない。
4.共有者のうちの一人が自己の持分を放棄した又はその人が死亡して相続人がいない場合は、その持分は国家の所有に属する。ただし、共同体の共有の場合、残りの共有者の所有に属する。

第224条 共有に属する財産の分割

1.共有財産が分割することができる場合、各々の共有者は共有財産の分割を要求する権利を有する。各共有者が一定期間において共有財産を分割しないことに合意する場合、各々の共有者は、その期間の終了後、共有財産の分割を要求できる。共有財産が現物に分割できない場合、それを金額に換算してから分割する。
2.ある人が共有者のうちの一人に清算義務の履行を要求する場合、その人が固有財産を有しない又固有財産が清算に不足するときは、要求人は清算金銭の受領のために共有財産を分割する要求権を有し、法律に別の規定がある場合を除き、その共有財産の分割に参加できる。

現物で所有の持分を分割することができない又は当該分割は残りの共有者に反対される場合、権利者は義務者に対して清算義務を履行するためにその持分を売却するよう要求することができる。

第225条 共同住宅の共有

- 1.共同住宅内の共用の面積部分、設備は、その住宅の各戸のすべての所有者の共有に属し、分割できない。ただし、法律に別の規定がある又は全ての所有者の合意がある場合を除く。
- 2.住宅内の各戸の所有者は、その共用の面積部分、設備の管理、使用において同等の権利と義務を有する。
- 3.共同住宅が消滅される場合、住宅内の各戸の所有者は、法律に基づきその住宅の地面の面積を使用することができる。

第226条 共有の終了

共有は、以下の場合において終了する。

- 1.共有財産が分割された場合
- 2.共有者のうちの一人が共有財産の全部を享受する場合
- 3.共有財産がなくなる場合
- 4.法律の規定に基づく他の場合

第5節

政治組織、政治・社会組織の所有

第227条 政治組織及び政治・社会組織の所有

政治組織及び政治・社会組織の所有とは、定款が定める共通目的の実現を目指すその組織の所有のことである。

第228条 政治組織、政治・社会組織の所有形態に属する財産

- 1.構成員から提供されたものから成り立つ財産、共同体に対して贈与された財産及び法律の規定に合致するその他の財源からの財産は、政治組織及び政治・社会組織の所有に属する財産である。政治組織、政治・社会組織に所有権を引き渡される国家所有形態に属する財産は、その組織の所有に属する財産である。
- 2.政治組織、政治・社会組織に対して管理と使用のために引き渡される国家所有形態に属する財産は、その組織の所有に属する財産ではない。

第229条 政治組織、政治・社会組織の所有形態に属する財産の占有、使用、処分

政治組織、政治・社会組織は、定款に規定される活動目的に沿って、法律の規定に従い、自己の所有に属する財産を占有、使用、処分する権利を行使する。

第6節

政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有

第230条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有
政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有とは、定款が定める構成員の共通目的の実現を目指すその組織の所有のことである。

第231条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有形態に属する財産

構成員から提供されたものから成り立つ財産、共同体に贈与された財産及び法律の規定を合致するその他の財源からの財産は、その政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有に属する財産である。

第232条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有形態に属する財産の占有、使用、処分

政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、定款に規定される活動目的に沿って、法律の規定に従い、自己の所有に属する財産を占有、使用、処分する権利を行使する。

第XIV章 所有権の取得、終了

第1節 所有権の取得

第233条 労働、合法的生産・経営による財産に対する所有権の取得

労働、合法的生産・経営を行う者は、その労働、合法的生産・経営によって生じた財産に対して、その財産を得た時点から所有権を有する。

第234条 合意による所有権の取得

売買、贈与、交換、貸借により財産の引渡しを受ける人は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、財産の引渡しを受けた時点から、その財産に対する所有権を有する。

第235条 天然果実、法定果実に対する所有権の取得

所有者、財産使用者は、合意又は法律の規定により天然果実、法定果実を得た時点からその天然果実、法定果実に対する所有権を有する。

第236条 付合の場合における所有権の取得

1.異なる複数の所有者の財産からお互いに付合して分割できない物を作り出し、付合した財産を主物又は従物と区別できない場合、新しく作り出された物は、それらの所有者の共有に属する。付合した財産が主物と従物である場合、新しく作り出された物は、新しい物が作り出された時点から主物の所有者に属する。新しい物の所有者は、他の合意がある場合を除き、従物の所有者にその従物の価値分を精算しなければならない。

2.他人の所有する動産である財産が自己の動産である財産に付合した場合、その財産が自己に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に付合された財産の所有者の合意がないとき、その付合された財産の所有者は、下記の権利の中の一つを有する。

a)付合した人に対して新しい物を返還するよう要求し、付合した人に対してその人の財産の価値分を精算する。

b)新しい物を引き受けない場合、付合した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求する。

3.所有者が他人の動産である財産を自分の不動産である財産に付合した場合、その財産が自分に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に付合された財産の所有者の合意がないとき、その付合された財産の所有者は、付合した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求する権利を有する。

第237条 混和における所有権の取得

1.異なる複数の所有者の財産をお互いに混和して分割できない物を作り出した場合、新しく作り出された物は、混和した時点からそれらの所有者の共有に属する。

2.所有者が他の人の財産を自己の財産に混和した場合、その財産が自分に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に混和された財産の所有者の合意がないとき、その混和された財産の所有者は、下記の中での権利の一つを有する。

a)混和した人に対して新しい物を返還するよう要求し、混和した人にこの人の財産の価値分を精算すること

b)新しい物を引き受けない場合、混和した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求すること

第238条 加工における所有権の取得

1.新しい物を作り出すための加工に用いた原材料の所有者は、新しく作り出された物の所有者になる。

2.他人の所有に属する原材料を善意で使用して加工した人は、新しい物の所有者になる。ただし、その原材料の所有者に原材料の

価値分を精算し、損害を賠償しなければならない。

3.善意でなく加工した人の場合、原材料の所有者は新しい物を引き渡すよう要求する権利を有する。原材料の所有者が複数である場合、それらの人は、新しく作り出された物に対して各自の所有に属する原材料の価値に相当する持分を持つ共有者となる。善意でなく加工された原材料の所有者は、加工者に損害を賠償するよう要求する権利を有する。

第239条 無主物、所有者を特定できない物に対する所有権取得
1.無主物とは、所有者がその物に対する所有権を放棄した物のことである。

無主物の動産を発見した人は、法律の規定に基づいてその財産に対する所有権を有する。無主の不動産が発見された場合、それは国家の所有に属する。

2.所有者を特定できない物が発見した人は、所有者に公開的に知らせて引き取りに来ることができるように、村、街区、町の人民委員金又は近所の公安機関に通知又は引き渡さなければならない。引き渡した場合には、調書を作成し、引渡人及び受領者の氏名、住所、引き渡された財産の状態、数量、重量を記入しなければならない。

物の引渡を受けた人民委員会又は近所の公安機関は、発見者に対して所有者確定の結果を通知しなければならない。

所有者を特定できない物が動産である場合、公開的に通知した日から1年後、所有者がまだ特定できないとき、その動産は法律の規定に基づいて発見した人の所有に属する。物が不動産である場合、公開的に通知した日から5年後、所有者がまだ確定できないとき、その不動産は国家の所有に属する。発見した人は法律の規定に従って一定の報奨金を享受することができる。

第240条 発見された埋蔵物、沈没物に対する所有権の取得

発見された埋蔵物、沈没物が無主物又は所有者を特定できない物である場合、捜索、保管に関する費用を控除した後、その物に対する所有権を以下のように確定する。

1.発見した物が、歴史的、文化的遺跡である場合、それは国家に属する。発見した人は、法律の規定に従って一定の報奨金を享受することができる。

2.発見した物が、歴史的、文化的遺跡ではないが、国家が規定する10か月分未満の最低賃金の価値がある場合、発見した人に属し、国家が規定する10か月分以上の最低賃金の価値がある場合、発見した人は、国家が規定する10か月分未満の最低賃金の価値と国家が規定する10か月分を越える部分の価値の50%を享受することができ、残りの価値分は国家に属する。

第241条 他人が遺失し、遺棄した物に対する所有権の取得

1.他人が遺失し、遺棄した物を拾得した人は、遺失した人又は遺棄した人の住所が分かればその人に通知し又は引き渡さなければならない。遺失した人又は遺棄した人の住所が分からないときは、所有者に公開的に知らせて引き取りに来ることができるように、村、街区、町の人民委員会、又は近所の公安機関に通知し又は引き渡さなければならない。

物の引渡しを受けた人民委員会又は近所の公安機関は、引き渡した人に対して所有者確定の結果を知らせなければならない。

2.拾得した物について公開的に通知した日から1年後、所有者がまだ確定できないか又は所有者が引き取りに来ないとき、国家の規定する10か月分未満の最低賃金の価値がある場合、物は発見した人に属し、国家が規定する10か月分以上の最低賃金の価値がある場合、保管経費を差し引いた後、物を発見した人は、国家が規定する10か月分未満の最低賃金の価値と国家が規定する10か月分を越える部分の価値の50%を享受することができ、残りの価値分は国家に属する。

3.遺失した物、遺棄した物が、歴史的、文化的遺跡である場合、公開的に通知した日から1年後、所有者がまだ確定できないか又は所有者が引き取りに来ないとき、その物は国家の所有に属する。拾得した人は、法律の規定に従って一定の報奨金を享受すること

ができる。

第242条 迷った家畜に対する所有権の取得

迷った家畜を捕まえた人は、飼育して、所有者に公開的に知らせて家畜の所有者が引き取りに来ることができるように、その人が居住する、村、街区、町の人民委員会に通知しなければならない。失った家畜を引き取った所有者は、捕まえた人に飼育費用その他の費用を精算しなければならない。

公開的に通知した日から6か月後、引き取りに来る人がいないと、その家畜は捕まえた人の所有に属する。捕まえた家畜が習慣に従って放牧される家畜である場合、この期間は1年とする。

迷った家畜を飼育している間に、その家畜が子を生んだ場合、捕まえた人はその子の半分を享受することができる。ただし、故意に家畜を亡くした場合、損害を賠償しなければならない。

第243条 迷った家禽に対する所有権の取得

迷った家禽を捕まえた人は、家禽の所有者が引き取りに来ることができるように公開的に通知しなければならない。失った家禽を引き取った所有者は、捕まえた人に飼育費用その他の費用を精算しなければならない。

公開的に通知した日から6か月後、なお引き取りに来る人がいないときは、その家禽は捕まえた人の所有に属する。

迷った家禽を飼育している間に、家禽を捕まえた人は、その家禽から生まれた天然果実を享受できる。ただし、故意に家禽を死亡させた場合、損害を賠償しなければならない。

第244条 養殖水産物に対する所有権の取得

人の養殖水産物が他人の水田、池、湖へ自然に移動した場合、その水田、池、湖を持つ人の所有に属する。養殖水産物が自己の所有に属する物でないと区別できる特別の印がある場合、その水田、池、湖を持つ人は、所有者が引き取りに来ることができるように公開的に通知しなければならない。公開的に通知した日から1か月後、なお引き取りに来る人がいないときは、その養殖水産物は、水田、池、湖を持つ人の所有に属する。

第245条 相続による所有権の取得

相続人は、本法典第4編の規定に従って相続財産に対する所有権を有する。

第246条 裁判所の判決や決定あるいは他の権限のある国家機関の決定による所有権の取得

所有権は、裁判所の判決や決定あるいは他の権限のある国家機関の決定によって取得することができる。

第247条 時効による所有権の所得

1.法律的根拠のない財産に対しては、動産の場合は10年間、不動産の場合は30年間、善意、連続的、公開的に占有又は利益を享受する人は、本条第2項に規定される場合を除き、占有した時点からその財産の所有者になる。

2.法律的根拠のない国家所有形態に属する財産を占有した人は、たとえ善意、連続的、公開的に占有し、いかに長い期間占有していても、その財産の所有者になることはできない。

第2節

所有権の終了

第248条 所有者が自己の所有権を他人に移転すること

所有者が売買、交換、贈与、貸借、又は相続を通じて、自己の所有権を他人に移転するとき、その人の財産に対する所有権は、移転を受けた人の所有権が発生する時点から終了する。

第249条 所有権の放棄

所有者は、公開的に宣告する又はその財産に対する占有、使用、処分を放棄することを示す行為をすることにより自己の財産に対

する所有権を自ら終了させることができる。
社会の秩序、安全に損害を与え、環境汚染をおこす可能性のある財産の放棄に関しては、所有権の放棄については法律の規定を遵守しなければならない。

第 250 条 他人が所有権を取得した財産
他人が本法典第 241 条から第 244 条までの規定に基づいて遺失物、遺棄物、迷った家畜・家禽、自然的に移動してきた養殖水産物に対する所有権を取得したとき、その財産を持つ人の所有権は終了する。
占有者が本法典第 247 条第 1 項の規定に基づいて所有権を取得したときは、占有された財産を持つ人の所有権は終了する。

第 251 条 所有者の義務履行のための財産の処理
1. 法律に別の規定がある場合を除き、裁判所又は他の権限のある国家機関の決定に基づいて財産がその所有者の義務の履行のために処理されたときは、その財産に対する所有権は終了する。
2. 所有者の義務の履行のための財産の処理は、法律の規定によって差押えの対象とならないとされる財産には適用しない。
3. 所有者の義務の履行のために処理される財産に対する所有権は、その財産を引き受ける人に所有権が発生した時点で終了する。
4. 土地使用権の処理は土地に関する法律に基づいて実行される。

第 252 条 消滅した財産
財産が消滅したとき、その財産に対する所有権は終了する。

第 253 条 強制的に買収された財産
財産が国防、安全保障及び国家の利益のために権限のある国家機関の決定に基づいて強制的に買収される時、その所有者の財産に対する所有権は、権限のある国家機関の決定が法的効力を持つ時点から終了する。

第 254 条 没収された財産
所有者が罪を犯し、行政規定に違反したため、その人の財産が没収され、国家基金に押収される場合、その財産に対する所有権は、裁判所の判決、決定、他の権限のある国家機関の決定が法的効力を持つ時点から終了する。

第 XV 章 所有権の保護

第 255 条 所有権の保護措置
所有者、合法的占有者は、自己の所有権、占有権を侵害する行為をした人が財産を返還し、所有権、占有権の行使に対する違法な妨害行為を止め、さらに損害を賠償するように、裁判所、その他の権限のある機関、組織に対して請求する権利を有する。
所有者、合法的占有者は、法律の規定する措置を使って、自己の所有に属する財産、合法的に占有している財産を自ら保護する権利を有する。

第 256 条 財産の返還要求権
財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権又は合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用し又は収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。ただし、本法典第 247 条 1 項に規定される場合を除く。財産が善意の者に占有されている場合は、本法典第 257 条と第 258 条を適用する。

第 257 条 善意の占有者に対する所有権登記を要しない動産の返還要求
財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記を要しない動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合でも、動産が盗難、紛失又はその他所有者の意思に反して占有される場合には、その動産の返還を要求する権利を有する。

第 258 条 善意の占有者に対する所有権登記を要する動産又は不動産の返還要求

所有者は所有権登記を要する動産又は不動産の返還を要求することができる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合、又は権限のある国家機関の判決、決定によって財産所有者となったが、その後その判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引である場合を除く。

第 259 条 所有権、合法的占有権の行使に対する違法な妨害行為の阻止又は終了を要求する権利
自己の所有権、占有権を行使するとき、所有者、合法的占有者は、違法な妨害行為をする人に対して、その行為を止めるよう要求する権利を有する。自主的に止めない場合、その人の違法行為を止めさせるように、裁判所又は機関、他の権限組織に請求する権利を有する。

第 260 条 損害の賠償を要求する権利
所有者、合法的占有者は、自己の所有権、占有権を侵害する行為をした人に対して損害の賠償を要求する権利を有する。

第 261 条 所有者以外の占有者の権利保護
本法典第 255 条から第 260 条までに規定された諸権利は、土地使用権、隣接不動産の制限的使用権、又は他の法的根拠又は合意に従って財産を占有した財産の所有者ではない人にも属する。

第 XVI 章 所有権に関する他の諸規定

第 262 条 緊急事態が生じた場合における所有者の義務
1. 緊急事態とは、国家及び集団の利益、自己又は他人の合法的な権利利益に対して、実際に直接脅かしている危機を避けようとして、やむを得ず、阻止する必要がある損害より少ない損害を起こす行動を行った人の置かれた事態のことである。
2. 緊急事態において、財産の所有者は、危険又は発生する恐れがあるより大きな損害を阻止し、減少させるために、他人が自己の財産を使用し、又はその財産に対する損害を与えることを妨害してはならない。
3. 緊急事態において損害を与えることは所有権を侵害する行為ではない。所有者は、本法典第 614 条第 3 項の規定に従って損害賠償を受けることができる。

第 263 条 環境保護に対する所有者の義務
自己の財産を使用し、保管し、放棄するとき、所有者は、環境保護に関する法律の規定を遵守しなければならない。環境を汚染させた場合、汚染を起こす行為を終了し、その結果を克服する措置を採り、かつ損害を賠償しなければならない。

第 264 条 社会の秩序、安全に対する尊重及び保障における所有者の義務
自己の財産に対する占有権、使用権、処分権を行使するとき、所有者は社会の秩序、安全を尊重し、保障しなければならない。所有権を濫用して社会の秩序、安全に混乱を起こし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利利益を侵害してはならない。

第 265 条 各不動産との境界線を尊重する義務
1. 隣接する不動産の境界線は各所有者の合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて確定される。
境界線は、慣習又は紛争が起こらずに 30 年以上存在する境界線に基づいて確定される。
2. 土地所有権を持つ人は、権限のある国家機関が規定した建設計画に基づく敷地の境界から垂直方向にある空間内と敷地内を使用することができ、他人の隣地使用に影響を与えてはならない。
土地所有者は、自分の使用権に属する、確定された境界を持つ土

地の範囲内に限り、植栽その他のことをできる。他の合意がある場合を除き、木の根や枝が境界線を越えるようになれば超えた部分の木の根、枝を切らなければならない。

3.境界が水路、溝、掘、小溝、畔である場合、使用者は、境界を尊重し、維持する義務を負い、侵入したり、占有したり、界標を変更させてはならない。

第266条 不動産の境界線に対する所有権

1.隣接する不動産の所有者は、界標、垣根、塀を自己の所有権に属する土地に限って設置することができる。相隣者は、不動産との境界のために、境界線上に界標、垣根、塀、木を設置することについて合意することができ、それらの界標はその人たちによって共有されるものとする。

境界線上の界標が一方の所有者により設置され、隣接する不動産の所有者の同意がある場合、その界標は共有になり、他の合意がある場合を除き、設置費用は設置した人が負担する。隣人の同意がなく、正当な理由がある場合、所有者は設置した界標、垣根、塀を取り除かねばならない。

木を共有の界標とする場合、各当事者は保守義務を有する。他の合意がある場合を除き、その木からの利益は等分される。

2.共有の壁を界標とする場合、隣接する不動産の所有者は、隣地の所有者の同意がある場合を除き、窓、風通しの穴を設置すること、他の建設構造物設置のために壁に穴を開けることはできない。建物が独立しているが壁だけは隣接する場合、所有者は、自分の壁の境界まで壁に穴を開け、他の建設構造物を設置することができる。

第267条 建設規制を尊重する義務

1.建物を築造する場合、建築物の所有者は、建築に関する法律を遵守し、安全を保障し、建設に関する法律が定めた高さ、距離を超えて築造してはならず、隣接する不動産の所有者及び周辺の不動産所有者の合法的な権利利益を侵害してはならない。

2.建物築造に対する事故が起き、隣接する不動産と隣地の不動産に影響を与える危険があるとき、建築物の所有者は、その建築を直ちに中止させ、廃止し、修繕し、又は隣接する不動産の所有者と隣地の所有者の要求、又は権限のある国家機関の要求に従って取り壊さなければならない。損害を起こした場合、賠償しなければならない。

3.汚物処理槽、有毒化学の倉庫、使用によって環境汚染を起こす可能性があるその他の建物を築造するとき、所有者は、境界線から一定の距離と合理的な位置に築造し、衛生、安全を保障し、かつ隣接する不動産の所有者と隣地の所有者に影響を与えてはならない。

第268条 隣接する建物に対する安全保障の義務

井戸、池を掘り又は地中工作物を築造する場合、建築物の所有者は、建設に関する法律が定める距離を境界線から保たなければならない。

建築が隣接する不動産と隣地の不動産を脅かす危険がある場合、建築物の所有者は直ちに克服措置を採らなければならない。隣接する不動産の所有者及び隣地の所有者に損害を起こした場合、賠償しなければならない。

第269条 雨水の排出における所有者の義務

建物の所有者は、雨水が自分の建物の屋根から隣地の所有者の不動産に流れていかにないように排水管を設置しなければならない。

第270条 下水の排出における所有者の義務

建物の所有者は、隣地の所有者の不動産、公共道路、公共生活の場所に流れ込まないようにするため、決まった場所まで下水を流す地中下水路又は排水路を設置しなければならない。

第271条 出入口、窓設置制限

1.建物の所有者は、建設に関する法律に従ってのみ隣の宅地、対

面する宅地、共有道路に向かう出入口、窓を設置することができる。

2.共有道路に向かう出入口と窓の軒は、地面から2.5メートルの距離を保たなければならない。

第272条 隣接する不動産の修繕、取り壊しを要求する権利
隣接する不動産又は公共生活のための場所に植木、建築物が倒れる危険がある場合、所有者はその木を伐り、建築物を修繕し又は取り壊さなければならない。

隣接する不動産の所有者は、倒れる危険がある樹木、建築物の所有者に対して、樹木を伐り、建築物を取り壊すように要求する権利を有する。その人が樹木を伐らず、建築物を取り壊さない場合、隣接する不動産の所有者は、権限のある国家機関にその樹木を伐らせ、建築物を取り壊させるように要求する権利を有する。樹木を伐って、建築物取り壊す費用は、樹木、建築物の所有者が負担する。

第273条 隣接する不動産の制限的使用

建物の所有者、土地使用者は、通路、水道、下水道、ガス供給、配電線、通信回線に関する、自らの需要及び他の必要で合理的な需要を保障するために、他人の所有に属する隣接不動産を使用する権利を有する。ただし、他の合意がある場合を除き、補償しなければならない。

第274条 隣接する不動産の制限的使用の確立

1.隣接する不動産の制限的使用権は合意又は法律の規定によって確立する。

2.隣接する不動産の制限的使用権が、建物の所有者、土地使用者のために確立する場合、建物、土地使用権を引き継ぐ人もその権利を有する。

第275条 隣接する不動産を通る道路を使用する権利

1.他の各所有者の諸不動産に囲まれ、通路がない不動産の所有者は、隣接する不動産の所有者の中の一人に、自己の不動産を公共道路に繋ぐ通路を設けるよう要求する権利を有する。要求された人はその要求を満たす義務を負う。通路を設けることができる人は、他の合意がある場合を除き、隣接する不動産の所有者に補償をしなければならない。

通路はその地点の具体的特徴、囲まれている不動産の利益とその上に通路が設けられる不動産に与える最小限の損害に配慮して、最も合理的とみなされる隣接不動産に設けられる。

2.道路の位置、長さ、幅、高さの限界は各当事者の合意によって決められるが、通行の便宜を保障し、各当事者にとって最も迷惑のかからないようにしなければならない。通路に関する紛争がある場合、権限のある国家機関に対して確定するよう請求する権利を有する。

3.不動産が、異なる所有者、使用者に分割される場合、分割に際して、本条第2項の規定に従って奥の人に必要な通路を無償で設けなければならない。

第276条 隣接する不動産を通して配電線、通信回線を引く権利
不動産の所有者は、他の所有者の不動産を通して配電線、通信回線を合理的に引く権利を有する。ただし、その諸所有者に安全と便宜を保障しなければならない。損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。

第277条 隣接する不動産を通る給排水に対する権利

不動産の自然的位置によって給排水が他の不動産を通過せざるを得ない場合、水が流れて通る不動産の所有者は、適当な給水路、排水路を設けなければならない。水の流れを妨げたり、阻止したりしてはならない。給排水路の使用者は、給排水設備を設置するとき、水が流れて通る不動産の所有者に対して損害発生を最小限にしなければならない。損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。自然の水が高い所から低い所に流れてきて、水が流れ

て通る不動産の所有者に対して損害を生じさせた場合、給排水路の利用者は損害賠償をしなくてもよい。

第 278 条 農業における灌漑、排水に対する権利

農地の使用権を持つ人は、灌漑、排水に関する需要がある場合、自分が灌漑、排水に合致する便利な水路を設けるように隣地の使用者に要求をする権利を有する。要求された人はその要求を満たす義務がある。水路の利用者は隣地の使用者に損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。

第 279 条 隣接する不動産の制限的使用権の終了

隣接する不動産の制限的使用権は以下の場合において終了する。

1. 隣接する不動産が、制限的使用権を履行している所有者に属するその隣接する不動産と付合する場合
2. 建物所有者、土地使用者が、隣接する不動産の制限的使用を行使する必要がなくなる場合

第 3 編 民事義務と民事契約 第 1 章 総則 第 1 節 民事義務

第 280 条 民事義務

民事義務とは、そのことによって、一つ又は複数の主体（以下、一般に「義務者」という。）が、他の一つ又は複数の主体（以下、一般に「権利者」という。）の利益のために物を移転、権利を移転、金銭又は有価証券を支払い、他の仕事をしなければならない、又は一定の仕事をしてはならないことである。

第 281 条 民事義務発生の根拠

民事義務は、以下により発生する。

1. 民事契約
2. 一方的法律行為
3. 授権のない仕事の実行
4. 財産の占有・使用、法的根拠のない財産に関する収益
5. 違法行為によって損害を与えること
6. 法律で規定される他の根拠

第 282 条 民事義務の対象

1. 民事義務の対象は、財産、実行すべき仕事又は実行してはならない仕事でありうる。
2. 民事義務の対象は、具体的に特定されなければならない。
3. 取引することのできる財産、実行することができ、法律によって禁じられていない、社会道徳に反しない仕事、民事義務の対象である。

第 2 節 民事義務の履行

第 283 条 民事義務履行の原則

民事義務者は、誠実に、協力的、約束通りに、法律及び社会道徳に反しない、という原則に基づいて自分の義務を履行しなければならない。

第 284 条 民事義務履行の場所

1. 民事義務履行の場所は、各当事者により合意される場所である。
2. 各当事者の合意がないときは、民事義務履行の場所は、以下のとおりで確定される。
 - a) 民事義務の対象が不動産である場合、財産が存在する場所である。
 - b) 民事義務の対象が不動産でない場合、権利者の居所又は事務所である。

権利者が居所又は事務所を変更するときは、義務者に通告し、また他の合意がある場合を除き、居所又は事務所の変更によって増えた費用を負担しなければならない。

第 285 条 民事義務履行の期限

1. 民事義務履行の期限は、各当事者の合意によるか、又は法律の規定による。義務者は、期限通りに履行しなければならない。権利者の許可を得たときに限り、義務者は期限前に民事義務を履行することができる義務者が自発的に期限前に義務を履行し、権利者がその義務の履行を認めた場合、その義務は期限通りに履行されたとみなされる。
2. 各当事者が民事義務履行の期限に合意しない又は法律でそれを規定していない場合、いずれの時点においても、各当事者は、義務を履行し、義務履行を要求することができる。ただし、合理的期限内に予め互いに通知しなければならない。

第 286 条 民事義務履行の遅滞

1. 民事義務履行の遅滞とは、義務履行の期限が満了したときにその義務がまだ履行されていない又は一部だけしか履行されていないことをいう。
2. 民事義務を期限通りに履行することができない場合、遅滞義務者は、直ちに権利者に通知しなければならない。

第 287 条 民事義務履行の延期

1. 民事義務を期限通りに履行することができない場合、義務者は、直ちに権利者に通知し、義務履行の猶予を要請しなければならない。
2. 権利者に通知しない場合、義務者は、他の合意があるか、又は客観的な理由により通知できない場合を除き、履行遅滞によって発生した損害を賠償しなければならない。
3. 権利者の同意を得たときは、義務者は、義務履行を延期することができる。義務履行は、延期されても、期限通りに履行されたとみなされる。

第 288 条 民事義務履行に対する受領遅滞

1. 民事義務履行に対する受領遅滞とは、義務履行の期限において、義務者が合意通りに義務を履行したが、権利者がその義務履行を受領しないことである。
2. 遅れて受領した義務の対象が財産である場合、義務者はその財産保管に必要な措置をとらなければならない、合理的な費用の支払を要求する権利を有する。
3. 破損する可能性がある財産に対して、義務者は、その財産を売却する権利を有し、権利者に対してその財産の保管と売却にかかる合理的な費用を引いた後、売却による金額を支払う。

第 289 条 物の引渡義務の履行

1. 物の引渡義務のある者は、その物を引き渡すときまで保管し、保持しなければならない。
2. 引き渡すべき物が特定物であるときは、義務者は、約束した状態通りにその物を引き渡さなければならない。同類物であるときは、約束した数量と品質通りにその物を引き渡さなければならない。品質に関する合意がなければ、平均の品質をもって引き渡す。同セット物である場合、セットとして引き渡さなければならない。
3. 義務者は、他の合意がある場合を除き、物の引渡しに関するすべての費用を負担しなければならない。

第 290 条 金銭支払義務の履行

1. 金銭支払義務は、合意した通りに、十分に、期限、支払方法通りに履行されなければならない。
2. 他の合意がある場合を除き、金銭支払義務は元本の金利も含む。

第 291 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務

1. ある仕事を実行すべき義務とは、義務者がその仕事を確かに実行しなければならない義務のことである。
2. ある仕事を実行すべきでない義務とは、義務者がその仕事を実行してはならない義務のことである。

第292条 定期的民事義務の履行

合意により、又は法律で規定される場合、民事義務は定期的に履行される。

定期ごとに民事義務の履行が遅滞することも、民事義務の履行遅滞と見なされる。

第293条 第三者による民事義務の履行

権利者が同意する場合、義務者は、自分の代わりに民事義務を履行するように第三者に委任することができる。ただし、第三者が民事義務を履行しない、又は規定通りに履行しない場合、権利者に対する責任を負わねばならない。

第294条 条件付き民事義務の履行

各当事者が民事義務履行のための条件について合意し、又は法律の規定がある場合、その条件が発生したときに、義務者は義務を履行しなければならない。

第295条 任意に選択する対象物のある民事義務の履行

1. 任意に選択する対象物のある民事義務とは、対象物が複数財産の一つ又は異なる仕事の一つであり、義務者が任意に選択することができる義務のことである。ただし、合意があるか、又は法律において権利者にその選択権を与えるとの規定がある場合を除く。
2. 義務者は義務履行のために選択された財産又は仕事について権利者に通知しなければならない。権利者が選択された義務の履行期限を確定した場合、義務者は期限通りに終了しなければならない。
3. 一つの財産又は一つの仕事しか残っていない場合、義務者は、その財産を引き渡し又はその仕事を行わなければならない。

第296条 代替可能な民事義務の履行

代替可能な民事義務とは、義務者が当初の義務を履行することができない場合、その民事義務の代わりに、権利者が認めた他の義務を履行することができる義務のことである。

第297条 独立した民事義務の履行

多数の人が一つの民事義務を履行するが、義務に一定で独立した部分がある場合、各自は自己の持分だけを履行する。

第298条 連帯民事義務の履行

1. 連帯民事義務とは、多数の人が共に履行するべき義務のことである。権利者は、複数の義務者のうち誰に対しても、義務全部を履行するように要求することができる。
2. 一人が義務全部を履行した場合、その人は、その他の連帯義務者に対して、自分に対しそれらの連帯義務分を支払うように要求する権利を有する。
3. 権利者が、複数の義務者から義務全部を履行する人を選定したが、その後、その人に連帯義務の履行を免除した場合、残りの方々も、義務の履行を免除される。
4. 権利者が、複数の義務者のうち誰かに対して、その人の義務分を履行しなくてもよいと、義務の履行を免除しても、残りの方は、各自の義務分を連帯して、履行しなければならない。

第299条 複数の連帯権利者に対する民事義務の履行

1. 複数の連帯権利者に対する民事義務は、それぞれの権利者が、義務者に対して全部の義務の実現を要求することができる義務である。
2. 義務者は、連帯権利者の中のいずれかに自分の義務を履行することができる。
3. 義務者が、連帯権利者の中の1からに、その人に対する義務分

の履行を免除された場合、その義務者は、その他の連帯権利者に対する義務分を履行しなければならない。

第300条 部分ごとに分割できる民事義務の履行

1. 部分ごとに分割できる民事義務とは、義務の対象物が分割できる物であるか、又は実行のために、多数の部分に分割できる仕事である。
2. 義務者は、他の合意がある場合を除き、義務を部分ごとに履行することができる。

第301条 部分ごとに分割できない民事義務の履行

1. 部分ごとに分割できない民事義務とは、義務の対象物が、分割できない物であるか、又は同時に実行されなければならない仕事である。
2. 多数人が、分割できない義務を共に履行しなければならない場合、その多数人はその義務を同時に履行しなければならない。

第3節

民事責任

第302条 民事義務の違反による民事責任

1. 義務者は、義務を履行しない又は正しく履行しないときは、権利者に対する民事責任を負わなければならない。
2. 義務者が、不可抗力の事件のために、民事義務を履行できなかった場合、他の合意がある又は法律で別の規定が定められる場合を除き、民事責任を負わなくてもよい。
3. 義務者は、権利者の完全な過失によって義務が履行できないことの証明ができた場合、民事責任を負わなくてもよい。

第303条 物の引渡義務の不履行による責任

1. 義務者が、特定物を引き渡す義務を履行しないときは、権利者は、義務者に、その物を引き渡すよう要求する権利を有する。物の滅失した又は故障した場合、物の価値を支払わなければならない。
2. 義務者が、同類物の引渡義務を履行することができないとき、その物の価値を支払わなければならない。
3. 義務者が、本条第1項及び第2項に定められている義務を履行しなかったことによって、権利者に損害を与えた場合、権利者にその物の価値の支払に加え、損害賠償をしなければならない。

第304条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務の不履行による責任

1. 義務者が自らある仕事を実行すべき義務を履行しなかった場合、権利者はそのある仕事を実行すべき義務について義務者に対して引き続き履行を求め、あるいは自ら又他人を通じて実現することができる、さらに義務者に合理的な費用を支払、損害の賠償を要求する権利を有する。
2. 義務者が、ある仕事を実行すべきでない義務があるにもかかわらず、その仕事を履行した場合、権利者は、義務者に履行を中止して、当初の状態を回復して、損害を賠償するよう要求する権利を有する。

第305条 民事義務の履行遅滞による責任

1. 民事義務の履行が遅滞した場合、権利者は、義務者がその義務を完了させるように期限を延長することができる。この期限を過ぎても、その義務がまだ完了できない場合、権利者の要求に従い、義務者は、その義務を引き続き履行し、又は損害を賠償しなければならない。
2. 義務者は、金銭支払が遅滞した場合、他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、国家銀行の公表する基本金利に従って、支払時点において、遅滞期間に相当して、遅滞支払の金額に対する金利を支払わなければならない。

第306条 民事義務履行に対する受領遅滞による責任

権利者は、民事義務の履行に対する受領を遅滞し義務者に損害を発生させたときは、義務者に損害を賠償し、他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、受領が遅滞した時点から発生するすべてのリスクを負担しなければならない。

第307条 損害賠償責任

1. 損害賠償責任には、物質的損害賠償責任と精神的補填の損害賠償責任が含まれる。
2. 物質的損害賠償責任とは、違反者によって生じた金銭に計算できる財産損失を含む物質的損失、損害防止や損害制限や損害克服にかかった合理的な費用、滅失、減少した実質所得に対する実際の物質的損害の補填責任のことである。
3. 他人の生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって人に精神的損害を与えた人は、侵害行為を終了させ、公開で謝罪、訂正し、被害者の精神的損害補填のためにに一定の金銭を賠償しなければならない。

第308条 民事責任における過失

1. 民事義務を履行しない又は正しく履行しない人は、故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。ただし、他の合意があるか、又は法律で別に定める場合を除く。
 2. 故意により損害を与えるとは、自分の行為が他の人に損害を与えると認識しながら、実行する又は望むか望まないかにかかわらず、損害の発生を放置することである。
- 過失により損害を与えるとは、自分の行為が損害を与えることについて事前には考えていなかったが、損害の発生を知るべきである又は事前を知ることができた場合、又は、自分の行為が損害を与えると分かっていたが、損害が回避できる又は生じるとしても中止できると考えていた、場合のことである。

第4節

請求権の移転及び民事義務の移転

第309条 請求権の移転

1. 民事義務の履行を請求する権利者は、合意により、その請求権を以下の場合を除き、譲受人に移転することができる。
 - a) 給料の請求、生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって生じた損害賠償請求の権利
 - b) 権利者と義務者が、請求権を移転することができないことに合意した場合
 - c) 法律で規定されている他の場合
2. 権利者が請求権を譲受人に移転したとき、譲受人は、権利者となる。請求権を移転する人は、義務者に、請求権の移転について文書をもって通知しなければならない。他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、請求権の移転は、義務者の同意がなくてもすることができる。

第310条 請求権の移転の要式

1. 請求権の移転は、文書又は口頭でなされる。
2. 法律が、請求権の移転について、公証又は確証され、登記又は許可を申請しなければならない、文書によらなければならないと規定する場合には、それらの規定を遵守しなければならない。

第311条 情報提供と書類移管に対する義務

1. 請求権を移転する人は、譲受人に対して、必要な情報を提供し、関連書類を移管しなければならない。
2. 請求権を移転した者が本条1項に規定される義務に違反し、損害を起した場合、損害を賠償しなければならない。

第312条 請求権の移転後の責任の無負担

請求権を移転する人は、他の合意がある場合を除き、義務者の義務履行能力について責任を負わなくてもよい。

第313条 民事義務履行について担保措置がある請求権の移転

担保措置のある民事義務履行請求権の場合、請求権の移転には、その担保措置の移転も含む。

第314条 義務者の拒否権

1. 義務者は請求権の移転について通知を受けなかった又は譲受人が請求権の移転の確実性を証明しなかった場合、義務者は譲受人に対する義務の履行を拒否することができる。
2. 義務者が、請求権の移転に関する通知を受けなかったことにより請求権を移転した人に対して義務を履行した場合、譲受人は、義務者に対して、自己への義務履行を要求することはできない。

第315条 民事義務の移転

1. 義務者は、権利者の同意を得たときは、引受人に対して民事義務を移転することができる。ただし、その義務が、義務者の人格に結び付いている又は法律で義務の移転ができないと規定している場合を除く。
2. 義務者が義務を引受人に移転したとき、引受人は、義務者となる。

第316条 民事義務の移転の要式

1. 民事義務の移転は、文書又は口頭でなされる。
2. 法律が、民事義務の移転について、公証又は確証され、登記又は許可を申請しなければならない、文書によらなければならないと規定する場合には、それらの規定を遵守しなければならない。

第317条 担保措置のある民事義務の移転

担保措置のある民事義務が移転される場合、他の合意がなければ、その担保措置は終了する。

第5節

民事義務履行の担保

I- 総則

第318条 民事義務履行の担保措置

1. 民事義務履行の担保措置は、以下のとおりである。
 - a) 財産の質
 - b) 財産の抵当
 - c) 手付け
 - d) 寄託
 - dd) 供託
 - e) 保証
 - g) 信頼による抵当
2. 担保措置について各当事者の合意がある又は法律が規定する場合、義務者はその担保措置を実行しなければならない。

第319条 民事義務履行の担保の範囲

1. 民事義務は、合意又は法律の規定に基づいて一部分又は全部を担保することができる。担保範囲について合意又は法律の規定がないときは、金利支払と損害賠償の義務を含めて、その義務の全部について担保されたものとみなす。
2. 当事者は、現在の義務、将来の義務又は条件付義務を含む各種義務の履行を担保するために、民事義務履行の担保措置について合意することができる。

第320条 民事義務履行の担保物

1. 民事義務履行の担保物は、担保を提供する者の所有権に属し、取引できる物でなければならない。
2. 担保物は現物又は将来形成される物である。将来形成される物とは、義務が確立され、又は担保取引が締結された時点の後に形成される動産又は不動産であり、担保提供者の所有権に帰属するものをいう。

第321条 民事義務履行の担保に用いられる金銭及び有価証券

金銭、債券、株、手形及び他の有価証券は、民事義務履行の担保に用いることができる。

第322条 民事義務履行の担保に用いられる財産権

1. 著作権、工業所有権、作物の品種に対する権利、物又は金銭返還請求権、担保物に対する保険金受領権、企業の出資金に対する財産権、契約より発生する財産権又は担保を提供する者の所有に属する財産権は、民事義務履行の担保として用いることができる。
2. 土地所有権は、本法典の及び土地に関する法律の規定に従って、民事義務履行の担保として、使用することができる。
3. 天然資源の開発権は、本法典及び天然資源に関する法律の規定に従って、民事義務履行の担保として、使用することができる。

第323条 担保取引の登記

1. 担保取引は、本法典第318条第1項に規定される担保措置の実施に関する、各当事者による合意又は法律規定による民事取引である。
2. 担保取引の登記は担保取引に関する法律に基づいて実施される。登記は法律が規定する場合に限り担保取引の効力要件となる。
3. 担保取引が法律規定に基づいて登記される場合、当該担保取引は登記の時点から第三者に対して法的効力を有する。

第324条 多数の民事義務の履行を担保するために用られる1つの財産

1. 担保取引の確立時点における価値が、担保される義務の価値総額より大きい場合、1つの財産を多数の民事義務履行を担保するために用いることができる。ただし、他の合意がある又は法律で別の規定がある場合を除く。
2. 1つの財産が多数の民事義務の履行を担保するために用いられる場合、担保提供者は担保権者に対して、担保財産が他の義務履行のために用いられることを通知しなければならない。担保はその都度書面が作成されなければならない。
3. 期限到来の義務履行のために財産を処分しなければならない場合、期限未到来の他の義務も期限が到来したものとみなされ、各担保権者は、財産処分に参加することができる。他の合意がない場合には、財産処分を通知した担保権者は財産処分について責任を負う。

引き続き期限未到来の義務の履行を求める場合は、当事者は、担保提供者が他の財産を用いて、期限未到来の義務履行を担保することを合意することができる。

第325条 精算順位

担保財産の処分における精算の優先順位は次の通りに確定される。

1. 担保取引が登記された場合、担保財産の処分における精算の優先順位は登記の順位に従って確定される。
2. 一つの財産が多数の民事義務履行のための担保に用いられ、登記される担保取引があったり、登記されない担保取引があったりする場合、登記される担保取引が優先的に精算される。
3. 一つの財産が多数の民事義務履行のための担保に用いられ、全ての担保取引が登記されない場合、精算の優先順位は担保取引の確立順位に従って確定される。

II 財産の質

第326条 財産の質

1. 財産の質とは、一方の当事者（以下「質権設定者」と称する。）が民事義務履行のために、自己の所有に属する財産を、他方の当事者（以下「質権者」と称する。）に引き渡すことである。

第327条 財産の質の要式

財産の質には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。

第328条 財産の質の効力

財産の質は質権者に財産を引き渡す時点から効力を有する。

第329条 財産の質の期間

財産の質の期間は、各当事者の合意により、合意がない場合、質の期間は質によって担保される義務が終了するときまでとする。

第330条 財産の質権設定者の義務

財産の質権設定者には、以下の義務がある。

1. 合意した通りに、質財産を質権者に引き渡す。
2. 質財産に対して第三者の権利があればそれを質権者に通知する。通知しない場合、質権者は財産の質権設定契約を破棄し、損害賠償を要求する又は契約を維持して、第三者の質財産に対する権利を認める権利を有する。
3. 質財産の保管、維持にかかる合理的な費用を支払う。但し、他の合意がある場合を除く。

第331条 財産の質権設定者の権利

財産の質権設定者は、以下の権利を有する。

1. 質財産の使用によりその財産の価値がなくなる又は減少する危険がある場合、本法典333条3項の規定の場合における質財産の使用を中止するように質権者に要求する。
2. 質権者の同意を得たときは、質財産を売却することができる。
3. 合意がある場合、別の財産で質財産を代替する。
4. 質権による担保義務が完了したとき、質財産を保持する質権者に、質財産を返還するように要求する。
5. 質財産の質権者に、質財産に対する損害賠償を要求する。

第332条 財産の質権者の義務

財産の質権者には、以下の義務がある。

1. 質財産を保管し保持する。質財産を遺失又は損壊した場合には、質権設定者に損害を賠償しなければならない。
2. 質財産の売却、交換、贈与、質貸借、使用貸借はしてはならない。質財産を他の義務履行の担保として用いることはできない。
3. 質権設定者の許可を得ない場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実及び法定果実を収益してはならない。
4. 質権による担保義務が終了したとき、又は他の担保措置に代えられたとき、質財産を返還する。

第333条 財産の質権者の権利

財産の質権者は、以下の権利を有する。

1. 質財産を占有し、法律の規定に反してその質財産を使用している人に、その財産を返還するように要求する。
2. 義務履行のために、合意した方法又は法律の規定に基づいて質財産を処理するように要求する。
3. 合意による場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実及び法定果実を収益してもよい。
4. 質権設定者に質財産を返還するとき、その質財産の保管について合理的な費用の支払を受けることできる。

第334条 多数の財産の質入れ

1つの民事義務の履行を担保するために多数の財産を質入れた場合、個々の財産は義務全体の履行を担保するものと確定される。各当事者は、個々の財産が義務の一部の履行を担保するものと合意することもできる。

第335条 財産の質の取消し

質権者の同意を得たときは、財産の質を取り消すことができる。

第336条 質財産の処理

民事義務の履行期限になっても、質権設定者が、義務を履行しない又は合意通りに履行しない場合、質財産は、義務履行のために、各当事者の合意した方法に基づいて処理され又は法律に基づいて競売される。質権者は、質財産の売却金額から優先的に精算される。

第337条 多数の質財産の処分

質財産に多数の物がある場合、他の合意がなければ、質権者は処分するために具体的な財産を選択することができる。質権者は、有担保の義務の価値に相当する必要な財産のみ処分することができる。質権者が必要以上に財産を処分し、かつ質権設定者に損害を起こした場合、質権設定者に損害を賠償しなければならない。

第338条 質財産の売却清算

質財産の売却代金は、保管費用、売却費用及びその他の質財産の処理に関連する必要な支出を控除した後、質権者の義務の清算に充当される；保証された債務が借入金の場合、質権者に対する清算は、元金、利息、違約金、損害賠償金（もしあれば）の順序に従う；もし売却代金に余剰があれば、質権設定者に返還されなければならない；もし売却代金が不足であれば、質権設定者は、その不足分を支払わなければならない。

第339条 財産の質の終了

財産の質は、以下の場合において終了する。

1. 財産の質によって担保される義務が終了する。
2. 財産の質が取り消されるか、又は他の担保措置と代替される。
3. 質財産が処理された。
4. 各当事者の合意による。

第340条 質財産の返還

財産の質が、本法典第339条第1、第2項の規定に従って終了したとき、質財産及び所有権証明書は、質権設定者に返還される。質財産から収益した天然果実及び法定果実も、他の合意がなければ、質権設定者に返還される。

第341条 質屋における財産の質

質屋における財産の質は、本法典第326条から第340条までの規定及び質屋業に関する他の法律文書に基づいて実行される。

III-財産の抵当

第342条 財産の抵当

1. 財産の抵当とは、一方の当事者が（以下「**抵当権設定者**」と称する）、他方の当事者（以下「**抵当権者**」と称する）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、**抵当権者**に当該財産を引き渡さないことである。従物付きの不動産、動産の全部を抵当に入れる場合、その従物も、**抵当財産**に属する。従物付きの不動産、動産の一部を抵当に入れる場合、各当事者の他の合意がある場合を除き、従物は、**抵当財産**に属する。将来に形成される財産を**抵当財産**とすることができる。
2. **抵当権設定者**は**抵当**された財産を留置する。各当事者で第三者に留置させることを合意することができる。
3. 土地使用権の**抵当**は、本法典第715条から第721条までの規定と関係法律の他の規定に基づいて行われる。

第343条 財産の抵当の要式

財産の**抵当**には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。法律の規定がある場合、**抵当**文書は公証、確認又は登記されなければならない。

第344条 抵当の期限

財産の**抵当**の期間は当事者の合意によって決まる。合意がない場合、**抵当**は、**抵当**によって担保される義務が終了するまでの期限を有する。

第345条 賃貸されている財産の抵当

賃貸されている財産も、**抵当**に入れることができる。合意又は法律規定がある場合、財産の賃貸によって得た天然果実及び法定果

実は**抵当**財産に属する。

第346条 保険をかけられた財産の**抵当**

1. 保険付き財産を**抵当**に入れた場合、保険金も**抵当**財産に帰属する。
2. **抵当**権者は保険付き財産に**抵当**権が設定されたことを保険機関に通知しなければならない。保険事件が発生した場合、保険機関は**抵当**権者に直接に保険金を支払う。**抵当**権者が保険機関に保険付き財産に**抵当**権が設定されたことを通知しない場合、保険機関は保険契約に従って保険金を支払い、**抵当**権設定者は**抵当**権者に清算する義務を負う。

第347条 一つの民事義務を担保する多数の財産の**抵当**

多数の財産が一つの民事義務の履行を担保するために**抵当**された場合、各々の財産は義務の全部の履行を担保するよう確定される。各当事者は、各々の財産は義務の一部の履行を担保する合意をすることができる。

第348条 抵当権設定者の義務

抵当権設定者には以下の義務がある。

1. **抵当**財産を保管し、保持する。
2. もし**抵当**財産の効用の開発により**抵当**財産の価値が無くなるか、又は減少する恐れがある場合、その**抵当**財産の効用開発を中止することを含む、その克服に必要な措置を採る。
3. **抵当**財産に対する第三者の権利があるときは**抵当**権者に通知する。通知しない場合、**抵当**権者は、財産の**抵当**権設定契約を破棄し、損害賠償を要求するか、又は、契約を維持して、第三者の**抵当**財産に対する権利を認めることができる。
4. 本法典第349条3、4項に規定される場合を除き、**抵当**財産を売却・交換・贈与することはできない。

第349条 抵当権設定者の権利

抵当権設定者は、以下の権利を有する。

1. 合意によって、天然果実及び法定果実も**抵当**財産に属する場合を除き、財産の効用を開発し、財産から得た天然果実及び法定果実を享受できる。
2. **抵当**財産の価値を増加させる目的で投資することができる。
3. **抵当**財産が生産・経営の過程に流通している商品であれば、その財産を売却し、交換することができる。生産・経営の過程に流通している商品である**抵当**財産を売却した場合、買い手からの売却代金を要求する権利、又は代金若しくは代金より形成された財産は、売却された財産に代わって**抵当**財産となる。
4. **抵当**権者の同意を得れば、生産・経営の過程に流通している商品でない**抵当**財産を売却し、交換、贈与することができる。
5. **抵当**財産を賃貸、使用貸与することができるが賃借人、借受人に賃貸、使用貸与財産に**抵当**権が設定されていることを知らせ、**抵当**権者に知らせなければならない。
6. **抵当**によって担保される義務が終了したか、又は他の担保措置に替えられた場合、第三者に保持される**抵当**財産を引き受ける。

第350条 抵当権者の義務

抵当権者は、以下の義務を負う。

1. 各当事者の合意により、**抵当**権者が**抵当**財産に関する書類を保管する場合は、**抵当**が終了したときに**抵当**権設定者に**抵当**財産に関する書類を返却しなければならない。
2. 本法典の第355条、356条、357条に規定した場合、財産**抵当**の登記を抹消するよう担保取引登記の権限機関に請求することができる。

第351条 抵当権者の権利

抵当権者は以下の権利を有する。

1. **抵当**財産の価値が低下又は滅失するおそれがあるときは、本法典の第349条5項に規定する賃借人、使用借人にその使用を中止

- するよう要求することができる。
2. 抵当財産を直接調査し又は検査することができるが、抵当財産の使用、開発を阻止、妨害してはならない。
 3. 抵当財産の実状に関する情報の提供を抵当権設定者に要求する。
 4. 抵当財産の開発・使用によって、抵当財産の価値が消失又は低下する恐れがあるときは、抵当財産の価値を保全する措置を講ずるよう抵当権設定者に要求することができる。
 5. 義務履行の期限内に義務者が義務を履行しない又は正しく履行しなかった場合、抵当財産を処分するために、抵当権設定者又は財産を預かっている第三者に抵当財産を引き渡すよう要求することができる。
 6. 将来に形成される財産が抵当財産として設定される場合には、その財産の形成過程を調査し又は検査することができる。
 7. 本法典第 355 条又は第 324 条第 2 項の規定に従って抵当財産の処理を要求し、優先的に精算される。

第 352 条 抵当財産を預かる第三者の義務

抵当財産を預かる第三者には、以下の義務がある。

1. 抵当財産を保管し、保持する。抵当財産を遺失、抵当財産の価値を消滅又はその価値を減少させたときは、賠償しなければならない。
2. 抵当財産の効用を引き続き開発することにより、抵当財産の価値が消滅又は減少する恐れがある場合、本法典第 355 条第 1 項に規定される抵当財産の効用の開発を中止しなければならない。
3. 合意に従って、抵当財産を抵当権者又は抵当権設定者に返還する。

第 353 条 抵当財産を預かる第三者の権利

抵当財産を預かる第三者は、以下の権利を有する。

1. 合意がある場合、抵当財産の効用を開発し、その財産から得た天然果実及び法定果実を享受できる。
2. 他の合意がある場合を除き、その保管及び維持について報酬を取得し又はそれにかかる費用の支払を受ける。

第 354 条 抵当財産の代替及び修理

1. 他の合意がなければ、抵当権設定者は、抵当権者の許可を得たときに限って、抵当財産を代替することができる。但し、本法典の第 349 条第 3 項に規定される場合を除く。
2. 倉庫を抵当に入れる場合、抵当権設定者は倉庫内の商品を入れ替えることができる。ただし、合意された通りの商品価値を保障しなければならない。
3. 抵当財産が故障する場合、他の合意がなければ、抵当権設定者は、合理的な期間においてその抵当財産を修理するか、又は同じ価値がある他の財産と代替しなければならない。

第 355 条 抵当財産の処理

民事義務の履行期限になっても、抵当権設定者が、義務を履行しない又は正しく履行しない場合、抵当財産の処理は、本法典の第 336 条、第 338 条の諸規定に従って行われる。

第 356 条 財産の抵当の取消し

法律に別の規定がある場合を除き、財産の抵当の取消しは、抵当権者の同意がある場合に行うことができる。

第 357 条 財産の抵当の終了

財産の抵当は、以下の場合において終了する。

1. 抵当によって担保される義務が終了する。
2. 財産の抵当を取り消され又は他の担保措置と代替される。
3. 抵当財産が処分された。
4. 各当事者の合意による。

IV 手付け

第 358 条 手付け

1. 手付けとは、ある人が、民事契約の締結又は民事契約履行の担保のために、一定の期間において、一定の金額又は貴金属、宝石又は価値のある他の物(以下「手付財産」と称する)を、他の人に引き渡すことである。

手付けは、書面が作成されなければならない。

2. 民事契約が締結され又は履行された場合、手付財産は、手付財産の設定者に返還されるか、又は金銭支払義務の履行のために差し引かれる。手付財産の設定者が民事契約の締結又は民事契約履行を拒否する場合、手付財産は、手付財産を受領した人に属する。他の合意がある場合を除き、手付財産を受領した人が民事契約の締結又は民事契約履行を拒否するならば、手付財産の設定者に手付財産を返還し、その上で、手付財産の価値に相当する一定の金額を支払わなければならない。

V 寄託

第 359 条 寄託

1. 寄託とは、動産である財産の貸借人が、貸借財産の返還の担保のために、一定の期間、一定の金額又は貴金属、宝石又は価値のある他の物(以下「寄託財産」と称する。)を貸借人に引き渡すことである。

2. 貸借財産を返還する場合、貸借人は、貸借金を差し引いてから寄託財産を引き取ることができる。貸借人が貸借財産を返還しない場合、貸借人は貸借財産を返還するよう要求する権利を有する。貸借財産が無くなって返還できなくなる場合、寄託財産は貸借人に属する。

VI 供託

第 360 条 供託

1. 供託とは、義務者が、民事義務履行を保証するために、銀行の凍結口座に一定の金額、貴金属、宝石又は有価証券を預けることである。

2. 義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、権利者は、銀行手数料を控除した後、供託銀行から精算を受け、義務者が生じた損害の賠償を受ける。

3. 供託の手続及び精算手続は、銀行に関する法律で定められる。

VII 保証

第 361 条 保証

保証とは、第三者(以下「保証人」と称する。)が、権利者(以下「保証引受人」と称する。)に対して、義務者(以下「保証される人」と称する。)が期限になっても保証される人が義務を履行しない又は正しく履行しないときに、保証される人に代わって、義務の履行を約束することである。各当事者は、保証人が義務を履行するのは、保証される人が自分の義務を履行することができないときに限る旨の合意をすることができる。

第 362 条 保証の要式

保証には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。法律の規定がある場合、保証文書は公証又は確認されなければならない。

第 363 条 保証範囲

保証人は、保証される人の義務の一部又は全部を保証する約束をすることができる。

保証される義務には、他の合意がある場合を除き、貸付の元本及び利息、罰金、損害賠償金が含まれる。

第 364 条 報酬

保証人と保証される人との合意又は法律の規定により、保証人は報酬を享受することができる。

第 365 条 複数の人の保証

複数の人が一つの義務を保証する場合、独立した部分を保証するという合意又は法律の規定がある場合を除き、それらの人は、保証を連帯して履行しなければならない。権利者は、複数の保証人のどれか一人に義務の全部を履行するように要求することができる。

連帯して保証した人の中の一人が、保証される人の代わりに、義務の全部を履行したとき、その人は、他の保証人に、自分に対して各自の義務分を履行するように要求する権利を有する。

第 366 条 保証人と保証引受人との関係

1. 保証引受人は、義務履行の期限が到来していないときに、保証人に対して、保証される人の代わりにその義務を履行するように要求してはならない。

2. 保証引受人が保証される人と義務の相殺をすることができる場合、保証人は保証義務を履行しなくてもよい。

第 367 条 保証人の要求権

保証人が義務を終了したとき、他の合意がなければ、その保証人は、保証される人に保証した範囲において自己に対する義務を履行するように要求する権利を有する。

第 368 条 保証義務履行の免除

1. 保証義務を連帯して履行するという合意又は法律の規定がある場合を除き、保証引受人が保証人に対して保証義務の履行を免除しても、保証される人は、保証引受人に対する義務を履行しなければならない。

2. 連帯して保証人となった者のうち一人が自己の保証義務分を免除されたとしても、他の者は、なお自己の義務を履行しなければならない。

第 369 条 保証人の財産の処理

保証を受ける人に代わって義務を履行する期限が到来したにもかかわらず、保証人が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、保証人は保証引受人に精算するために、自己の所有する財産を差し出さなければならない。

第 370 条 保証の取消し

法律の別の規定がある場合を除き、保証の取消しは保証引受人の同意がある場合にすることができる。

第 371 条 保証の終了

保証は、以下の場合において終了する。

1. 保証により担保される義務が終了する。
2. 保証が取り消され、又は他の保証措置と代替される。
3. 保証人が保証義務を履行した。
4. 各当事者の合意による。

VIII- 信頼による抵当

第 372 条 政治・社会組織の信頼による抵当の担保

地域の政治・社会組織は、政府の規定に従い、生産・経営・サービス業のために、銀行又は他の信用組織で一定金額を借りようとする貧しい人及び世帯のために、信頼による抵当で担保することができる。

第 373 条 信頼による抵当の担保の要式

信頼による抵当の担保をもって金銭を貸し付けるときは、文書を作成し、貸付金額、貸付の目的、貸付期間、金利、借入人、貸付け銀行・信用組織及び担保組織の権利・義務・責任を明記しなければならない。

第 6 節 民事義務の終了

第 374 条 民事義務の終了の根拠

民事義務は、以下の場合において終了する。

1. 義務の完了
2. 各当事者の合意
3. 権利者からの義務履行免除
4. 義務が他の民事義務と代替されること。
5. 義務の相殺
6. 権利者と義務者が同一となること。
7. 民事義務免除の時効の終了
8. 義務者が個人である場合には死亡、法人又はその他の主体である場合には解散した場合で、その義務がその個人、法人、その他の主体によって履行されなければならないものである。
9. 個人である権利者が死亡して請求権が相続財産に属しない又は法人、他の主体である権利者が解散したが、請求権が他の法人、主体に移転できない。
10. 民事義務の対象物である特定物がなくなった又は他の義務と代替された。
11. 法律が規定するその他の場合

第 375 条 民事義務の完了

義務者が義務の全部を履行したとき又は一部を履行し、権利者が残りの義務履行を免除したとき、民事義務は完了したものとす。

第 376 条 権利者が対象物の受領遅滞をする場合における民事義務の完了

1. 権利者が受領遅滞した対象物が物である場合、義務者はその物を保管、保持しなければならない。寄託所に預けても良いがその場合には直ちに権利者に通知しなければならない。義務の対象を受領遅滞する当事者は、危険を負担し、保管費用のすべてを負担する。

物の引渡義務は、数量、品質及び各当事者が合意した他の条件を保障して保管した時点で完了する。

2. 義務の対象物が金銭又は有価証券である場合、権利者が義務対象物の受領を遅滞したとき、義務者は寄託所にも預けることができ、すぐに権利者に通知しなければならない。保管した時点において義務は完了したものと見なされる。

第 377 条 合意による民事義務終了

各当事者は、いつでも民事義務の終了を合意することができる。ただし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な利益に損害を与えてはならない。

第 378 条 義務履行免除による民事義務の終了

1. 権利者が、義務者に対して義務履行を免除するとき、法律に別の規定がある場合を除き、民事義務は終了する。
2. 担保付き民事義務が免除されるとき、その担保も終了する。

第 379 条 他の民事義務の代替による民事義務の終了

1. 各当事者が、当初の民事義務を他の民事義務と代替する合意をする場合、当初の義務は終了する。
2. 権利者が、合意した財産又は仕事を代替する他の財産を受け取り、又は仕事を引き受けたとき、民事義務も終了する。
3. 民事義務が、扶養義務、生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって生じた損害賠償義務及び人格に結び付いて移転できないその他の義務である場合は、他の義務と代替できない。

第 380 条 義務の相殺による民事義務の終了

1. 各当事者が相互に同類財産に対する義務を有し、ともに期限が到来している場合には、互いに義務を履行しなくてよく、義務は終了したものとみなす。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
2. 財産の価値又は仕事が同等でない場合、相手に同等でない価値分を精算する。

3. 金銭に換算できる物は、金銭支払義務と相殺できる。

第 381 条 民事義務と相殺できない場合

民事義務は、以下の場合において相殺できない。

1. 紛争がある義務
2. 生命・健康・名誉・人格・威信の侵害に基づく損害賠償義務
3. 扶養する義務
4. 法律に定めるその他の義務

第 382 条 義務者と権利者との混同による民事義務の終了
義務者がその義務の権利者となるとき、民事義務は、終了する。

第 383 条 民事義務免除の時効の期間満了による民事義務の終了
民事義務免除の時効の期間が満了したとき、義務は終了する。

第 384 条 個人である義務者が死亡した場合及び法人、他の主体である義務者が解散した場合における民事義務の終了
当事者の合意又は法律の規定によって義務者自ら義務を履行しなければならぬ場合に、その個人が死亡又はその法人、他の主体が終了したとき、義務は終了する。

第 385 条 個人である権利者が死亡した場合及び法人、他の主体である権利者が解散した場合における民事義務の終了
当事者の合意又は法律の規定により、権利者であるその個人、法人、その他の主体のために義務が履行されることとなっている場合、その個人が死亡又はその法人、他の主体が終了したとき、義務は終了する。

第 386 条 特定物がなくなった場合における民事義務の終了
引渡しをすべき特定物がなくなった場合、その物の引渡義務は終了する。
各当事者は、他の物との代替又は損害賠償について合意することができる。

第 387 条 破産における民事義務の終了
破産した場合、民事義務は、破産に関する法律の規定に従って終了する。

第 7 節 民事契約

I- 民事契約の締結

第 388 条 民事契約の概念

民事契約とは、民事権・民事義務の取得・変更又は終了に関する各当事者の合意のことである。

第 389 条 民事契約締結の原則

民事契約の締結にあたり、以下の原則を遵守しなければならない。

1. 自由に契約を締結する。ただし、法律、社会道徳に反してはならない。
2. 自主的、平等、善意、協力、忠実及び率直

第 390 条 民事契約締結の申込み

1. 契約締結の申込みとは、契約締結を申し込む側が具体的に確定した相手側に対し、契約締結の意思を明示し、当該申込みを拘束されることである。
2. 契約の内容及び返答期限を明示して契約締結の申込みをしたが、返答を待っている期間内に第三者に対しても契約締結の申込みをした場合、申込みを受けた側が契約を締結することができなかった相手方に対して、発生した損害を賠償しなければならない。

第 391 条 契約締結申込みの発効時点

1. 契約締結の申込みの効力が生じる時点は次の通りに確定する。

- a) 申込側の取り決めによる。
 - b) 申込側の取り決めがなければ、契約締結の申込みは、申込みを受けた側がその申込みを受取った時点から発効する。
2. 次の場合は契約締結の申し込みを受取ったと見なされる。
- a) 申込みが、申込みを受けた側が個人の場合はその住所、申込みを受けた側が法人の場合はその事務所に送付された時
 - b) 契約締結の申込みが、申込みを受けた側の正式の情報システムに取り入れられた時
 - c) 申込みを受けた側が他の方法を通じて契約締結の申込みを知った時

第 392 条 民事契約締結の申込みの変更、撤回

1. 契約締結を申し込む側は、以下の場合において、契約締結の申し込みを変更し又は撤回することができる。

- a) 契約締結の申込みを受けた側が、申込みの変更又は撤回に関する通知を、申込みを受領前又は同時に受け取る場合
 - b) 申し込む側が変更できる又は撤回できる条件を明示している場合に、その変更又は撤回の条件が発生する時
2. 申し込む側が申し込み内容を変更する場合、その申込みは新しい申込みと見なされる。

第 393 条 契約締結申込みの取消し

契約締結を申し込む側が、申込みの中に取消権を明示したことに基づき申込みの取消権を行使する場合、申込みを受けた側に通知しなければならない。この通知は、申込みを受けた側が契約締結の申込みを承諾する返答をする前にこの通知を受け取った場合のみ効力を有する。

第 394 条 民事契約締結の申込みの終了

契約締結の申込みは、以下の場合において終了する

1. 申込みを受けた側が承諾しない旨の返事をする。
2. 返答期限が過ぎた。
3. 申込みの変更又は撤回通知が効力を有するとき。
4. 申込みの取消通知が効力を有するとき。
5. 申込みを受けた側の返答を待つ期間内において、申込側と申し込みを受けた側が合意する。

第 395 条 申込みを受けた側の提案による申込みの修正

申込みを受けた側が契約締結の申込みを承諾したが条件付き又は申込みの修正を提案する場合、当人は新しい申込みを提示したと見なされる。

第 396 条 契約締結申込みの承諾

契約締結申込みの承諾とは申込みを受けた側が申込側に対して申込みの内容の全部を承諾することを言う。

第 397 条

1. 申し込む側の返答期間の取り決めがある場合、承諾が当該期間内に返答された場合に限り効力を有する。申し込む側が返答期間終了後に返答を受け取ったときは、当該承諾は返答遅滞者の新しい申込みと見なされる。

客観的な理由により承諾の通知が遅れて到着した場合、申込側がこの客観的な理由を知っている又は知っているべきときは、承諾の通知は引き続き有効である。ただし、申込側が申込みを受けた側のその契約締結の申込承諾を直ちに拒否する回答をした場合を除く。

2. 各当事者が電話を介し又は他のメディアを介する場合も含み、お互いに直接商談するとき、申込みを受けた側は承諾するかどうかを直ちに回答しなければならない。ただし、回答期間に関する合意がある場合を除く。

第 398 条 契約の申込側が死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合

契約の申込みを受けた側が承諾を返答する後に、申込者が死亡し又

は民事能力行為喪失者になった場合、申込みは引続き有効である。ただし、申込側が別途の意思表示をした場合を除く。

第 399 条 申込みを受けた側が死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合

契約の申込みを受けた側が契約締結承諾を返答した後に死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合、申込みは引続き有効である。

第 400 条 契約締結承諾の撤回

契約の申込みを受けた側は契約締結承諾の通知を撤回することができる。ただし、この通知は申込側が契約締結承諾の回答を受け取る前か、又は同時にこの通知が到着しなければならない。

第 401 条 民事契約の要式

1. 民事契約は、法律がその種類の契約の締結は一定の要式によらなければならない旨規定していない場合には、口頭、文書又は具体的な行為によって締結される。
2. 法律において、契約が公証又は確証、登記、又は許可を申請しなければならない、文書で表示されなければならないとの規定があるときは、これらの規定を遵守しなければならない。
法律に別の規定がある場合を除き、要式に関する違反があっても、その契約は無効にならない。

第 402 条 民事契約の主要内容

1. 契約の種類に応じて、各当事者は、以下の内容について合意することができる。
1) 引き渡すべき財産、実行すべき仕事又はすべきでない仕事等契約の対象物
2) 数量、品質
3) 価格、支払方法
4) 契約を履行する期限、場所、方法
5) 各当事者の権利、義務
6) 契約違反による責任
7) 契約違反罰
8) その他の内容

第 403 条 民事契約締結の場所

民事契約を締結する場所は、各当事者の合意により、合意がないときは、契約締結を申し込んだ個人の居所及び法人の事務所とする。

第 404 条 民事契約締結の時点

1. 民事契約締結の時点は、申し込んだ側が締結承諾の返事を受けとった時点である。
2. 沈黙を承諾の返事とする旨の合意がある場合、返答期限が過ぎて、申し込まれた側が引き続き沈黙するときは、民事契約は締結されたと見なされる。
3. 口頭の契約締結の時点は、各当事者が契約の内容について合意した時点である。
4. 文書による契約締結の時点は、その文書に最後の当事者がサインした時点である。

第 405 条 民事契約の効力

合法的に締結された契約は、他の合意又は法律の別の規定がある場合を除き、締結された時点から効力を有する。

第 406 条 民事契約の主要な種類

民事契約は、以下の主要な種類が含まれる。
1. 双務契約とは、各自の当事者が各々の側に対する義務を互いに有する契約のことである。
2. 片務契約とは、一方だけが義務を有する契約のことである。
3. 主たる契約とは、他の契約に付属していない契約のことである。
4. 付随契約とは、その契約の効力が、主たる契約に付属する契約のことである。

5. 第三者の利益のための契約とは、契約の各当事者が義務を履行しなければならず、第三者がその義務履行による利益を享受する契約のことである。

6. 条件付契約とはその履行が一定の事実の発生、変更又は終了に付属するものである。

第 407 条 約款による民事契約

1. 約款による契約とは、一方が、約款に従って作成し、他方に対して合理的な一定の期間内に返答を求めるために示された条件を含む契約である。申し込まれる側が承諾の返事をしたときは、申し込む側が出した約款に従う契約の内容のすべてを承諾したと見なされる。
2. 約款による契約のなかに、明確でない項目がある場合、その約款による契約を出した側が、その項目を解釈するに際し、不利な取り扱いを受ける。
3. 約款による契約に約款による契約を申し込む側の責任を免除し、他方の責任を増加させ又は正当な権利を排斥する条項がある場合、当該条項は効力を有しない。ただし、他の合意がある場合を除く。

第 408 条 契約付属書

1. 契約のいくつかの条項を詳しく規定するために付属書が契約に属して作成される場合がある。契約の付属書は契約と同じの効力を有する。契約の付属の内容は契約の内容に反するものであってはならない。
2. 契約の付属書に契約の条項内容に反する条項がある場合、当該条項は効力を有しない。ただし、他の合意がある場合を除く。各当事者が契約の付属に契約の条項に反する条項があることを容認する場合、契約の当該条項は修正されたと見なされる。

第 409 条 民事契約の解釈

1. 契約の中に明確でない項目がある場合、契約の言葉だけでなく、各当事者の共通意思に依拠してその条項を解釈する。
2. 契約のある条項が複数の意味に理解できる場合、その条項が履行される時、各当事者に最も有利になるような意味を選定しなければならない。
3. 契約の中には異なる複数の意味で理解できる字句がある場合、契約の本質に最も合致する意味で解釈しなければならない。
4. 契約の中に理解しづらい条項又は字句がある場合、契約締結の場所における慣習に基づいて解釈しなければならない。
5. 契約の中にいくつかの条項が欠けている場合、その種類の契約に対する契約締結の場所の慣習によって補充することができる。
6. 契約にある諸条項は、それらの条項の意味が契約の内容全体に合致するように、条項の全体関係において解釈しなければならない。
7. 契約の中に使用される用語と各当事者の共通意思に矛盾がある場合、各当事者の共通意思は契約解釈に用いられる。
8. 強い立場の当事者が、契約の中に弱い立場の当事者に不利な内容を取り入れる場合、契約解釈の際、弱い立場の当事者に有利になるような方向で解釈しなければならない。

第 410 条 民事契約の無効

1. 本法典の第 127 条から第 138 条までの無効取引に関する規定は無効契約にも適用される。
2. 主たる契約の無効は付随契約を終了させる。ただし、付随契約が主たる契約に代わることに各当事者で合意があった場合を除く。本規定は民事義務履行の担保措置に対しては適用しない。
3. 付随契約の無効は主たる契約を終了させない。ただし、付随契約が主たる契約の不可分の一部であることに各当事者で合意があった場合を除く。

第 411 条 契約の対象が実現不能による契約の無効

1. 客観的な理由で契約の対象が締結時点から客観的な理由で実現不能である場合において、その契約は無効となる。
2. 一方の当事者が、契約の対象が実現不能である事実を知って

いる又は知っているべきであったのに、これを契約の相手方に通知しなかったために相手方が契約した場合、相手方に損害を賠償しなければならない。ただし、相手方が契約の対象が実現不能である事実を知っている又は知っているべき場合を除く。

3. 契約の対象の一部が実現不能であるが、残りがまだ有効である場合には、本条2項の規定も適用される。

II 民事契約の履行

第412条 民事契約履行の原則

民事契約履行にあたっては、以下の原則を遵守しなければならない。

1. 契約・対象物・品質・数量・種類・期間・方法及び他の合意通りに履行しなければならない。
2. 忠実に、協力的に、各当事者の最も有利に、相互に信頼して履行しなければならない。
3. 国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利・利益を侵犯してはならない。

第413条 片務契約の履行

片務契約では、義務者は、合意した通りに義務を履行しなければならない。期間の前か後に履行する場合は権利者の同意を得なければならない。

第414条 双務契約の履行

1. 双務契約には、各当事者が義務履行の期限について合意した場合、期限が来たとき、各自は、自分の義務を履行しなければならない。本法典の第415条と第417条で規定される場合を除き、他方の当事者が自分に対する義務を履行しないことを理由として履行を延期することができない。
2. 各当事者が、いずれかが先に義務を履行する合意をしない場合、各当事者は、互いに同時に義務を履行しなければならない。義務が同時に履行することができない場合、履行により多くの時間がかかる義務を先に履行しなければならない。

第415条 双務契約における民事義務履行を延期する権利

1. 義務を先に履行しなければならない側は、他方の当事者の財産が、約束どおりに義務を履行することができないほど著しく減少した場合、他方当事者が義務の履行が可能になる又は保証人がつくまで、自己の義務履行を延期する権利を有する。
2. 期限が到来しても義務を先履行すべき者が自己の義務を履行しない場合、義務を後に履行する者は期限が到来した義務の履行を延期する権利がある。

第416条 双務契約における財産留置

1. 財産の留置とは、義務者が義務をしない又は合意通りに義務を履行しない場合、履行双務契約の対象である財産を合法的に占有している権利者（以下「留置権者」と称する。）が財産を留置することである。
2. 留置権者は以下の権利と義務を有する
 - a) 本条第1項に規定される場合における財産の全部又は一部を留置する。
 - b) 留置財産の果実を収穫し、義務の相殺に利用できる。
 - c) 留置財産を保管、保持する。
 - d) 留置される財産を有する当事者に当該財産の保管、保持のための必要経費の支払を要求する。
3. 留置権は下記の場合において終了する
 - a) 各当事者の合意による。
 - b) 留置権者が留置財産の保管、保持義務に違反する。
 - c) 留置される財産を有する当事者が義務を完了する。

第417条 権利者の過失によって義務が履行できない場合

双務契約において、一方の当事者が他方の当事者の過失によって自己の義務を履行することができない場合、他方の当事者に対し

て自己に対する義務を履行するか、契約を取り消し、損害を賠償するように要求する権利を有する。

第418条 各当事者の過失によらない義務不履行

各当事者とも過失がなく、双務契約において、一方の当事者が契約の義務を履行できない場合、履行できない当事者は相手方に自己に対する義務の履行を要求することはできない。ただし、一方の当事者が義務の一部を履行できた場合、相手方に相応の義務の履行を要求することができる。

第419条 第三者の利益のための契約履行

第三者の利益のために契約を履行する場合、第三者は義務者に自己に対する義務を履行するように直接要求する権利を有する。各当事者に契約について紛争がある場合、第三者は、その紛争が解決されない間、その義務履行を要求する権利を有しない。権利者も、義務者に第三者の利益のために契約履行を要求することができる。

第420条 第三者の拒否権

義務者が義務を履行する前に第三者が自己の利益を拒否する場合、義務者はその義務を履行しなくてもよいが、権利者に通知しなければならない。契約は取り消されたものとし、各当事者は、受領したものを互いに返還しなければならない。義務者が義務を履行した後、第三者が自分の利益を拒否する場合、その義務が完了したと見なされ、権利者は、義務者に対する約束を引き続き履行しなければならない。

第421条 第三者の利益のための契約における変更又は取消しの不可能

第三者が利益を享受することに同意した場合、第三者の同意を得た場合を除き、契約がまだ履行されない場合であっても、契約締結の各当事者は、契約を変更し又は取り消すことはできない。

第422条 違約罰の合意がある契約履行

1. 違約罰とは契約における各当事者の合意であり、それによって義務違反の当事者が違反された当事者に一定の金額を支払わなければならないことである。
 2. 違約罰の額は各当事者の合意による。
 3. 各当事者は、義務違反の当事者は損害賠償を要せず違約罰だけを支払わなければならないとするか、違約罰の支払に加えて損害賠償もしなければならないとするかについて合意することができる。損害賠償額が予め合意されない場合、損害の全部を賠償しなければならない。
- 違約罰に関し予め損害賠償について当事者の合意がない場合、義務者は違約罰金だけを納める。

III 民事契約の変更及び終了

第423条 民事契約の変更

1. 法律に別の規定がある場合を除き、各当事者は、契約を変更し、変更による効果を解決することについて合意することができる。
2. 契約が文書に作成され、公証、確認され、登記、又は許可を申請しなければならない場合、契約変更にあっても、その要式を遵守しなければならない。

第424条 民事契約の終了

民事契約は、以下の場合において終了する。

1. 契約が完了した。
2. 各当事者の合意に従う。
3. 契約を締結した個人が死亡し、法人又はその他の主体が終了したが、その契約はその個人、法人、その他の主体によって履行されなければならないものである。
4. 契約が取り消される又は履行が一方的に終了される。
5. 契約の対象物がなくなったために契約が履行できないが、各当

事者が他の対象物との代替又は損害賠償について合意することができる場合

6. 法律で規定されるその他の場合

第 425 条 民事契約解除

1. 他方の当事者が、各当事者の合意又は法律の規定による解除要件にあたる契約違反をしたとき、一方の当事者は契約を解除する権利を有し、それによる損害を賠償しなくてもよい。
2. 契約を解除した側は、他方の当事者に直ちに解除を通知しなければならない。通知せずに、損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。
3. 契約が解除されたとき、契約は、締結した時点から無効となる。各当事者は、引き受けた財産を互いに返還しなければならない。現物を返還することができない場合、金銭で支払わなければならない。
4. 契約の解除において過失を起こした側は、損害を賠償しなければならない。

第 426 条 契約履行の一方的終了

1. 各当事者の合意又は法律の規定がある場合、一方の当事者は契約履行を一方的に終了する権利を有する。
2. 契約履行を一方的に終了した側は、他方の当事者に直ちに契約履行の終了を通知しなければならない。通知せずに、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
3. 契約履行が一方的に終了されたとき、契約は、他方の当事者が契約履行の終了の通知を受け取った時点から終了する。各当事者は、義務を引き続き履行しなくてもよい。義務を履行した側は、他方の当事者に精算するように要求する権利を有する。
4. 契約履行の一方的終了において、過失のある当事者は損害を賠償しなければならない。

第 427 条 民事契約に関する提訴時効

裁判所に民事契約紛争処理を請求するための提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利、利益が侵害された日から2年とする。

第 XVIII 章 一般的民事契約

第 1 節 財産売買契約

I- 財産売買契約に関する総則

第 428 条 財産売買契約

財産売買契約では、各当事者との合意に従って、売主が買主に財産を引き渡し、代金を受け取る義務を有する。買主は、財産を引き受け、売主に代金を支払う義務を有する。

第 429 条 売買契約の対象物

1. 売買契約の対象物は、取引することが許可される財産である。
2. 売買契約の対象物が物である場合、その物は、明確に確定されなければならない。
3. 売買契約の対象物が財産権である場合、その財産権が売主の所有に属することを証明する書類又は他の証拠が必要である。

第 430 条 売買物の品質

1. 売買物の品質は各当事者の合意による。
2. 売買物の品質が公表されている又は権限のある国家機関に規定される場合、売買物の品質は、公表されている基準又は権限のある国家機関の規定に基づいて確定される。
3. 品質に関する各当事者の合意又は法律の規定がないときは、売買物の品質は、使用目的及び同類物の平均の品質に従って確定される。

第 431 条 価格と支払方法

1. 価格は各当事者の合意により又は当事者の要求に基づく第三者により定められる。各当事者が市場価格に基づいて精算することを合意する場合、その価格は、支払の場所と時点において確定される。国家が価格の枠を決めた民事取引における財産では、各当事者はその価格の枠の範囲で価格について合意する。
2. 各当事者は、価格変動があるとき、インフレ係数を適用することを規定することができる。
3. 価格に関する合意は、具体的な価格の合意でも価格確定の方法の合意でも良い。価格又は価格確定の方法の合意が明確でない場合、財産の価格は、契約締結の場所と時点での市場価格に基づき、確定されるものとする。
4. 支払方法は、各当事者の合意による。

第 432 条 売買契約の履行期間

1. 売買契約の履行期間は、各当事者の合意による。売主は、合意した期限通りに、買主に財産を引き渡さなければならない。買主の同意を得た場合に限って、売主は、買主に財産を期間の前か後に引き渡すことができる。
2. 各当事者が財産を引き渡す期限を規定しない場合、買主は、売主にいつでも財産を引き渡すように、又は売主は、買主にいつでも財産を引き受けるように要求する権利を有する。ただし、他の合意がなければ、互いに、合理的期間において前もって通知しなければならない。
3. 各当事者が支払期限についての合意がない場合、買主は、財産を受け取った後直ちに代金を支払わなければならない。

第 433 条 財産引渡し場所

財産引渡し場所は各当事者の合意による。合意がないときは、本法典第 284 条第 2 項の規定を適用する。

第 434 条 財産引渡し方法

財産は、各当事者が合意した方法に従って引き渡される。財産引渡し方法に関する合意がないときは、財産は、売主によって買主に一括で、直接に引き渡される。

第 435 条 数量通りに物を引き渡さないことによる責任

1. 売主が、合意した数量より多い数量で物を引き渡した場合、買主は、余分な分の受け取りを拒否する権利を有する。受け取った場合、合意による価格に基づいて余分な分に対する代金を支払わなければならない。
2. 売主が、合意した数量より少ない数量で物を引き渡した場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。
 - a) 引き渡した分を受け取り、損害賠償を要求する。
 - b) 引き渡した分を受け取り、売主が足りない分を引き渡す期間を規定する。
 - c) 契約を解除し、損害賠償を要求する。

第 436 条 同セットでない物を引き渡したことによる責任

1. 引き渡された物が同セットではなく、その物の使用目的を達成することができない場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。
 - a) 引き渡された分を受け取り、売主に対して、足りない分又は部分を引き渡し、損害を賠償するように要求する。受け取った分又は部分に対する支払をその物が十分に同セットとして引き渡されるときまでに延期する。
 - b) 契約を解除し、損害賠償を要求する。
2. 買主が精算したが、同セットとして引き渡されないことによって物をまだ受け取っていない場合、国家銀行に規定する基本金利に従って精算された金額に対する利息を受け取ることができる。売主に、同セットでない物を引き渡したことによる損害を、契約を履行しなければならない時点から物が同セットとして引き渡されるまで、賠償するように要求する。

第 437 条 種類通りに物を引き渡さないことによる責任
種類通りに物が引き渡されない場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。

1. 物を受け取り、各当事者の合意に基づく価格で精算をする。
2. 種類通りに物を引き渡し、損害を賠償するように要求する。
3. 契約を解除し、損害賠償を要求する。

第 438 条 支払義務

1. 買主は、合意した時点及び場所において不足なく支払わなければならない。合意がなければ財産を引き渡した時点及び場所において不足なく支払わなければならない。
2. 他の合意及び法律の別の規定がある場合を除き、買主は、本法典の第 305 条第 2 項の規定に基づいて支払が延滞した日からの利息を支払わなければならない。

第 439 条 所有権移転の時点

1. 売買財産に対する所有権は、各当事者の他の合意及び法律の別の規定がある場合を除いて、財産が引き渡された時点から買主に移転される。
2. 法律が所有権を登記しなければならないと規定する売買財産については、所有権は、その財産に対する所有権の登記手続が終了した時点から、買主に移転する。
3. 売買されたが、まだ引渡されない財産が果実や収益を生じたときは、それらの果実や収益は売主に帰属する。

第 440 条 危険負担の時点

1. 他の合意がなければ、売主は、財産が買主に引き渡された時点までにその売買財産に対する危険を負担しており、買主は、財産を受け取ったときから売買財産に対する危険を負担する。
2. 法律が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定する財産の売買契約では、他の合意がなければ、売主は登記手続が終了する時点まで危険を負担しており、買主は登記手続が終了した時点から、買主がまだ財産を受け取らない場合をも含めて危険を負担する。

第 441 条 運賃及び所有権移転に関する費用

運賃及び所有権移転に関する費用に関する各当事者の合意又は法律の規定がなければ、売主は、財産の引渡し場所までの運賃及びその所有権移転に関する費用を負担しなければならない。

第 442 条 情報提供と使用方法案内の義務

売主は、買主に、売買財産に関する必要な情報を提供し、その財産の使用方法を案内する義務を有する。売主がこの義務を履行しない場合、買主は、売主にその義務を履行するように要求する権利を有する。もし売主がまだその義務を履行しない場合、買主は契約を取り消し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第 443 条 売買財産に対する買主の所有権の保証

1. 売主は、買主に売った財産に対する所有権を、第三者に争われないように保証する義務を有する。
2. 財産が第三者によって争われる場合、売主は、買主の立場に立って買主の利益のために保護しなければならない。第三者が売買財産の一部分又は全部に対する所有権をもつ場合、買主は契約を取り消し、売主に生じた損害の賠償を要求する権利を有する。
3. 売買財産が第三者の所有に属することを買主が知っていた又は知るべきであったのに購入した場合、買主はその財産を所有者に返還しなければならないが、損害賠償を要求することはできない。

第 444 条 売買物の品質の保証

1. 売主は、売買物の使用価値又は特性を保証しなければならない。購入後、買主が、売買物の価値を失わせ又は使用価値を減少させるような瑕疵を発見した場合、その瑕疵を発見したときに、買主は直ちに売主に通知しなければならない。他の合意がなければ、

買主は、売主に、瑕疵のある物を修理し、他の物と代替し、値下げをし、かつ生じた損害賠償を要求する権利を有する。

2. 売主は、売買物が包装上の描写、商標と合致すること又は買主が選択した見本と合致することを保証しなければならない。
3. 売主は、以下の場合において、売買物の瑕疵に対する責任を負わない。
 - a) 購入のときに、買主が知っていた又は知るべきであった瑕疵
 - b) 競売を通じ又は中古物商で売った物
 - c) 物の瑕疵が買主の過失で起きた場合

第 445 条 保証義務

保証に関する当事者の合意又は法律の規定がある場合、売主は、保証期間という一定の期間において、売買物に対して保証をする義務を有する。

保証期間は、買主が物を受け取る義務を有する時点から計算される。

第 446 条 保証要求権

保証期間内において買主が売買物の瑕疵を発見した場合、買主は、売主に無料で修理し、値下げをし、瑕疵のある物を他の物と代替するように要求するか又はその物を返還し、代金を取り戻す権利を有する。

第 447 条 保証期間中の物の修理

1. 売主は、物を修理し、約束した品質規格と特性を十分に備えることを保証しなければならない。
2. 売主は、物を修理費用及びその物の修理所まで、そして修理所から買主の居所又は事務所までの運賃を負担する。
3. 買主は、売主に、各当事者の合意による期間又は合理的期間において修理を完了するように要求する権利を有する。その期間において、売主が修理できない又は修理を完了できない場合、買主は、売主に、値下げをし、瑕疵のある物を他の物と代替するように要求するか、その物を返還し、代金を取り戻す権利を有する。

第 448 条 保証期間中の損害賠償

1. 保証措置実行を売主に要求するほかに、買主は、売主に、保証期間において、物の技術的瑕疵によって生じた損害を賠償するように要求する権利を有する。
2. 生じた損害が買主の過失によることを証明することができれば、売主は、その損害を賠償しなくてもよい。買主が、できる限りで損害を食い止め、制限するために必要な措置を適用しない場合、売主は損害賠償の程度を下げるができる。

第 449 条 財産権売買

1. 財産権を売買する場合に、売主は、買主に書類を渡し、買主に所有権を譲渡する手続を行い、買主は売主に代金を支払わなければならない。
2. 財産権が物又は金銭返還請求権であり、義務者が支払可能である旨を保証した場合、期限が到来してもなお義務者が弁済しないときは、売主は、その弁済について連帯義務を負わなければならない。
3. 財産権に対する所有権を譲渡する時点は、買主が、その財産権に対する所有権を確認する書類を受け取った時点又は法律の規定によりその所有権の譲渡を登記した時点とする。

II- 家屋売買契約

第 450 条 家屋売買契約の要式

法律に別の規定がある場合を除き、家屋売買契約は、文書が作成され、公証又は確認されなければならない。

第 451 条 家屋売主の義務

家屋売主には、以下の義務がある

1. 売却家屋の所有権に対する制限がある場合、買主に、制限を通

知する。

2. 買主に家屋を引き渡していない間、家屋を保管する。
3. 契約に記載する状態通りに家屋及びそれに関する書類を引き渡す。
4. 法律の規定に従って、家屋売買の手続を遵守する。

第452条 家屋売主の権利

家屋売主は、以下の権利を有する。

1. 買主に、合意した通りの時点で家屋を引き受けるように要求する。
2. 買主に、合意した期間、支払方法の通りに、代金を支払うように要求する。
3. 買主に、合意した期間内に家屋売買の手続を完了するように要求する。
4. 合意した通りに全部の金額をまだ受け取っていない間は家屋を引き渡さない。

第453条 家屋買主の義務

家屋買主には、以下の義務がある。

1. 合意した期間、支払方法の通りに、代金を不足なく支払う。契約において支払期間と場所について合意していない場合、買主は、売主が家屋を引き渡す時に売却家屋において、代金を支払わなければならない。
2. 合意した期間通りに、家屋及びそれに関する書類を引き受けなければならない。
3. 賃貸借中の家屋を購入する場合、賃貸期間がまだ有効である場合、賃貸借契約で合意した通りに賃借人の権利利益を保証しなければならない。

第454条 家屋買主の権利

家屋買主は、以下の権利を有する。

1. 合意の通りの状態で家屋及びそれに関する書類の引渡しを受ける。
2. 売主に、合意した期間内に、家屋売買の手続を完了するように要求する。
3. 売主に、期間通りに家屋を引き渡し、もし引き渡さない又は引渡しが遅滞する場合、損害を賠償するように要求する。

第455条 他の目的に使う家屋購入

法律に別の規定がない場合、本法典の第450条から第454条までの規定は、居住ではなく、他の目的に使う家屋購入に対しても適用される。

III- 財産売買に関する特別の規定

第456条 競売

財産は、所有者の希望又は法律の規定に基づいて競売にかけることができる。
共有財産を競売にかけるとは、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、共有者の同意を得る必要がある。

第457条 競売の通知

1. 競売者は、時間・場所・数量・品質・競売にかけられる財産のリストを遅くとも、動産に対しては競売日の7日前、不動産に対しては30日前に競売所において及びマスメディアを通じて公開的に通知しなければならない。
2. 競売財産に関係がある人は、他の合意がある場合を除き、競売開始価格の決定に参加できるように競売に関する通知を受けなければならない。

第458条 競売の実行

1. 競売をする時、競売者が競売開始価格を公示する。
2. 少なくとも競売開始価格と同じ以上で一番高い値段を出した人は、競売財産を購入することができ、契約締結を承諾したとみなす。

す。

3. 競売では、文書が作成され、その文書に買主、売主及び二人の証人が署名するものとする。
4. 競売財産を引き渡す期限、支払いの期間、方法は、競売規則に従って実行される。
5. 競売者は、競売財産の価値、品質に関しては責任を負わない。
6. 購入値設として出した一番高い値段が競売開始価格より低いものである場合、その競売は成立しないものとする。
政府は財産競売に関する組織と手続の規則を詳細に規定する。

第459条 不動産の競売

1. 不動産の競売は、不動産が存在する場所又は競売者が確定する場所において行われる。
2. 不動産競売が通知された後、購入したい人は、購入登録をした上、一定の保証金を納付しなければならない。購入登録をした者のリストは競売所において公開的に公示される。
3. 競売財産を購入することができる場合、納めた金は購入価格から引かれるが、購入を拒否する場合、その保証金は戻されない。
4. 競売者は、購入登録をしたものの競売財産を購入できなかったその他の人に保証金を戻さなければならない。
3. 競売財産の売買は、法律の規定がある場合、文書が作成され、公証、登記されなければならない。

第460条 試用後の購入

1. 各当事者は、買主が試用期間という一定期間内において購入物を試用できる旨の合意をすることができる。試用期間内において、買主は購入するかしないかの返事をするすることができる。試用期間が満了しても買主が返事しないときは、試用物を受け取る前に合意した条件に従って購入を承諾したとみなされる。
2. 試用期間内において、物はなお売主の所有に属する。売主は、他の合意がなければ、その物に対するすべての危険を負担しなければならない。試用期間内で、買主が返事をしないうちは、売主は売却、贈与、賃貸借、交換、抵当の設定、質入れをすることができない。
3. 試用者が購入しない旨の返事をする場合、売主にその物を返還しなければならない。試用物は失い又は破損した場合は、売主に損害を賠償しなければならない。
試用者は、試用によって生じた通常の消耗に関しては責任を負わなくてもよく、その試用によって享受した天然果実を返還しなくてもよい。

第461条 後払い又は延べ払いによる購入

1. 各当事者は、購入物を受け取った後に一定の期間内において、買主が代金を後払いするか、又は延べ払いする合意することができる。他の合意がある場合を除き、買主が代金を完済するときまで、売主は、売却物に対する自己の所有権を留保することができる。
2. 後払い又は延べ払いの契約では文書によらなければならない。他の合意がある場合を除き、買主は、後払い又は延べ払いによる購入物を使用する権利を有し、試用期間内における危険を負担しなければならない。

第462条 売却した財産の買戻し

1. 売主は、買戻し期間という一定の期間後に売却した財産を買戻す権利について買主と合意することができる。
財産買戻し期間は、各当事者で合意されるが、財産を引き渡した時点から動産に対しては1年、不動産に対しては5年を超えてはならない。この期間において、売主は、いつでも買戻す権利を有するが買主に合理的期間において事前に通知しなければならない。他の合意がないときは、買戻し価格は、買戻し時点と場所における市場価格である。
2. 買戻し期間内においては、買主は、その財産の売却、交換、贈与、賃貸借、抵当の設定、質入れをすることはできず、財産に対する危険を負担しなければならない。

第2節
財産交換契約

第463条 財産交換契約

1. 財産交換契約とは各当事者の合意による契約であり、それによって各当事者が互いに財産を引き渡し、財産に対する所有権を相互に移転することである
2. 法律の規定がある場合、財産交換契約は文書によらなければならない。公証、確証又は登記されなければならない。
3. 一方の当事者が他方の当事者に対して、その所有権に属しない財産又は所有者から委任を受けていない財産を交換した場合、他方の当事者は契約を取り消し、損害賠償を要求する権利を有する。
4. それぞれの当事者は、他方の当事者に引き渡す財産の売主であり、また引き受ける財産の買主であると見なされる。本法典第428～437条及び第439～448条に記載される売買契約の規定は、財産交換契約にも適用される。

第464条 交換財産の価値における差額の精算

交換財産の価値に差額が出る場合、各当事者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、その差額を互いに精算しなければならない。

第3節
財産贈与契約

第465条 財産贈与契約

財産贈与契約とは、当事者の合意による契約であり、それによって贈与者は、受贈者に自己の財産を無償で引き渡し、所有権を移転し、受贈者は、これを受け取ることに同意するものである。

第466条 動産の贈与

動産贈与契約は、受贈者が財産を受け取った時点から有効となる。法律の規定に従って所有権登記を要する動産に対しては、動産贈与契約は登記の時点から有効となる。

第467条 不動産の贈与

1. 不動産贈与契約は文書によらなければならない。公証、確証され、又は法律の規定により財産の所有権登記を要する場合、登記されなければならない。
2. 不動産贈与契約は、登記された時点から有効となる。所有権登記を要しない不動産である場合、不動産贈与契約は財産の引渡し時点から有効となる。

第468条 自己の所有に属さない財産を故意に贈与した場合の責任

贈与者が自己の所有に属さない財産を故意に贈与し、受贈者がそのことを知らない又は知り得ないときは、贈与者は、所有者がその財産を取り戻す場合に、受贈者が財産の価値を増加させた費用を受贈者に対して精算しなければならない。

第469条 贈与財産の瑕疵の通知義務

贈与者は、受贈者に贈与財産の瑕疵を通知する義務がある。贈与者が贈与財産の瑕疵を知らずにこれを通知しなかった場合、受贈者に生じた損害の賠償責任を負わなければならない。贈与者が贈与財産の瑕疵を知らなかった場合、損害賠償の責任を負わない。

第470条 条件付きの財産贈与

1. 贈与者は、受贈者に、贈与の前又は後に、1つ又は複数の民事義務の履行を要求することができる。贈与の条件は法律及び社会道徳に反してはならない。
2. 贈与の前に義務を履行しなければならない場合、受贈者は義務を完了したが、贈与者が財産を引き渡さないときは、贈与者は、受贈者が完了した義務に対して精算しなければならない。
3. 贈与の後に義務を履行しなければならない場合、受贈者が義務

を履行しないときは、贈与者は財産を取り戻し、損害賠償を要求する権利を有する。

第4節
財産貸借契約

第471条 財産貸借契約

財産貸借契約とは、各当事者との合意であり、それによって、貸主は、借主に財産を引き渡し、返還期限が満了したときに、借主は、数量・品質通りの同類の財産を返還し、合意又は法律の規定がある場合には利息を支払わなければならない。

第472条 貸借財産に対する所有権

借主は、当該財産を財取った時点から貸借財産の所有者となる。

第473条 貸主の義務

貸主に、以下の義務がある。

1. 借主に対して、合意した時点、場所において、財産を完全に、合意したとおりの品質、数量に引き渡す。
2. 貸主がその財産の品質が保証されないことを知りながら、借主に通知しない場合、借主がそのことを知りながらその財産を受け取った場合を除き、借主に対して損害を賠償する。
3. 本法典第478条で規定される場合を除き、返還期限が到来する前に、借主に対して財産を返還するように要求してはならない。

第474条 借主の返済義務

1. 金銭である財産を借り受けている者は、返済期限が到来したときに、不足なく返済しなければならない。物である財産を借り受けている者は、他の合意がある場合を除き、合意したとおりの数量、品質の同類物を返還しなければならない。
2. 借主が物を返還することができない場合、貸主の許可を得たときは、借主は、返還場所と時点における貸借物の価格に相当する金銭で返還することができる。
3. 返還場所は、他の合意がある場合を除き、貸主の居所又は事務所とする。
4. 無金利で貸借したが、返還期間が満了しても、借主が返還しない又はまだ十分に返還しない場合、借主は、合意により、返還時点における、遅滞期間に相当する国家銀行の公表する基本金利に基づいて、返還が遅滞した部分に対する利息を支払わなければならない。
5. 金利付きで貸借したが、返還期間が満了しても、借主が返還しない又はまだ十分に返還しない場合、借主は、元本とその利息、及び返還時点における貸借期間に相当する国家銀行の公表する基本金利に従った利息を支払わなければならない。

第475条 貸借財産使用

各当事者は、貸借財産を貸借の目的通りに使う旨の合意をすることができる。貸主は、その貸借財産の使用を検査する権利を有する。借主に注意したが、貸借財産を貸借の目的通りに使っていない場合には、貸主は返還期限が到来する前に財産を取り戻す権利を有する。

第476条 金利

1. 貸借の金利は、各当事者によつて合意されるが、同等の種類の貸借に対する、国家銀行の公表する基本金利の150%を超えることはできない。
2. 金利の支払について各当事者が合意したが、その金利が確定されない又は金利について争いがある場合には、返還の時点において、貸借期間に相当する国家銀行の公表する基本金利を適用する。

第477条 無期限貸借契約の履行

1. 金利を付けない無期限貸借契約では、いずれの時点においても、貸主は財産を取り戻す権利を有し、借主は返済する権利を有する。ただし、他の合意がないときは、合理的な期間において事前に互

いに通知しなければならない。

2. 金利を付ける無期限貸借契約では、貸主は、いずれの時点においても、財産を取り戻す権利を有するが、合理的な期間において事前に借主に通知しなければならない。貸借財産を受け取った時点までの利息を受け取ることができ、借主は、いずれの時点においても、財産を返還する権利を有し、返還時点までの利息のみを支払うものとする。ただし、合理的な期間において事前に貸主に通知しなければならない。

第478条 定期貸借契約の履行

1. 金利を付けない定期貸借契約では、借主は、いずれの時点においても、財産を返還する権利を有するが、合理的な期間において事前に貸主に通知しなければならない。貸主は、借主の同意を得た場合に限り、返還期限が到来する前に財産を取り戻すことができる。

2. 金利を付ける定期貸借契約では、借主は返還期限の到来した後に財産を返還することができる。他の合意がなければ、定期に従う利息の全部を支払わなければならない。

第479条 ホ、フイ、ピエウ、フオン

1. ホ、フイ、ピエウ、フオン（以下「講」という。）とは人数、期間、金額又は他の財産、講の出資又は領収方法及び構成員の権利、義務を一緒に取り決める、ある集団の人々の合意に基づく習慣による財産に関するある取引形態をいう。

2. 国民間の共済目的での講形態は法律に規定に従って実施される。

3. 高金利貸し形態での講構成を厳禁する。

第5節 財産貸借契約

I 財産貸借契約に関する総則

第480条 財産貸借契約

財産貸借契約とは各当事者の合意であって、それによって、貸借人は一定の期間における使用のために、貸借人に財産を引き渡し、貸借人は賃料を支払わなければならない。

第481条 賃料

賃料は、各当事者の合意で決められる。

法律で賃料の枠が決める場合、各当事者は、その賃料の枠の範囲以内に從って、賃料について合意しなくてはならない。

第482条 貸借期間

1. 貸借期間は、各当事者によって合意される。合意がないときは、貸借の目的に従って確定される。

2. 各当事者が貸借期間について合意しない又は貸借の目的に基づいて確定することができない場合、貸借契約は、貸借人が貸借の目的を達成したとき、貸借期間が満了する。

第483条 転貸

貸借人は、貸借人の同意を得たときは、自己の賃借した財産を転貸することができる。

第484条 貸借財産の引渡し

1. 貸借人は、合意した時点、場所において、財産を、合意したとおりの数量・品質・種類・状態で貸借人に引き渡し、その財産の使用に必要な関連情報を提供しなければならない。

2. 貸借人の財産引渡しが遅滞する場合、貸借人は財産引渡しの期間の延期又は契約の取消しができ、さらに、損害賠償を要求することができる。貸借財産の品質が合意した通りではない場合、貸借人は、貸借人に対して修繕、賃料の減額の要求又は契約の取消しをする権利があり、さらに損害の賠償を要求する権利がある。

第485条 貸借財産の使用価値の担保義務

1. 貸借人は、貸借の目的に合致するように、貸借期間内において、貸借財産を合意した状態を維持することを担保しなければならない。慣習により貸借人が自分で修繕しなければならない小さい故障を除き、貸借人は、貸借財産の故障、瑕疵を修繕しなければならない。

2. 貸借財産の使用価値が減少したが貸借人の過失によらない場合、貸借人は、貸借人に、以下のことを要求する権利を有する。

a) 財産の修繕。

b) 賃料の減額

c) 貸借財産の修繕ができないことによって貸借の目的が達成できない又は貸借財産に瑕疵があるが、貸借人がそれを知らない場合、他の財産に代替させる又は一方的に契約の履行を終了し、損害の賠償を要求する。

3. 貸借人が通知を受けたが、修繕しない又は間に合うように修繕できない場合、貸借人は、自ら貸借財産を修繕する権利を有する。ただし、貸借人に通知しなければならない。貸借人にその修繕費用を精算するように要求する権利を有する。

第486条 貸借財産の使用権の担保義務

1. 貸借人は、貸借人に対して、安定した財産の使用権を担保しなければならない。

2. 貸借財産に対する所有権に関する紛争が起り、貸借人が安定した財産を使用することができない場合、貸借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第487条 貸借財産の保管義務

1. 貸借人は、自己の財産のように、貸借財産を保管し、保持し、小規模の修繕をしなければならない。財産を失わせ又は破損させた場合、損害を賠償しなければならない。貸借人は、貸借財産の使用による自然消耗に関しては責任を負わない。

2. 貸借人の同意を得たときは、貸借人は、貸借財産を修繕し、その財産の価値を増加することができる。貸借人に、合理的な費用を要求する権利を有する。

第488条 効用及び目的に従った貸借財産の使用義務

1. 貸借人は、財産の効用及び合意した目的通りに貸借財産を使用する義務がある。

2. 貸借人が、財産の効用及び目的通りに貸借財産を使用していない場合、貸借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第489条 賃料の支払

1. 貸借人は、合意した通りの時期に賃料を不足なく支払わなければならない。賃料支払の時期に関する合意がないときは、賃料支払の時期は、賃料支払の場所の慣習に従って確定される。慣習に従って支払い時期が確定されない場合、貸借人は、貸借財産を返還する時、賃料を支払わなければならない。

2. 当事者が賃料支払は定期的に履行する旨の合意をした場合、貸借人が3回連続して定期の支払をしなかったときは、他の合意又は法律の別の規定がある場合を除き、貸借人は、貸借契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

第490条 貸借財産の返還

1. 貸借人は、自然消耗を除き、受け取ったときと同じ状態又は契約において合意した状態通りに、貸借財産を返還しなければならない。受け取ったときと比べて貸借財産の価値が減少した場合、貸借人は、自然消耗を除き、損害賠償を要求する権利を有する。

2. 貸借財産が動産である場合、貸借財産の返還場所は貸借人の居所又は事務所である。ただし法律の別の規定がある場合を除く。

3. 貸借財産が家畜である場合、他の合意がなければ、貸借人は、貸借期間において生まれた家畜を含む貸借家畜を返還しなければならない。貸借人は生まれた家畜の飼育費用を貸借人に精算

しなければならない。

4. 賃借人が賃貸借財産の返還を遅滞した場合、賃貸人は、賃借人に賃貸借財産を返還し、遅滞期間における賃料を支払い、損害を賠償するように要求する権利を有する。賃借人は、合意がある場合、賃貸借財産返還の遅滞による罰金を支払わなければならない。
5. 賃借人は遅滞期間において賃貸借財産に対するリスクを負担しなければならない。

第491条 財産賃貸借契約の終了

財産賃貸借契約は、以下の場合において終了。

1. 賃貸借期間の終了
2. 賃貸借期間前の終了に関する各当事者の合意による。賃貸借期間が確定されない賃貸借契約では、賃貸人が契約を終了させたい場合で、事前の通知期間に関する合意がないときは、合理的な期間において賃借人に通知しなければならない。
3. 契約が取り消されるか又は履行が一方的に終了される。
4. 賃貸借財産がなくなった。

II- 建物賃貸借契約

第492条 家屋賃貸借契約の要式

法律に別の規定がある場合を除き、家屋賃貸借契約は、文書によらなければならない。賃貸借期間が6か月以上である場合、公証されるか、又は確認され、登記されなければならない。

第493条 家屋賃貸人の義務

家屋賃貸人には、以下の義務がある。

1. 契約通りに賃借人に家屋を引き渡す。
2. 賃借人が賃貸借期間において家屋を安定的に使用することを担保する。
3. 定期的に又は合意に従って、家屋を保持し、修繕する。賃貸人が家屋を保持し、修繕しないことによって賃借人に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第494条 家屋賃貸人の権利

家屋賃貸人は、以下の権利を有する。

1. 合意した時期に家屋賃料を不足なく受け取る。
2. 本法典第498条第1,3項の規定に従って家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する。
3. 賃借人の同意を得たとき、賃貸借家屋を改造し、改善する。ただし、賃借人の家屋使用に関して迷惑をかけてはならない。
4. 賃貸借期間が終了したときに、賃貸借家屋を取り戻すことができる。契約に賃貸借期間が規定されない場合、賃貸人が賃貸借家屋を取り戻したいときは、賃借人に対して、6か月前には通知しなければならない。

第495条 家屋賃借人の義務

家屋賃借人には、以下の義務がある。

1. 合意した目的通りに家屋を使用する。
2. 合意した時期に家屋賃料を不足なく支払う。
3. 家屋を保持し、自分の生じさせた故障を修繕する。
4. 公共生活の規則を尊重する。
5. 合意した通りに、賃貸人に家屋を返還する。

第496条 家屋賃借人の権利

家屋賃借人は、以下の権利を有する。

1. 合意した通りに家屋を引き受ける。
2. 文書により賃貸人の同意を得たときは、賃貸借中の家屋を、他の賃借人と交換することができる。
3. 文書により賃貸人の同意を得たときは、賃貸借中の家屋を転賃することができる。
4. 家屋の所有者が変更される場合、賃貸人と合意した条件に従って賃貸借を継続することができる。
5. 賃借中の家屋が著しく故障したときは、賃貸人に家屋の修繕を

要求することができる。

6. 本法典第498条第2,3項の規定に従って家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する。

第497条 家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者の権利と義務

家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者は、賃借人と同様の権利と義務を有し、賃貸人に対する賃借人の義務を連帯して履行しなければならない。

第498条 家屋賃貸借契約履行の一方的な終了

1. 賃貸人は、賃借人が以下のいずれかの行為をしたときは、家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

- a) 正当な理由なく、3か月以上継続して、家屋賃料を支払わない。
- b) 賃貸借の目的に合わない使用をする。
- d) 故意に家屋を著しく破損する。
- d) 賃貸人の書面による同意を得ずに、賃貸借中の家屋の全部又は一部分の修繕、交換又は転賃をする。
- 8) 公共秩序に繰り返し違反し、近隣の人々の通常生活に対する著しい悪影響を与える。
- e) 環境衛生に悪影響を与える。

2. 賃借人は、賃貸人が以下のいずれかの行為をしたときは、家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

- a) 賃貸借家屋の品質が著しく低下したが、修繕しない。
 - b) 家屋賃料を不合理に引き上げる。
 - c) 第三者の利益によって家屋の使用権が制限される。
3. 家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する当事者は、他の合意がないときは、1か月前には他方の当事者に通知しなければならない。

第499条 家屋賃貸借契約の終了

家屋賃貸借契約は、以下の場合において終了する。

1. 賃貸借期間が終了する。契約で賃貸借期間が確定されていない場合、その契約は、賃貸人が賃借人に対して家屋を取り戻すことについて通知した日から6か月後に終了する。
2. 賃貸借家屋が存在しない。
3. 賃借人が死亡し、他に同居人がいない。
4. 賃貸借家屋が、著しい破損によって倒壊の可能性がある又は国家の建築計画を実行するために解体される。

第500条 他の目的に使うための家屋賃貸借

法律に別の規定がない場合、本法典第492条から第499条までの規定は居住のためではなく、他の目的に使うための家屋賃貸借にも適用される。

III- 財産包括賃貸借契約

第501条 財産包括賃貸借契約

財産包括賃貸借契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って包括賃貸人が、財産の効用を開発するために、その財産を包括賃借人に引き渡し、包括賃借人が、その財産から収益した天然果実・法廷果実を享受することができ、賃料を支払う義務を有することである。

第502条 財産包括賃貸借契約の対象物

法律に他の規定がある場合を除き、財産包括賃貸借契約の対象物は、土地、森、未開発水面、動物、生産・経営施設、その他の生産材料、効用開発、天然果実、法定果実の享受に必要な施設である。

第503条 包括賃貸借の期間

包括賃貸借の期間は、包括賃貸借契約の対象物の性質に合致する生産・経営周期に従って、各当事者で合意される。

第504条 包括貸借の賃料

包括貸借の賃料は、各当事者の合意による。包括貸借が入札を通じてされる場合、包括貸借の賃料は、入札のときに確定される。

第505条 包括貸借財産の引渡し

包括貸借財産を引き渡すとき、各当事者は、文書をもって包括貸借財産の状態を評価し、包括貸借財産の価値を確定しなければならない。

各当事者が価値を確定しない場合、第三者に対して財産価値の評価を依頼する。その評価は文書でなされなければならない。

第506条 包括貸借の賃料金の支払と支払方法

1. 賃料は、現物並びに金銭又はある仕事の履行によって支払うことができる。
2. 包括借人は、包括貸借財産の効用を開発しなくても賃料を十分に支払わなければならない。
3. 包括貸借契約を締結するとき、各当事者は、包括貸借の賃料減額について合意することができる。他の合意がないときは、天然果実、法定果実が不可抗力によって少なくとも3分の1が失われた場合、包括借人は、賃料減額又は賃料免除を要求する権利を有する。
4. 包括借人が収穫時期又は包括貸借財産の効用開発の周期に従って現物で賃料を支払う場合、他の合意がある場合を除き、収穫時期が終了した又は開発周期を完了した時点において賃料を支払わなければならない。
5. 賃借請負人が、ある仕事を行わなければならない場合、その仕事を正しく履行しなければならない。

第507条 包括貸借財産の開発

包括借人は、合意した目的とおりに、包括貸借財産を開発し、包括借人に対して、財産の状態と財産開発の現状を定期的に報告しなければならない。包括貸借人から要求がある場合又は緊急の報告が必要とされている場合、包括借人は直ちに報告しなければならない。包括借人が目的とおりに包括貸借財産の効用を開発しない場合、包括貸借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第508条 包括貸借財産の保管、保持、処分

1. 包括貸借財産を開発する期間内において、他の合意がないときは、包括借人は、自己の費用で包括貸借財産及び付属設備を保管し、保持しなければならない。包括借人は、包括貸借財産を失わせ、破損し、又はその財産の価値を失わせ、減少させた場合、損害を賠償しなければならない。包括借人は、包括貸借財産の使用による自然消耗に関する責任を負わない。
 2. 合意があるときは、包括借人は、自ら包括貸借財産を取り換え、改造することができるが、包括貸借財産の価値を保全しなければならない。
- 包括貸借人は、合意に従い、包括貸借財産を取り換え又は改造するための合理的な費用を包括借人に精算しなければならない。
3. 包括貸借人の同意を得た場合を除き、包括借人は転貸することができない。

第509条 包括貸借家畜からの天然果実の享受及び損害負担

家畜を包括貸借する期間内において、他の合意がある場合を除き、包括借人は、生まれた家畜の半分を享受することができ、不可抗力による包括貸借家畜に関する損害の半分を負担しなければならない。

第510条 包括貸借契約の履行の一方的な終了

1. 一方の当事者が包括貸借契約の履行を一方的に終了する場合、他方の当事者に合理的な期間において事前に通知しなければならない。収穫時期又は開発周期によって包括貸借をする場合、事

前の通知期間は、収穫時期又は開発周期に合致する期間とする。

2. 包括借人が義務を違反したが、包括貸借対象の開発が包括借人の唯一の生活源であり、包括貸借を継続しても包括貸借人の利益に重大な影響を与えないときは、包括貸借人は、契約の履行を一方的に終了してはならない。包括借人は、包括貸借人に、契約違反を継続しない旨の約束をしなければならない。

第511条 包括貸借財産の返却

包括貸借契約を終了する場合、包括借人は、合意した償却額に合致する状態にある包括貸借財産を、包括貸借人に返却しなければならない。包括貸借財産の価値を失わせ又は減少させた場合は、損害を賠償しなければならない。

第6節

財産使用貸借契約

第512条 財産使用貸借契約

財産使用貸借契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って貸主が、ある期間において無料で使用するために財産を借主に引き渡し、借主が、使用貸借期間が終了するか、使用貸借目的を達成したときに、その財産を返却しなければならないものである。

第513条 財産使用貸借契約の対象物

消耗しない一切の物は、財産使用貸借契約の対象物とすることができる。

第514条 財産の借主の義務

財産の借主は、以下の義務がある

1. 自己の財産のように、使用貸借財産を保持し、保管する。財産の状態を勝手に変更してはならない。財産に通常の故障が生じたときは、修理しなければならない。
2. 貸主の同意を得ないで他人にその財産を転貸してはならない。
3. 期間通りに使用貸借財産を返却する。返却期間に関する合意がないときは、借主は、使用貸借目的を達成した後に、直ちに使用貸借財産を返却しなければならない。
4. 使用貸借財産を破損し、失われた場合、損害を賠償しなければならない。

第515条 財産の借主の権利

財産の借主は、以下の権利を有する。

1. 財産の効用及び合意した目的通りに、使用貸借財産を利用することができる。
2. 合意があれば、貸主に、使用貸借財産の修理又はその財産の価値増加に関する合理的な費用を精算するように要求する。
3. 使用貸借財産の自然消耗に関する責任を負わない。

第516条 財産の貸主の義務

財産の貸主には、以下の義務がある。

1. 財産の使用について、又は瑕疵がある場合、その財産の瑕疵に関する必要な情報を提供する。
2. 合意があるときは、財産の修繕、財産の価値増加に関する費用を借主に精算しなければならない。
3. 財産に瑕疵があると知りながら借主にそれを通知しなかったことによって、借主に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。ただし、借主が知っている又は知っているべきであった瑕疵を除く。

第517条 財産の貸主の権利

財産の貸主は、以下の権利を有する。

1. 使用貸借期間に関する合意がないときは、借主が使用貸借目的を達成したとき、直ちにその財産を取り戻す。貸主が突然かつ緊急に使用貸借財産を使用したい場合、借主がまだ目的を達成していなくてもその財産を取り戻すことができる。ただし、事前に合

理的な期間において通知しなければならない。

2. 借主が使用貸借財産を目的、用途通りに使用しない、合意した方法通りに使用しないか、又は貸主の同意を得ずに他人に転貸をした場合、その財産を取り戻す。
3. 財産に対する、借主が生じさせた損害の賠償を要求する。

第7節 労務提供契約

第518条 労務提供契約

労務提供契約とは、当事者の合意による契約であり、労務提供者が労務要求者に仕事を行い、労務要求者が労務提供者に報酬を支払わなければならないものである。

第519条 労務提供契約の対象物

労務提供契約の対象物は、履行が可能で、法律で禁止されず、社会道徳に反しない仕事でなければならない。

第520条 労務要求者の義務

労務要求者には、以下の義務がある。

1. 合意又は労務提供の履行上必要な場合、労務提供者に対して、仕事の履行に必要な情報、資料及び他の手段を提供する。
2. 合意した通りに、労務提供者に対して労務報酬を支払う。

第521条 労務要求者の権利

労務要求者は、以下の権利を有する。

1. 品質、数量、期間、場所及び他の合意通りに仕事を行うように労務提供者に要求する。
2. 労務提供者が義務を著しく違反した場合、労務要求者は、契約を取り消すか、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第522条 労務提供者の義務

労務提供者には、以下の義務がある。

1. 品質、数量、期間、場所及び他の合意通りに仕事を行う。
2. 労務要求者の同意を得ない場合、他人にその仕事を頼んではならない。
3. 引き渡された資料、機器を保管し、その仕事を完了した後に労務要求者に返却しなければならない。
4. 仕事完了のためには情報、資料が不十分で、機器の品質が保証されていない場合、そのことに関して直ちに労務要求者に通知する。
5. 合意又は法律により、仕事の実行の期間内において知り得た情報の秘密を保持する。
6. 引き渡された資料、機器を失わせ、破損させた又は情報秘密を漏らしたときは、労務要求者に損害を賠償しなければならない。

第523条 労務提供者の権利

労務提供者は、以下の権利を有する。

1. 情報、資料及び機器を提供するように労務要求者に対して要求する。
2. 労務提供条件の変更に対する労務要求者の返答を待つことにより労務要求者に損害が生じる場合には、労務要求者の返事を待たずに、労務要求者の利益のために労務提供条件を変更することができる。ただし、労務要求者に通知しなければならない。
3. 労務要求者に労務報酬を支払うように要求する。

第524条 労務報酬の支払

1. 労務要求者は、合意に従って労務報酬を支払わなければならない。
2. 労務価格、労務価格の確定及び労務価格に関するいかなる案内も合意されていない場合、労務価格は契約締結の時点と場所における同類仕事の市場価格に基づいて確定される。
3. 他の合意がないときは、労務要求者は労務提供が完了されたと

き、労務実行の場所において報酬を支払わなければならない。

4. 提供される労務が合意した通りに達成されていない又は期間通りに仕事が完了できなかった場合、労務要求者は、報酬を減額し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第525条 労務提供契約履行の一方的な終了

1. 仕事の履行の継続が、労務要求者に不利となる場合、労務要求者は契約履行を一方的に終了する権利を有する。ただし、合理的な期間において、事前に労務提供者に通知しなければならない。労務要求者は、労務提供者が履行した仕事に基づいて報酬を支払い、損害を賠償しなければならない。
2. 労務要求者が自己の義務を履行しない又は合意した通りに履行しない場合、労務提供者は、契約履行を一方的に終了し、損害賠償を要求する権利を有する。

第526条 労務提供契約の継続

労務提供期間が満了したが、労務がまだ完了せず、労務提供者が引き続き仕事を行っており、労務要求者がそのことを知っているが、反対しない場合、労務提供契約は、合意した内容に基づき、労務が完了するまで当然に引き続き履行される。

第8節 運送契約

I- 旅客運送契約

第527条 旅客運送契約

旅客運送契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って運送人が旅客、荷物を、合意した指定地へ運び、旅客が運送料金を支払うことである。

第528条 旅客運送契約の要式

1. 旅客運送契約は、口頭又は文書によって成立する。
2. 切符は、各当事者との旅客運送契約締結の証拠である。

第529条 運送人の義務

運送人は、以下の義務がある。

1. 旅客を、出発地から決まった到着地まで、時間通りに、丁寧に、合意した運送手段を利用し、旅程に従って、安全的に運送する。旅客の席を整え、積載量を超えて運送しない。
2. 法律の規定に従って旅客に対する民事責任保険をかける。
3. 通知又は合意したとおりの出発時間を担保する。
4. 荷物を運送し、時間・旅程通りに、合意した場所において、旅客又は荷物を受け取る権利を有する人に荷物を返却する。
5. 合意に従って、旅客に運送料金を返済する。法律に規定がある場合、規定に従う。

第530条 運送人の権利

運送人は、以下の権利を有する。

1. 旅客に、旅客運賃及び規定重量を超過した手荷物の運送料金の全額を支払うように要求する。
2. 以下の場合、旅客の運送を拒否する。
 - a) 旅客は、運送人の規定を執行しない、又は公共の秩序を違反する行為をし、運送人の仕事を妨害し、他人の生命、健康、財産を脅かし、その他の運送中の安全を保障しない行為をする。この場合、運送約款に規定があれば、旅客は運送代金の返還を受けられず、違約金を負わなければならない。
 - b) 旅客の健康の状態により、旅客を運送することがその旅客又は運送中の他の旅客に危険が生じるものと運送人が確認する。
 - c) 伝染病を防ぐため。

第531条 旅客の義務

旅客には、以下の義務がある。

1. 旅客運賃及び規定重量を超過した手荷物の運送料金の全額を支

- 払い、手荷物を自分で保持する。
2. 合意した時間通りに、出発地に着く。
3. 運送人の規則及び交通安全保障に関する他の規則を尊重し、正しく執行する。

第532条 旅客の権利

旅客は、以下の権利を有する。

1. 合意した旅程に従って切符の価値通りに輸送手段によって運送されるように要求する。
2. 合意又は法律で規定する重量制限内における預かり荷物と手荷物に対する運送料金が免除される。
3. 運送人の過失によって、合意した時間、場所通りに、運送されない場合に、発生費用を精算するか、損害を賠償するように運送人に要求する。
4. 本法典第530条第2項b, cに記載される場合及び法律に規定がある又は合意がある場合には、運送料金の全部又は一部分が返済される。
5. 合意した場所において、時間、旅程通りに荷物を受け取る。
6. 期間内に、法律で規定される手続に基づいて行程の中断を要求する。

第533条 損害賠償責任

1. 旅客の生命、健康に損害が与えられた場合、運送人は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。
2. 法律に他の規定がある場合を除き、生じた損害が完全に旅客の過失による場合、運送人は、旅客の生命、健康及び荷物に関する損害を賠償しなくてよい。
3. 旅客が、合意した運送条件及び運送約款の規定を違反したことにより、運送人又は第三者に損害を与えた場合、旅客は、その損害を賠償しなければならない。

第534条 旅客運送契約の履行の一時的な終了

1. 本法典第530条第2項で規定される場合において、運送人は、契約の履行を一時的に終了する権利を有する。
2. 運送人が本法典第529条第1, 3, 4項で規定される義務を違反した場合、旅客は、契約の履行を一時的に終了する権利を有する。

II- 財産運送契約

第535条 財産運送契約

財産運送契約とは、当事者の合意による契約であり、それによって、運送人には財産を、合意した指定場所に運び、その財産を荷受人に引き渡す義務があり、荷受人には運送料金を支払う義務があるものである。

第536条 財産運送契約の要式

1. 財産運送契約は、口頭又は文書によって締結される。
2. 貨物引換証又は同等の運送証書は、当事者の契約締結の証拠となる。

第537条 運送人に財産を引き渡すこと

1. 荷送人は、合意した期間・場所において財産を運送人に引き渡し、合意した包装規格に従って包装する義務を有し、他の合意がある場合を除き、輸送手段に財産を積み込んだり、下ろしたりする費用を負担しなければならない。
2. 荷送人が合意した期間・場所において財産を運送人に引き渡さない場合、運送人に対して、待機するのにかかる費用と契約で合意した場所に着く財産運送料金を支払わなければならないか、又は合意に従って違約金を納めなければならない。運送人が、合意した場所において財産の受け取りを遅滞する場合、その受領遅滞によって発生した費用を負担しなければならない。

第538条 運送料金

1. 運送料金の額は、各当事者に合意される。法律で運送料金の額

が決められる場合、その料金の額が適用される。

2. 荷送人は、他の合意がある場合を除き、財産が輸送手段に積み込まれた後に、運送料金の全額を支払わなければならない。

第539条 運送人の義務

運送人には、以下の義務がある。

1. 期限通りに、定められた場所まで財産を十分に安全に運送することを担保する。
2. 荷受人に財産を引き渡す。
3. 他の合意がある場合を除き、財産の運送に関する費用を負担しなければならない。
4. 法律の規定に従って財産に対する民事責任保険をかける。
5. 運送人が自己の過失によって財産を失わせ又は破損させた場合、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、荷送人に損害を賠償しなければならない。

第540条 運送人の権利

運送人は、以下の権利を有する。

1. 財産及び貨物引換証又はその他の同等運送証書の確実性を確認する。
2. 契約で合意した財産の種類と同類でない財産の運送を拒否する。
3. 荷送人に、期限通りに運送料金の全額を支払うように要求する。
4. 運送人が知っている又は知っているべきである場合、取引禁止の財産、危険性のある害毒財産の運送を拒否する。
5. 荷送人に損害の賠償を要求する。

第541条 荷送人の義務

荷送人には、以下の義務がある。

1. 合意した期間・方法通りに、運送料金の全額を運送人に支払わなければならない。
2. 合意に従い、運送中の財産を見守る。荷送人が財産を見守る場合、財産が失われ、破損したときは、損害は賠償されない。

第542条 荷送人の権利

荷送人は、以下の権利を有する。

1. 運送人に、合意した場所・期間通りに、財産を運送するように要求する。
2. 自ら直接又は第三者を指定して荷送財産を受け取る。
3. 運送人に対して、損害の賠償を要求する。

第543条 荷受人への財産の引渡し

1. 荷受人は、財産の荷送人又は荷送人によって財産の受取りを指定される第三者である。
 2. 運送人は、期間・場所通りに、合意した方法で、財産を十分に荷受人に引き渡さなければならない。
 3. 財産が期間通りに、財産の引渡地に運送されたが、荷受人がいけない場合、運送人は、その財産を寄託所に預けて、荷送人又は荷受人に直ちに通知しなければならない。荷送人又は荷受人は、その財産を預けたことによって発生した合理的な費用を負担しなければならない。
- 財産の引渡義務が完了するのは、財産が合意した条件通りに、寄託され、荷送人又は荷受人にその寄託を通知されたときである。

第544条 荷受人の義務

荷受人には、以下の義務がある。

1. 運送人に、貨物引換証又は他の同等運送証書を提出し、合意した期限、場所通りに財産を受け取る。
2. 他の合意又は法律に別の規定がないときは、運送財産の積み込み、下ろしの費用を負担する。
3. 財産受取が遅滞したことによって発生した合理的な費用を精算する。
4. 財産の受取り及び荷送人の要求に従う必要な他の情報について荷送人に通知する。通知しないときは、自己の運送財産に関する権利と利益を守るように荷送人に要求する権利を有しない。

第545条 荷受人の権利

荷受人は、以下の権利を有する。

1. 運送されてきた財産の数量、品質を確認する。
2. 運送されてきた財産を受け取る。
3. 運送人が財産引渡しを遅滞した場合、財産受け取りを待つことによって発生した合理的な費用を精算するように運送人に要求する。
4. 財産が失われ、破損されたことによって生じた損害を賠償するように直接要求するか、運送人にその損害を賠償させるように荷送人に通知する。

第546条 損害賠償責任

1. 財産が失われ、破損したりした場合、本法典第541条第2項に規定される場合を除き、運送人は、荷送人に、損害を賠償しなければならない。
2. 荷送人は、運送財産に危険性、害毒があるが、運送中の安全担保のために包装措置を取らないことによって生じた損害を運送人又は第三者に賠償しなければならない。
3. 不可抗力によって運送中において運送財産が失われ、破損した又は破壊された場合、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、運送人は、損害を賠償する責任を負わない。

第9節 加工契約

第547条 加工契約

加工契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、加工者が加工注文者の要求に基づく製品を作りだすために仕事を行い、加工注文者が、その製品を受け取って、労賃を払うものである。

第548条 加工契約の対象物

加工契約の対象物は、当事者の合意又は法律の規定により、見本、基準を基にして確定される物である。

第549条 加工注文者の義務

加工注文者には、以下の義務がある。

1. 他の合意がある場合を除き、合意したとおりの数量、品質、期間、場所で原材料を加工者に提供する。加工に関する必要な書類を提出する。
2. 契約の履行を加工者に指導する。
3. 合意した通りに労賃を支払う。

第550条 加工注文者の権利

加工注文者は、以下の権利を有する。

1. 合意した数量、品質、仕方、期間、場所通りに、加工製品を受け取る。
2. 加工者が契約を著しく違反した場合、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する。
3. 加工品の品質が担保さなかつたものの加工注文者がその加工品を受け取り、修理を要求した場合、合意した期間内に修理することができないときは、加工注文者は、契約を取り消し、損害の賠償を要求する権利を有する。

第551条 加工者の義務

加工者には、以下の義務がある。

1. 加工注文者から提供された原材料を保管する。
2. 提供された原材料の品質が担保されない場合、他の原材料に代替するように、加工注文者に通知する。提供された原材料を使用することにより社会にとって危険な製品を作り出す恐れがある場合、加工の履行を拒否する。通知しないか、拒否しない場合、作り出した製品に関する責任を負わなければならない。
3. 合意した品質、数量、方法、期間及び場所で、加工注文者に製

品を引き渡す。

4. 加工工程及び作り出した製品に関する情報の秘密を保持する。
5. 加工注文者が提供する原材料によって又は加工注文者の不合理な指導によって品質が担保されない製品の場合を除き、製品の品質に関する責任を負う。
6. 契約終了後、加工注文者に残った原材料を返還する。

第552条 加工者の権利

加工者は、以下の権利を有する。

1. 加工注文者に、合意した品質、数量、期間、場所で原材料を提供するように要求する。
2. 加工注文者の指導が製品の品質を落とす可能性があることを認識する場合、その不合理な指導を拒否する。ただし、加工注文者に直ちに通知しなければならない。
3. 合意した期間、支払方法により労賃を支払うように加工注文者に要求する。

第553条 リスク負担の責任

加工注文者に加工製品を引き渡すまで、他の合意がある場合を除き、原材料の所有する当事者は、その原材料及びその原材料から作り出された製品に対するリスクを負担しなければならない。加工注文者が製品の受取りを遅滞する場合、他の合意がある場合を除き、加工注文者は、加工者の原材料によって製品が作り出された場合を含み、その受領遅滞の期間において発生するリスクを負担しなければならない。加工者が製品の引渡しを遅滞して、その加工製品に対するリスクが生じた場合、加工者は、加工注文者に、損害を賠償しなければならない。

第554条 加工製品の引渡し、受取り

期間通りに、合意した場所において、加工者は、加工製品を引き渡し、加工注文者は加工製品を受け取る。

第555条 加工製品の引渡し、受取りの遅滞

1. 加工者が製品の引渡しを遅滞する場合、加工注文者はその期間を延期させることができる。その期間が満了しても加工者がまだその仕事を完了しない場合、加工注文者は、契約の履行を一時的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。
2. 加工注文者が製品の受取りを遅滞する場合、加工者は、その加工製品を寄託所に預けて加工注文者に通知しなければならない。製品の引渡義務が終了するのは、合意した条件を満たし、加工注文者が通知を受けたときである。加工注文者はその寄託によって発生した費用を負担しなければならない。

第556条 加工契約の履行の一時的な終了

1. 他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、加工契約の履行継続が各自に利益をもたらさない場合、それぞれの各当事者は、加工契約の履行を一時的に終了する権利を有する。ただし、他方の当事者に、合理的な期間において事前に通知しなければならない。加工注文者が契約の履行を一時的に終了する場合、完了した仕事に相当する労賃を支払わなければならない。加工者が契約の履行を一時的に終了する場合、他の合意がある場合を除き、労賃の支払を受けることができない。
2. 契約の履行の一時的な終了によって他方の当事者に損害を与えた一方の当事者は、損害を賠償しなければならない。

第557条 労賃支払

1. 他の合意がないときは、加工注文者は、加工製品を受け取る時点において労賃の全額を支払わなければならない。
2. 労賃基準に関する合意がない場合、加工場所及び労賃支払時点において同類製品を作り出すことに対する平均労賃の基準を適用する。
3. 自己の提供した原材料又は自己の不合理な指導によって製品の品質が担保されない場合、加工注文者は労賃を減額する権利を有

しない。

第 558 条 原材料の整理

加工契約が終了するとき、加工者は、他の合意がある場合を除き、加工注文者に残った原材料を返還しなければならない。

第 10 節 財産寄託契約

第 559 条 財産寄託契約

財産寄託契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、受寄者が、寄託者の財産を保管するためにその財産を受け取り、契約期間が満了するとき、その財産自体を受寄者に返還しなければならないが、無料で寄託する場合を除き、寄託者は受寄者に労賃を支払わなければならないものである。

第 560 条 寄託者の義務

寄託者には、以下の義務がある。

1. 財産を引き渡すとき、その財産の状態及び寄託財産の適当な保管の方法について直ちに受寄者に通知しなければならない。通知しないときは、適当な保管方法を採らないことによって寄託財産が失われ、破損された場合、寄託者はこれに対する責任を負わなければならないが、損害を起した場合には賠償しなければならない。
2. 合意した期間、支払方法で、労賃の全額を支払わなければならない。

第 561 条 寄託者の権利

寄託者は、以下の権利を有する。

1. 寄託契約で期間が確定されない場合、いつでも寄託財産を取り戻すように要求する。ただし、合理的な期間において受託者に通知しなければならない。
2. 不可抗力の場合を除いて、受託者が寄託財産を失わせ、破損した場合、損害の賠償を要求する。

第 562 条 受託者の義務

受託者には、以下の義務がある。

1. 合意したように財産を保管する。寄託財産を受けるときの状態と同じようにその財産を寄託者に返還する。
2. 財産の保管方法の変更がその財産をより良く保管するために必要であるときは、その保管方法を変更することができる。ただし、寄託者に直ちにその変更を通知しなければならない。
3. 寄託者に遅滞なく文書をもって、寄託財産の性質によってその財産が破損され、失われる危険について通知し、一定の期間において解決方法を知らせるように寄託者に要求する。その期間が満了しても寄託者がまだ返事をしない場合、受託者は、必要な保管方法を実行し、費用を精算するよう寄託者に要求する権利を有する。
4. 不可抗力の場合を除き、寄託財産を失わせ、破損したときは、損害を賠償しなければならない。

第 563 条 受託者の権利

受託者は、以下の権利を有する。

1. 合意した通りに労賃を支払うように寄託者に要求する。
2. 無料で寄託する場合、寄託財産の保管に必要な費用を払うよう寄託者に要求する。
3. 確定しない期限で寄託する場合、寄託財産を受け取るようにいつでも寄託者に要求する。ただし、合理的な期間において事前に通知しなければならない。
4. 寄託者の利益を担保する目的で、破壊され又は失われる危険がある財産を売却し、そのことを寄託者に通知し、その財産の売却に合理的な費用を引いた後の、売却によって得られた代金を寄託者に返還する。

第 564 条 寄託財産の返還

1. 受託者は、受託した財産に加え、天然果実がある場合には他の合意がある場合を除いて、その果実も返還しなければならない。寄託財産を返還する場所は、受託した場所である。寄託者がその財産を寄託場所と異なる場所において返還することを要求する場合、他の合意がある場合を除き、寄託者はその場所までの輸送費用を負担しなければならない。

2. 受託者は、期間通りに寄託財産を返還しなければならない。正当な理由がある場合のみ、期限前に寄託財産を返還するように寄託者に要求する権利を有する。

第 565 条 寄託財産の引渡し、受取りの遅滞

受託者が寄託財産の返還を遅滞する場合、引渡し遅滞の時点からは労賃と保管費用の支払を寄託者に要求することはできない。受託者は返還遅滞の期間における財産に対するすべてのリスクを負担しなければならない。

寄託者が寄託財産の受取りを遅滞する場合、受取りの遅滞期間における財産保管の費用と労賃を受託者に支払わなければならない。

第 566 条 労賃支払

1. 他の合意がなければ、寄託者は、寄託財産を取り戻すとき、労賃の全額を支払わなければならない。
2. 各当事者が労賃について合意しない場合、労賃を支払う場所と時点における平均労賃を適用する。
3. 寄託者は、期間前に寄託財産を取り戻す場合、労賃の全額を支払い、かつ、他の合意がある場合を除き、受託者が期間前に寄託財産を返還することによって発生する必要な費用を精算しなければならない。
4. 受託者が期間前に寄託財産を取り戻すように寄託者に要求する場合、他の合意がある場合を除き、受託者は労賃を受け取ることができず、かつ寄託者に損害を賠償しなければならない。

第 11 節 保険契約

第 567 条 保険契約

保険契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、保険契約者は、保険料を支払い、保険者が、保険事故が起こる時に、一定保険金を支払うべきものである。

第 568 条 保険契約の種類

保険契約には、人間保険契約、財産保険契約、民事責任保険契約が含まれる。

第 569 条 保険対象

保険対象には、人間、財産、民事責任及び法律で規定される他の対象が含まれる。

第 570 条 保険契約の要式

保険契約では文書が作成されなければならない。保険契約者の署名入り保険要求書は保険契約の分離できない部分である。保険証明書又は保険証券は、保険契約締結の証拠である。

第 571 条 保険事故

保険事故とは、当事者の合意又は法律で規定される客観事故であり、その事故が起こったとき、保険者は保険金を被保険者に支払わなければならない。ただし、本法典第 346 条第 2 項の規定の場合を除く。

第 572 条 保険料

1. 保険料とは、保険契約者が保険者に支払わなければならない金額のことである。保険料を支払う期間は、合意又は法律の規定による。保険料は、一括払い又は定期払いにすることができる。
2. 保険契約者が保険料の定期払いを遅滞する場合、保険者は、保

険契約者が保険料を支払うために一定期間を定める。その期間が満了しても、保険契約者が保険料を支払わないときは、保険契約は終了する。

第573条 保険契約者の情報提供の義務

1. 保険契約締結のとき、保険者が知っている又は知っているべき情報を除き、保険者の要求に従って、保険契約者は、保険者に保険対象に関連する情報を十分に提供しなければならない。
2. 保険契約者が保険金を享受するために保険契約を締結するにあたり、故意に虚偽の情報を提供した場合、保険者は、契約履行を一方的に終了し、契約終了時点までの保険料を収受する権利を有する。

第574条 損害防止義務

1. 被保険者は、契約に記載される条件、関連法律規定を遵守し、損害の防止措置を実行する義務を有する。
2. 被保険者が契約に記載される損害防止措置を実行しない場合、保険者は、被保険者がその防止措置を実行するために一定期間を定める権利を有する。その期間が満了してもそれらの措置がまだ実行されないときは、保険者は、契約の履行を一方的に終了するか、防止措置が実行されなかったことによって損害が起こったときに、保険金を支払わない権利を有する。

第575条 保険事故発生時の保険契約者、被保険者、保険者の義務

1. 保険事故が発生したときは、保険契約者又は被保険者は、保険者に直ちに通知し、損害を食い止め、制限するために、許されるできる限りの必要な措置を実行する義務がある。
2. 保険者は、損害を食い止め、制限するために第三者が負担した合理的な必要費用を精算しなければならない。

第576条 保険金の支払

1. 保険者は、合意した期間において被保険者に保険金を支払わなければならない。期間が合意されない場合、保険金支払要求に関する合法的に十分な書類を受け取ってから15日以内に、保険者は、保険金を支払わなければならない。
2. 保険者が保険金の支払を遅滞する場合、保険金支払の時点における、遅滞期間に相当する国家銀行の決める基本金利に基づいて、支払が遅滞した部分に対する利息を支払わなければならない。
3. 被保険者が故意に損害が生じるようにした場合、保険者は保険金を支払わなくてよい。被保険者に過失がある場合、保険者は、被保険者の過失の程度に相当する保険金を支払わなくてもよい。

第577条 返還要求の移転

1. 第三者が被保険者に損害を与え、保険者が被保険者に保険金を支払った場合、保険者は、第三者に対して、自分の支払った金額を返還するように求償する権利を有する。被保険者は、保険者が第三者に対する求償権を行使するために、自らの知っているすべての情報、資料、必要な証拠を保険者に提供する義務を有する。
2. 被保険者が第三者の支払った損害賠償金を受け取ったものの、その金額が保険者の支払うべき保険金より少ない場合、他の合意がある場合を除き、保険者は、保険金と第三者の支払った金額との差額分だけを支払わなければならない。被保険者が保険金を受け取ったものの、その保険金が第三者が生じさせた損失よりも少ない場合、被保険者は、保険金と損害賠償金との差額分を賠償するように第三者に要求する権利を有する。
保険者は、自分が被保険者に支払った金額を返還するように第三者に要求する権利を有する。

第578条 生命保険

生命保険の場合、保険事故が発生したとき、保険者は、保険金を被保険者又はその人の委任による代表者に支払わなければならない。被保険者が死亡した場合、保険金は、被保険者の相続人に支払わなければならない。

第579条 財産保険

1. 保険者は、合意又は法律で規定する条件に基づいて、保険をかけた財産に対する損害を賠償しなければならない。
2. 保険をかけた財産に対する所有権が他の人に譲渡された場合、新所有者は、所有権譲渡の時点から、保険契約に記載される以前の所有者と当然に代替する。保険契約者である元所有者は、新所有者に財産に保険がかけられてあることを通知し、保険者に遅滞なく財産に対する所有権の譲渡を通知しなければならない。

第580条 民事責任保険

1. 合意又は法律の規定による第三者に対する民事責任保険の場合、保険者は、合意又は法律で規定される保険金金額に基づいて、保険契約者又は保険契約者の要求に従って、保険契約者が第三者に与えた損害に対して、第三者に保険金を支払わなければならない。
2. 保険契約者が第三者に損害を賠償した場合、自分が第三者に支払った金額を償還するように保険者に要求する権利を有する。ただし、当事者の合意又は法律で規定する保険金率を超えてはならない。

第12節 委任契約

第581条 委任契約

委任契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、受任者が、委任者の名で仕事を行う義務を有し、委任者が合意又は法律の規定により報酬のみを支払う契約である。

第582条 委任期間

委任期間は、当事者の合意又は法律の規定によって定まる。合意又は法律の規定がないときは、委任契約は、委任が確立された日から1年間、有効である。

第583条 再委任

委任者の同意又は法律に規定があるときは、受任者は第三者に再委任できる。
再委任契約の要式は、当初の委任契約の要式と合致するものでなければならない。
再委任は当初の委任の範囲を超えてはならない。

第584条 受任者の義務

受任者には、以下の義務がある。
1. 委任に従って仕事を行い、委任者にその仕事を行うことについて通知する。
2. 委任を履行する関係における第三者に対して、期間、委任範囲、委任範囲の変更・追加について通知する。
3. 委任の履行のために引き渡された資料、手段を保管し、保持する。
4. 委任の履行において知り得た情報の秘密を保持する。
5. 合意又は法律の規定により、引き受けた財産及び委任履行において得た利益を委任者に返還する。
6. 本条第1, 2, 3, 4と5項で規定される義務を違反したことによって生じた損害を賠償する。

第585条 受任者の権利

受任者は、以下の権利を有する。
1. 委任の仕事を行うために必要な情報、資料及び手段を提供するように委任者に要求する。
2. 報酬を享受し、委任の仕事の実行のために自己が支出した合理的な費用の精算を受ける。

第586条 委任者の義務

委任者には、以下の義務がある。
1. 受任者が委任の仕事を行うために必要な情報、資料及び設備を

提供する。

2. 受任者が委任範囲において履行する仕事に対して責任を負う。
3. 委任された仕事を行うために、受任者が出した合理的な費用を精算し、報酬支払に関する合意に基づき受任者に報酬を支払う。

第587条 委任者の権利

委任者は、以下の権利を有する。

1. 委任の仕事の実行について十分に通知するように受任者に要求する。
2. 他の合意がないときは、引き受けた財産及び委任の履行において得た利益を返還するように受任者に要求する。
3. 受任者が本法典第584条で規定される義務を違反した場合、損害の賠償を受ける。

第588条 委任契約の履行の一方的な終了

1. 報酬付き委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、受任者の行った仕事に相当する労賃を受任者に支払い、損害を賠償しなければならない。無報酬委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、合理的な期間において受任者に事前に通知しなければならない。委任者は、委任契約の履行の終了を第三者に文書をもって通知しなければならない。通知しない場合、第三者との契約は引き続き有効である。ただし、第三者が委任契約の終了されたことを知っているか、知っているはずの場合を除く。
3. 無報酬委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、合理的な期間において委任者に事前に通知しなければならない。報酬付き委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができるが、委任者に対して損害を賠償しなければならない。

第589条 委任契約の終了

委任契約は、以下の場合において終了する。

1. 委任契約の期間が満了した。
2. 委任された仕事が完了した。
3. 委任者、受任者が、本法典第588条の規定に基づいて委任契約の履行を一方的に終了する。
4. 委任者又は受任者が、死亡、又は裁判所から民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者、失跡又は死亡の宣告を受ける。

第13節

懸賞広告及び優等懸賞広告

第590条 懸賞店告

1. 懸賞広告を公開的に通知する人は、懸賞広告者の要求に従って仕事を行った人に報酬を支払わなければならない。
2. 懸賞広告の仕事は、具体的で、実施可能で、法律で禁止されず、社会道徳に反しないことでなければならない。

第591条 懸賞広告の通知の取消し

仕事を行い始める期間の前に、懸賞広告者は懸賞広告の通知を取り消すことができる。懸賞広告の通知の取消しは、懸賞広告の通知された方法と同じ方法、同じ報道手段によってされなければならない。

第592条 報酬支払

1. ある懸賞広告が1人によって行われた場合、仕事が完了したとき、その仕事を行った人は、報酬を受け取ることができる。
1. ある懸賞広告が複数の人によって行われたが、各自が独立して仕事を行う場合、最初にその仕事を完了した人が、報酬を受け取ることができる。
3. 複数の人がある懸賞広告を同時に完了した場合、報酬は、それらの者のために平等に分配される。
4. 懸賞広告者の要求に従って複数の人が懸賞広告に出された仕事

を実現するために協力した場合、自己が行った分に相当する報酬分を受け取ることができる。

第593条 優等懸賞広告

1. 文化・芸術・スポーツ・科学・技術の競技及び法律や社会道徳に反しない他の競技を主催する人は、応募者の条件、判定基準、各賞の種類、各賞の報酬を公表しなければならない。
2. 応募者条件の変更は、競技が行われる前に、合理的な期間において、公表した方法と同じ方法でしなければならない。
3. 優等者は、公表したとおりに賞の報酬を与えるように競技主催者に要求する権利を有する。

第XIX章

委任のない仕事の実行

第594条 委任のない仕事の管理

委任のない仕事の実行とは、仕事を行う義務がない人が、仕事をしてもらう人が知らない又は知りながら反対しないとき、その人の利益のために自主的にその仕事を行うことである。

第595条 委任のない仕事を行う義務

1. 委任のない仕事を行う人は、自己の能力、条件に合致する仕事を行う義務がある。
2. 委任のない仕事を行う人は、自己の仕事のように仕事を行わなければならない。委任のない仕事を行う人は、仕事のある人の意図を知っている又は判断できるときは、その意図に合致するように仕事を行わなければならない。
3. 委任のない仕事を行う人は、要求された場合、仕事をしてもらう人に対して、仕事をする過程、結果について通知しなければならない。ただし、仕事をしてもらう人がそのことについて知っている場合又は委任のない仕事を行う人がその人の住所を知らない場合を除く。
4. 仕事をしてもらう人が死亡した場合、委任のない仕事を行う人は、仕事をしてもらう人の相続人又は代理人を受け入れるまで、仕事を引き続き行わなければならない。
5. 正当な理由をもって、委任のない仕事を行う人が、仕事を引き続き行うことができない場合、仕事をしてもらう人、代理人又はその人の親族に通知しなければならないが、自分の代わりに仕事を行うように他人に依頼することができる。

第596条 仕事をしてもらう人の支払義務

1. 仕事をしてもらう人は、委任のない仕事を行う人が引き渡した仕事を受け入れ、仕事によって自身の希望にかなう結果が達成されない場合であっても、委任のない仕事を行う人がその仕事を行うために支出した合理的な費用を精算しなければならない。
2. 委任のない仕事を行う人が拒否する場合を除き、仕事をしてもらう人は、委任のない仕事を行う人が仕事を誠実にやり、自分に利益をもたらしたとき、その人に報酬を支払わなければならない。

第597条 損害賠償義務

1. 委任のない仕事を行う人が、仕事を行うにあたり、故意に損害を起こしたとき、仕事をしてもらう人に、損害を賠償しなければならない。
2. 委任のない仕事を行う人が、仕事を行うにあたり、故意なく損害を起こしたとき、その仕事を担当する事情に基づいて、その人は損害賠償を減額することができる。

第598条 委任のない仕事の実行の終了

委任のない仕事の実行は、以下の場合において終了する。

1. 仕事をしてもらう人の要求に従う。
2. 仕事をしてもらう人、仕事をしてもらう人の相続人又は代理人が仕事を受け入れる。
3. 委任のない仕事を行う人が本法典第595条第5項の規定に基づいて仕事を引き続き行うことができない。

第XX章

法的根拠のない財産の占有、使用及びその財産からの収益による返還義務

第599条 返還義務

1. 法的根拠なく他人の財産を占有又は使用している人は、その財産の所有者又は合法的な占有者に返還しなければならない。その財産の所有者又は合法的な占有者が見つけられない場合、本法典第247条第1項で規定される場合を除き、権限のある国家機関に引き渡さなければならない。

2. 法的根拠のない財産から利益を収め、他人に損害を与えた人は、本法典第247条第1項で規定される場合を除き、被害者にその利益を返還しなければならない。

第600条 返還財産

1. 法的根拠なく他人の財産を占有又は使用している人は、収めた財産の全部を返還しなければならない。

2. 返還財産が特定物である場合、その物の本体を返還しなければならない。その特定物が失われ又は破損した場合、他の合意がある場合を除き、金銭で賠償しなければならない。

3. 返還財産が同類物であるが、無くなったり破損したりした場合、他の合意がある場合を除き、同類物を返還するか、金銭で賠償しなければならない。

4. 法的根拠なく財産から利益を収めた人は、被害者にその財産からの収益を現物又は金銭で返還しなければならない。

第601条 天然果実、法定果実の返還義務

1. 法的根拠なく財産を悪意で占有又は使用している人及びその財産から利益を悪意で収めた人は、法的根拠なく財産を占有し、使用し、その財産から利益を収めた時点から得た天然果実、法定果実を返還しなければならない。

2. 法的根拠なく財産を善意で占有又は使用している人及びその財産から利益を善意で収めた人は、本法典第247条第1項で規定される場合を除き、その人が財産の占有、使用、その財産からの収益が法的根拠のないことだと知っているか、知っているはずの時点から得た天然果実、法定果実を返還しなければならない。

第602条 第三者の返還に対する要求権

法的根拠なく財産を占有又は使用している人が、第三者に対してその財産を引き渡した場合、その財産の所有者、合法的な占有者によって返還を要求される場合には、本法典の別の規定がある場合を除き、第三者は、その財産を返還する義務を有する。その財産が金銭で返還された又は賠償された場合、第三者は、その物を自分に引き渡した人に対して、損害を賠償するように要求する権利を有する。

第603条 支払義務

所有者、合法的な占有者、被害者は、財産が返還された際に、法的根拠なく財産を善意で占有又は使用している人及びその財産から利益を収めた人が支出したその財産の保管、価値増加のための必要な費用を、支払わなければならない。

第XXI章

違法行為による損害の賠償責任

第1節

総則

第604条 損害の賠償責任の発生根拠

1. 故意的な過失又は故意がない過失によって他人の生命、健康・名誉・人格・威信、財産の合法的権利・利益を侵犯し、また法人又は他の主体の名誉、威信、財産を侵犯して損害を与えた人は、賠償しなければならない。

2. 法律に過失がない場合でも損害を起こした人は賠償しなければならないと規定されている場合、その規定を適用する。

第605条 損害賠償の原則

1. 損害は、遅滞なく全部が賠償されなければならない。法律の他の規定がある場合を除き、賠償額、金銭・現物・仕事を行うによる賠償方法、1回ないし数回の賠償方式について合意することができる。

2. 故意がない過失によって自己の当面及び長期の経済力より大きい損害を起こした場合、損害を起こした人の賠償額を減額することができる。

3. 賠償額が実際に合致しなくなる場合、被害者又は損害を起こした人は、裁判所又は権限のある国家機関に対して賠償額を変更するように要求する権利を有する。

第606条 損害賠償に対する個人の責任負担能力

1. 18歳以上の人が損害を起こした場合、その人は自ら賠償しなければならない。

2. 15歳未満の未成年者が損害を起こし、その父母が生きている場合、父母が、損害の全部を賠償しなければならない。父母の財産が賠償に足りない場合、損害を起こした未成年者の子が自己の財産を持つときは、本法典第621条に規定される場合を除き、その財産で不足分を賠償する。

満15歳から18歳未満までの人が損害を起こしたときは、自己の財産で賠償しなければならない。所有する財産が賠償に足りない場合、父母は不足分を自己の財産で賠償しなければならない。

3. 未成年者、民事行為能力喪失者が損害を起こしたときで、後見人がある場合、後見人は被後見人の財産を使って賠償することができる。もし被後見人に財産がない又は財産が賠償に足りないときは、後見人は、自己の財産をもって賠償しなければならない。後見人は、後見において自己に過失がないことを証明できたときは、自己の財産をもって賠償しなくてもよい。

第607条 損害賠償要求の提訴時効

損害賠償要求の提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利・利益が侵害された日から2年とする。

第2節

損害の確定

第608条 財産の侵犯による損害

財産が侵犯された場合、賠償される損害は下記の通りの内容を含む。

- 財産が失われた。
- 財産が破壊され、破損された
- 財産の使用・開発に結び付いた利益。
- 損害の阻止・制限・克服のための合理的な費用。

第609条 健康の侵犯による損害

1. 健康の侵犯による損害は、以下の通りである。

- 被害者が失われ、衰えた健康や機能を治療し、改善し、回復するためにかかる合理的な費用
- 被害者の失われた又は減少した実際上の収入。被害者の実際上の収入が不安定で、確定できない場合、同類の労働の平均収入を適用する。
- 治療期間中に被害者を看護する人のための合理的費用及び失われた実際上の収入分。被害者が労働能力を失い、常時看護する人が必要である場合、損害は、被害者のための合理的な看護代を含む。

2. 他人の健康を侵犯した人は本条第1項の規定に従った損害、その他人が被る精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の30か月分を越えることはできない。

第610条 生命の侵犯による損害

1. 生命の侵犯による損害は、以下の通りである。
 - a. 死亡する前に、被害者を治療し、健康を改善し、世話するためにかかる合理的な費用
 - b. 埋葬のための合理的な費用
 - c. 被害者が扶養義務を有する人に対する給養金
2. 他人の生命を侵害した人は本条第1項の規定に従った損害、相続順位が最も高い被害者の近親者に対して精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。これらの人がいない場合、被害者が直接に扶養していた人、被害者を直接に扶養していた人がこの金額を享受することができる。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の60か月分を越えることはできない。

第611条 名誉・人格・威信の侵犯による損害

1. 個人の名誉・人格・威信の侵犯による損害、法人又は他の主体の名誉・威信の侵犯による損害は、以下の通りである。
 - a. 損害の制限、克服のためにかかる合理的な費用
 - b. 失われた、又は減少した実際上の収入
2. 他人の名誉・人格・威信を侵害した人は本条第1項の規定に従った損害、その他人が被る精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の10か月分を越えることはできない。

第612条 生命・健康の侵犯による損害賠償の受領期間

1. 被害者が完全に労働能力を失った場合、被害者は、死亡する時まで、損害賠償を受領する。
2. 被害者が死亡した場合、その被害者が存命中に扶養義務を有する人は、以下の期間において給養金を受領される。
 - a) 死亡の子である未成年者又は死亡の子が胎児であって出生後生存している場合は、満18歳となるまで給養金を受領することができる。ただし、満15歳から未満18歳までの人が就職し、自活するための十分な収入がある場合を除く。
 - b) 成年者となっても労働能力のない人は、死亡する時まで給養金を受領される。

第3節

いくつかの具体的な場合における損害の賠償

第613条 正当防衛の限度を超えた場合における損害の賠償

1. 正当防衛の場合に損害を生じさせた人は、被害者に対して賠償しなくてもよい。
2. 正当防衛の限度を超えたことにより損害を生じさせた人は、被害者に賠償しなければならない。

第614条 緊急事態の要求を超えた場合における損害の賠償

1. 緊急事態において損害を生じさせた人は、被害者に対して賠償しなくてもよい。
2. 損害が、緊急事態の要求を超えた場合において生じた場合、損害を起こした人は、緊急事態の要求を超えたことによる損害分を被害者に賠償しなければならない。
3. 損害を生じさせる緊急事態を起こした人は、被害者に賠償しなければならない。

第615条 刺激物を用いた人が起こした損害の賠償

1. 飲酒、その他の刺激物を用いて、自己の行為を認識、制御する能力を失う状態に陥り、他人に損害を与えた人は、賠償しなければならない。
2. 酒又は他の刺激物を故意に用いて、他人を自己の行為を認識、制御する能力を失う状態に陥らしめ、損害を生じさせた人は、被害者に賠償しなければならない。

第616条 複数の人が共に起こした損害の賠償

複数の人が共に損害を生じさせた場合、それらの人は連帯して被害者に賠償しなければならない。共に損害を起こした各自の賠償責任は、各自の過失の程度によって確定される。過失の程度が確定されない場合、それらの人は、平等の割合で損害を賠償しなければならない。

第617条 被害者が過失を起こした場合における損害の賠償

被害者も損害を起こした場合、損害を与えた人は、自己の過失の程度に相当した損害分だけを賠償する。被害者の完全な過失により損害を与えられた場合、損害を起こした人は、賠償しなくてもよい。

第618条 法人の構成員が起こした損害の賠償

法人は、法人が与えた任務を行うにあたり自己の構成員が起こした損害を賠償しなければならない。法人が生じた損害を賠償したときは、損害を起こした構成員に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する権利を有する。

第619条 幹部、公務員が起こした損害の賠償

幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員が公務を行うにあたり起こした損害を賠償しなければならない。国家の公務員と官僚が公務を行うにあたり過失を起こしたときは、幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する責任を負う。

第620条 訴訟機関における権限のある人が起こした損害の賠償

訴訟機関は、自己の機関における権限のある人が訴訟遂行過程における任務を履行中に、起こした損害を賠償しなければならない。権限のある人が任務の履行にあたり過失があるときは、訴訟機関は損害を起こした権限のある人に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する責任を負う。

第621条 学校・病院・他の組織の管理の下における15歳未満の人及び民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償

1. 学校で就学中の15歳未満の人が起こした損害については、学校が発生した損害を賠償しなければならない。
2. 病院、その他の団体の直接管理中の民事能力行為喪失者が起こした損害については、病院、その他の団体が発生した損害を賠償しなければならない。
3. 本条第1,2項の場合において、学校・病院、その他の団体が自らの管理における過失がないことを証明することができた場合、15歳未満の人及び民事能力行為喪失者の親、後見人が賠償しなければならない。

第622条 使用者、見習者が起こした損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、被用者、見習者が引き渡された仕事を行うにあたり起こした損害を賠償しなければならない。また、損害を与えたことに過失のある被用者、見習者に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する権利を有する。

第623条 高度危険源が起こした損害の賠償

1. 高度危険源とは、機械化された交通輸送手段・送電システム・稼働している製造工場、武器、爆発物、可燃物、毒物、放射物、猛獣及び法律で決められるその他の高度危険源を含む。高度危険源の所有者は、法律の規定に従って、高度危険源の保管・保持・運送・使用に関する規則を遵守しなければならない。
2. 高度危険源の所有者は、高度危険源によって生じた損害を賠償しなければならない。その所有者が他人に対してその高度危険源を占有・使用させていた場合、他の合意がある場合を除き、それらの人が、損害を賠償しなければならない。
3. 高度危険源の所有者、所有者から高度危険源を占有・使用させてもらっている人は、過失を起こしていなくても生じた損害を賠償

償しなければならない、ただし、以下の場合を除く。

- a) 被害者の故意的な過失によって生じた損害
- b) 法律の他の規定がある場合を除き、不可抗力又は緊急状態において生じた損害

4. 高度危険源が違法に占有され、使用されている場合、その高度危険源を違法に占有し、使用している人は、損害を賠償しなければならない。

高度危険源の所有者、所有者から高度危険源を占有・使用させてもらっている人も、高度危険源が違法に占有され、使用されることにおいて過失を起こした場合、損害を連帯して賠償しなければならない。

第 624 条 環境汚染によって生じた損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、環境を汚染し、損害を起こしたときは、環境を汚染した者に過失がなくても、法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。

第 625 条 家畜が起こした損害賠償

1. 家畜の所有者は、その家畜が起こした損害を賠償しなければならない。家畜が被害者に損害を与えたことについて被害者に完全な過失がある場合、所有者は、賠償しなくてもよい。

2. 家畜が他人に損害を与えたことについて第三者が完全な過失がある場合、その第三者は、損害を賠償しなければならない。第三者と所有者がともに過失がある場合には、損害を連帯して賠償しなければならない。

3. 違法に占有された家畜が損害を起こした場合、違法な占有者は、損害を賠償しなければならない。

4. 慣習によって放牧されている家畜が損害を起こした場合、その家畜の所有者は、慣習に基づいて賠償しなければならない。ただし、法律、社会道徳に反してはならない。

第 626 条 樹木によって生じた損害の賠償

樹木の所有者は、その樹木が倒れ、折れたことによって生じた損害を賠償しなければならない。被害者の完全な過失又は不可抗力によって生じた損害は除かれる。

第 627 条 建物、その他の建築物によって生じた損害の賠償

建物、その他の建築物の所有者又はその所有者からそれら进行管理・使用させてもらっている人が、その建物、他の建築物が倒れ、破損し、崩れて他人に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。被害者の完全な過失又は不可抗力によって生じた損害は除かれる。

第 628 条 死体の侵犯による損害の賠償

1. 死体を侵犯した個人、法人及び他の主体は、損害を賠償しなければならない。

2. 死体の侵犯による損害は、損害を制限・克服するための合理的な経費を含む。

3. 死体を侵犯した人は本条第 2 項の規定に従った一定金額の損害を賠償し、相続順位が最も高い被害者の近親者に対して精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。これらの人たちがいない場合、亡くなった者を直接に扶養していた人がこの金額を享受することができる。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の 30 か月分を越えることはできない。

第 629 条 墓の侵犯による損害の賠償

他人の墓に損害を与えた個人、法人及び他の主体は、損害を賠償しなければならない。墓の侵犯による損害は、損害を制限・克服するための合理的な経費を含む。

第 630 条 消費者の権利の侵犯によって生じた損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、生産・経営をするとき、商品の品質を担保しないことによって消費者に損失を与えた場合、賠償しな

ければならない。

第 4 編 相続

第 XXII 章 総則

第 631 条 個人の相続権

個人は自己の財産の処分のために遺言を作成し、法律に基づいて相続人に自己の財産を残し、遺言又は法律に基づいて遺産を享受する権利を有する。

第 632 条 個人の相続に対する平等権

すべての個人は、自己の財産を他人に残す権利、遺言又は法律に基づいて遺産を享受する権利に関して平等である。

第 633 条 相続開始の時点・場所

1. 相続開始の時点は、財産を有する人が死亡した時点である。裁判所が人の死亡宣告をした場合、相続開始の時点は、本法典第 81 条第 2 項で確定される日である。

2. 相続開始の場所は、遺産を残した人の最後の居所である。最後の居所が確定されない場合、相続開始の場所は、遺産の全部又は大部分がある場所である。

第 634 条 遺産

遺産は、死亡者の固有の財産、他人との共有財産のうち死亡者の財産持分を含む。

第 635 条 相続人

個人である相続人は、相続開始時点において生存している人又は遺産を残した人が死亡する前に胎児となって相続開始時点の後に出生し生存している人でなければならない。遺言に基づく相続人が機関、組織である場合、相続開始時点において存在している機関、組織でなければならない。

第 636 条 相続人の権利と義務の発生時点

相続開始時点から、相続人は死亡者が残した財産に対する権利、義務を有する。

第 637 条 死亡者の残した財産に対する義務の履行

1. 他の合意がある場合を除き、相続人は、死亡者の残した財産に対する義務を履行する責任を負う。

2. 遺産が分割されていない場合、死亡者の残した財産に対する義務は、遺産管理者によって、各相続人との合意に基づいて履行される。

3. 他の合意がある場合を除き、遺産が分割された場合、各相続人は、死亡者の残した財産に対する義務については、自己が受け取った財産持分に応じてこれを超えないように履行する。

4. 国家、機関、組織が遺言に基づいて遺産を享受する場合、死亡者の残した財産に対する義務は、個人の相続人と同じように履行する。

第 638 条 遺産管理者

1. 遺産管理者は、遺言のなかに指定された人又は各相続人との合意により選定された人である。

2. 遺言で遺産管理者を指定せず、各相続人がまだ遺産管理者を選定できない場合、遺産を占有し、使用し、管理している人は、各相続人が遺産管理者を選定できるまで、その遺産を引き続き管理する。

3. 相続人がまだ確定されず、遺産管理者がまだいない場合、その遺産は権限のある国家機関によって管理される。

第 639 条 遺産管理者の義務

1. 本法典第 638 条第 1,3 項で規定される遺産管理者には、以下の義務がある。

- a) 遺産のリストを作成する。法律の他の規定がある場合を除き、死亡者の遺産に属し、他人に占有されている財産を回収する。
- b) 遺産を保管する。文書による各相続人の同意を得なければ、財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定その他の方法による財産の処分をすることができない。
- c) 各相続人に遺産について通知する。
- d) 自己の義務に違反して損害を起す場合、損害を賠償しなければならない。
- dd) 相続人の要求に従って遺産を引き渡す。

2. 本法典第 638 条第 2 項で規定される遺産の占有者、使用者、管理者には、以下の義務がある。

- a) 遺産を保管する。財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定その他の方法による財産の処分をすることはできない。
- b) 各相続人に遺産について通知する。
- c) 自己の義務に違反して損害を起す場合、損害を賠償しなければならない。
- d) 遺産を残した人との契約による合意又は相続人の要求に従って遺産を引き渡す。

第 640 条 遺産管理者の権利

1. 本法典第 638 条第 1,3 項で規定される遺産管理者は、以下の権利を有する。

- a) 相続財産に関連する第三者との関係において相続人を代理する。
 - b) 各相続人との合意により報酬を得る。
2. 本法典第 638 条第 2 項で規定される遺産の占有者、使用者、管理者は以下の権利を有する。
- a) 遺産を残した人との契約による合意又は相続人の同意に基づき、遺産を引き続き使用することができる。
 - b) 各相続人との合意により報酬を得る。

第 641 条 同時点に死亡した互いの財産の相続権を有する複数の人の相続

互いの財産の相続権を有する複数の人が、同時点で共に死亡したか、いずれの人が先に死亡したか確定できないことにより同時点に死亡したと見なされる場合（以下、「同時点で共に死亡した」という。）、それらの人は、互いの財産を相続することができない。各自の遺産は、その人の相続人によって受け取られる。ただし、本法典の 677 条の規定に基づく代襲相続の場合を除く。

第 642 条 遺産受領の拒否

1. 相続人は、遺産の受領を拒否する権利を有する。ただし、その拒否が他人に対する自己の財産に関する義務の履行を逃れる目的である場合を除く。
2. 遺産受領の拒否は、文書によらなければならない。遺産の受領を拒否する人は、他の各相続人、遺産分割の任務を引き受ける人、公証機関、又は相続開始の場所における村・街区・町の人民委員会にその財産受領の拒否を通知しなければならない。
3. 拒否期間は、相続開始の日から 6 か月以内である。相続開始の日から 6 か月が過ぎても遺産受領の拒否がないときは、相続を受けることに同意したと見なされる。

第 643 条 遺産を享受する権利のない人

1. 以下の人は、遺産を享受する権利がない。
 - a) 遺産を残した人の生命・健康を故意に侵犯する行為又は著しく苛め、虐待し、その人の名誉、人格を著しく侵犯する行為に関して有罪となった人
 - b) 遺産を残した人に対する扶養義務を著しく侵犯した人。
 - c) 他の相続人が享受する権利のある遺産の一部又は全部を得る目的で、他の相続人の生命を故意に侵犯した行為に関して有罪となった人
 - d) 遺言の作成において、遺産を残した人に対して詐欺を行い、強

迫し、又は妨害する行為をした人。遺産を残した人の意思に反して遺産の一部又は全部を得る目的で、遺言を偽造し、遺言を変造し、遺言を破損した人。

2. 遺産を残した人が、それらの人の行為を知っているが、遺言に従って遺産を受け取らせるときは、本条第 1 項に規定する人は、遺産を受け取ることができる。

第 644 条 相続人がなく国家に属する遺産

遺言、法律に基づいて相続人がいない場合、又は相続人がいるが、遺産を享受する権利がないか、遺産の受領を拒否する場合、財産に関する義務を履行した後に残った相続人のいない遺産は国家に属する。

第 645 条 相続権に関する提訴の時効

相続人が遺産分割、自己の相続権の確認又は他人の相続権取消しの請求に関する提訴の時効は、相続開始の時点から 10 年である。相続人に対して、死亡した人が残した財産に関する義務の履行求に関する提訴の時効は、相続開始の時点から 3 年である。

第 XXIII 章 遺言による相続

第 646 条 遺言

遺言は、死亡後、他人に自己の財産を移転することを目的とする個人の意思を表わすものである。

第 647 条 遺言者

1. 成年者は遺言をする権利を有する。その人が精神病又は他の病気に罹患して、自己の行為を認識し、制御することができない場合を除く。
2. 満 15 歳から 18 未満の人は、父、母又は後見人の同意を得たときは、遺言をすることができる。

第 648 条 遺言者の権利

- 遺言者は、以下の権利を有する。
1. 相続人を指名する。相続人の遺産を享受する権利を排除する。
 2. 各相続人に対する遺産の分け前を決める。
 3. 遺贈、祭祀のために遺産の一部を保存する。
 4. 相続人に義務を引き受けさせる。
 5. 遺言を保管する人、遺産管理者、遺産を分割する者を指名する。

第 649 条 遺言の要式

遺言は文書によらなければならない。文書によって遺言することができないならば、口頭で遺言することができる。少数民族に属する人は、民族の文字又は言葉によって遺言することができる。

第 650 条文書による遺言

- 文書による遺言は、以下の種類を含む。
1. 証人のない文書による遺言。
 2. 証人のある文書による遺言。
 3. 公証される文書による遺言。
 4. 確証される文書による遺言。

第 651 条 口頭による遺言

1. ある人が、病気又は他の要因により死亡の危急に迫っており、文書による遺言をすることができない場合、口頭による遺言をすることができる。
2. 口頭による遺言をした時点から 3 か月の後、遺言者が存命で意識がはっきりする場合、口頭による遺言は当然取り消される。

第 652 条 合法的な遺言

1. 合法的な遺言は、以下の条件を満たすものである
 - a) 遺言者は、遺言をするとき、意識がはっきりしていて、記憶が

あり、詐欺、強迫、強制を受けていない。

b)遺言の内容が法律、社会道徳に反しない。遺言の要式が法律の規定に反しない。

2.満 15 歳から万 18 歳未満の人の遺言は、文書によって作成され、父、母又は後見人の同意を得たものでなければならない。

3.身体障害者又は識字できない人の遺言は証人によって文書で作成され、公証又は確証されなければならない。

4.公証、確証のない遺言は本条第 1 項に規定される全ての条件を備える場合に限り、合法的と見なされる。

5.口頭で遺言をする人は少なくとも 2 人の証人の前で自分の最後の意思を表明し、その後、直ちに、証人が筆記して、その文書に共に署名するか、又は指紋を押したときは、その口頭による遺言は、合法的なものとして見なされる。遺言は口頭で遺言をする人が最後の意思を表明した日から 5 日以内に公証又は確証されなければならない。

第 653 条 文書による遺言の内容

1.遺言には、以下のことが明記されなければならない。

a)遺言をした年月日

b)遺言者の氏名と住所

c)遺産を受領する個人の氏名、機関、組織の名称又は個人、機関、組織が遺産を享受できる条件を明確に確定する。

d)残した遺産と遺産の存在場所

dd)義務履行者の氏名、その義務の内容

第 654 条 遺言の証人

以下の場合を除き、何人も遺言の証人となることができる。

1.遺言者の遺言又は法律による相続人

2.遺言の内容に関連する財産の権利、義務を有する人

3.満 18 歳未満の人、民事行為能力喪失者

第 655 条 証人のいない文書による遺言

遺言者は、自分で遺言書を書いて、その遺言書に署名をする。

証人のいない文書による遺言は、本法典第 653 条の規定を遵守しなければならない。

第 656 条 証人のいる文書による遺言

遺言者が自分で遺言書を書くことができない場合、他人に書くことを依頼することができるが、少なくとも 2 人の証人がなければならない。遺言者は、証人の前で遺言書に署名し、又は指紋を幼ければならない。証人は、遺言者の署名又は指紋を確認し、その遺言書に署名する。

遺言をするにあたっては、本法典第 653 条と第 654 条の規定を遵守しなければならない。

第 657 条 公証又は確証のある遺言

遺言者は、遺言書の公証、又は確証を要求することができる。

第 658 条 公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成の手続

公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成は、以下の手続を遵守しなければならない。

1.遺言者は、公証人又は村・街区・町の人民委員会の確証権限者の前で、自分の遺言の内容を宣言する。公証人又は確証権限者は、遺言者が宣言した遺言の内容を書き取らなければならない。遺言書が、正確に書き取られ、自分の意思が表現されたことを確認した後、遺言者は、その遺言書に署名し又は指紋を押す。公証人又は村・街区・町の人民委員会の確証権限者は、遺言書に署名する。

2.遺言者が遺言書を読めない、又は聞けない、署名できない、指紋を押すことができない場合、証人を依頼し、その証人は、公証人又は村・街区・町の人民委員会の確証権限者の前で、確認署名をしなければならない。公証人又は村・街区・町の人民委員会の確証権限者は、遺言者と証人の前で遺言書を確認する。

第 659 条 遺言を公証し、確証することのできない人

公証人又は村・街区・町の人民委員会の確証権限者が以下の人であるときは、遺言を公証し、確証することはできない。

1.遺言者の遺言又は法律に基づく相続人

2.遺言又は法律に基づく相続人である父、母、妻又は夫、子がいる人

3.遺言の内容に関連する財産の権利、義務を有する人

第 660 条 公証され、確証された遺言と同一の価値を有する文書による遺言

公証され、確証された遺言と同一の価値を有する文書による遺言は、以下の通りである。

1.公証又は確証を要求することができない場合に、大隊以上の指導者に確認される在軍隊の軍人の遺言

2.輸送手段の指導者に確認される船、飛行機に乗っている人の遺言

3.病院、施設の指導者に確認される病院・治療施設、他の休養施設で治療している人の遺言

4.担当者に確認される山岳地帯・島において考察、探査、研究をしている人の遺言

5.その国のベトナムの外交代表者である領事機関に確認される、外国滞在中のベトナム人の遺言

6.その施設の担当者に確認される、臨時的に拘留されている人、監獄にいる人、教育施設・治療施設において行政処罰を受けている人の遺言

第 661 条 公証人によって遺言者の居所で作成される遺言

1.遺言者は、公証人に自分の居所に来て遺言を作成するよう要求することができる。

2.遺言者の居所で作成する手続は、本法典第 658 条の規定に従って公証機関における手続と同じように行われる。

第 662 条 遺言の変更、追加、代替、取消し

1.遺言者は、いつでも遺言を変更し、追加し、代替し、取り消すことができる。

2.遺言者が遺言を追加する場合、作成した遺言と追加した部分は、同等の法的効力を有する。作成した遺言の一部と追加した部分が矛盾するときは、追加した部分のみ、法的効力を有する。

3.遺言者が遺言を新遺言に代替する場合、前の遺言は、取り消される。

第 663 条 夫婦の共同遺言

夫婦は、共有財産の処分のために共同遺言をすることができる。

第 664 条 夫婦の共同遺言の変更、追加、代替、取消し

1.夫婦は、いつでも、共同遺言を変更し、追加し、代替し、取り消すことができる。

2.妻又は夫のいずれかが共同遺言を変更し、追加し、代替し、取り消したいときは、相手の同意を得なければならない。妻又は夫のいずれかが死亡したときは、存命中の人は、自己の財産分に関連する遺言のみを変更し、追加することができる。

第 665 条 遺言の寄託

1.遺言者は、公証機関に遺言を保持するか、他人に遺言を寄託するように要求することができる。

2.公証機関が遺言を保持する場合、公証に関する法律の規定に従って保管し、保持しなければならない。

3.遺言を預かる個人には、以下の義務がある。

a)遺言の内容の秘密を保持する。

b)遺言を保持し、保管する。遺言が紛失し、破損した場合、遺言者に直ちに通知しなければならない。

c)遺言者が死亡した時、遺言を相続人又は遺言を公表する権限者に引き渡さなければならない。遺言の引渡しは、文書が作成され、2 人の証人の前で、引渡人と受取人に署名される。

第 666 条 紛失し、破損した遺言

1. 相続開始の時点以降、遺言書が紛失し、破損して、遺言者の意思が十分に表現することができず、遺言者の本当の念願を証明する証拠がない場合、遺言がないと見なされ、法律に基づく相続に関する規定を適用する。
2. 遺産がまだ分割されないうちに遺言を見つけた場合、遺産は、その遺言に基づいて分割される。

第 667 条 遺言の法的効力

1. 遺言は、相続開始の時点から法的効力を有する。
2. 遺言は、以下の場合において、全部か一部の法的効力を有しない。
 - a) 遺言相続人が遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した
 - b) 複数の遺言相続人の一人が遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した場合又は遺言相続人であると指定される複数の機関、組織の一方所が相続開始の時点において存在しない場合、遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した人、その存在しない当該機関、組織に関連する遺言の分は、法的効力を有しない。
3. 相続人に残された遺産が相続開始の時点において存在しない場合、遺言は法的効力を有しない。相続人に残された遺産の一部だけが存在する場合、残った遺産に関する遺言の分は法的効力を有する。
4. 遺言に違法の部分があるが、残りの部分に影響を与えない場合、その違法の部分のみが法的効力を有しない。
5. 1人の人が、1つの財産に対して多くの遺言を残した場合、最後の遺言のみが法的効力を有する。

第 668 条 夫婦の共同遺言の法的効力

夫婦の共同遺言は、最後の人が死亡した時点又は夫婦が同時死亡した時点から、法的効力を有する。

第 669 条 遺言の内容にかかわらず相続人

- 遺産が法律に基づいて分割されると、遺言者から遺産を享受させてもらえない又は法定相続人の一人分の3分の2より少ない遺産の分しか享受することができない場合、以下の人は、法定相続人の一人分の3分の2と同等の遺産の分を享受することができる。ただし、本法典第 642 条の規定に従って遺産受領を拒否した人、又は第 643 条第 1 項の規定に従って遺産を享受する権利を有しない人である場合を除く。
1. 未成年の子、父、母、妻、夫
 2. 成年者となっているが、労働能力がない子

第 670 条 祭祀に用いられる遺産

1. 遺言者が遺産の一部を祭祀用に残した場合、その遺産の分は相続の対象にならず、遺言によって指名された人に引き渡され、祭祀のために管理される。指名された人が遺言に記載したように、又は各相続人の合意に基づいて行使しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産を祭祀のために管理するように他人に引き渡す権利を有する。遺言者が祭祀用の遺産管理者を指名しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産管理者を指名する。すべての遺言相続人が死亡した場合、祭祀用の遺産は、法定相続人の中におけるその遺産を合法的に管理している人に属する。
2. 死亡者の全財産がその人の財産義務を精算するのに十分ではない場合、祭祀用の遺産を残すことができない。

第 671 条 遺贈

1. 遺贈とは、他人に贈与するために、遺言者が遺産の一部を残すことである。遺贈は遺言に明確に記載されなければならない。
2. 遺贈される人は、遺贈される遺産の分に対する財産義務を履行しなくてもよい。遺贈される人の全財産が遺言者の財産義務を精算するのに不足している場合、遺贈用の遺産はその人の残りの義務履行に用いられる。

第 672 条 遺言の公表

1. 遺言が公証機関に保持される場合、公証人が遺言を公表する人となる。
2. 遺言者が遺言の公表者を指名した場合、この人は、遺言を公表する義務を有する。遺言者が遺言の公表者を指名しない又は指名したが指名された人が遺言の公表を拒否する場合、残りの各相続人は、合意により遺言公表者を選定する。
3. 相続が開始した後、遺言の公表者は、遺言を複写して、遺言の内容に関連するすべての人に送付しなければならない。
4. 遺言の写しを受け取った人は、遺言の原本との対照を要求する権利を有する。
5. 遺言が外国語で作成される場合、その遺言はベトナム語に翻訳され、公証を得なければならない。

第 673 条 遺言の内容の解釈

遺言の内容が明確でなく異なる解釈が出てきた場合、遺言公表者と各相続人は共に死亡者の生前の実際の念願に基づいて、死亡者と遺言相続人との関係を配慮して遺言の内容を解釈する。それらの人が、遺言の内容の解釈に賛成しないとき、遺言がないと見なされ、遺産の分割は法律による相続の規定に従って適用される。遺言の内容の一部が解釈できないが、遺言の残りの分に影響を与えないときは、理解できない分だけが無効となる。

第 XXIV 章 法律による相続

第 674 条 法律による相続

法律による相続は、法律で規定される相続の順位、条件と相続の順番に基づく相続のことである。

第 675 条 法律による相続のいくつかの場合

1. 法律による相続は、以下の場合において適用される。
 - a) 遺言がない。
 - b) 遺言が不適法なものである。
 - c) 遺言による相続人が全員遺言者より前に死亡した又は遺言者と同じ時点で死亡した。遺言による相続人である機関、組織が相続開始の時点において存在しない。
 - d) 遺言による相続人と指名された人が遺産を享受する権利を有しない又は遺産を受領する権利を拒否した。
2. 法律による相続は、以下の遺産の分に対しても適用される。
 - a) 遺言において処分されない遺産の分
 - b) 遺言の無効な部分に関連する遺産の分
 - c) 遺産を享受する権利を有しない、又は遺産を受領する権利を拒否し、遺言者より前又は同じ時点で死亡した遺言による相続人に関連する遺産の分。相続開始の時点において存在しない、遺言による相続人である機関、組織に関連する遺産の分。

第 676 条 法律による相続人

1. 法律による相続人は、以下の順位に従って規定される。
 - a) 相続の第一順位には、死亡者の配偶者、実父、実母、養父、養母、実子、養子を含む。
 - b) 相続の第二順位には、死亡者の父方の祖父母、母方の祖父母、実の兄弟姉妹、父方の祖父母、母方の祖父母である死亡者の実孫を含む。
 - c) 相続の第三順位には、死亡者の曾祖父母、死亡者の伯父・伯母、叔父・叔母、伯父・伯母、叔父・叔母である死亡者の甥・姪、曾祖父母である死亡者の実曾孫を含む。
2. 同じ相続順位にある相続人は、同等の遺産を取得する。
3. 死亡したか、遺産を享受する権利を有しないか、相続権が取り消されたか、遺産を受領する権利を拒否したかの理由で先相続順位の人がいなくても、次相続順位の人、相続遺産を享受することができる。

第 677 条 代襲相続

被相続人の子が、被相続人より先に死亡した又は同時死亡したとき、被相続人の孫は、自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の分を享受することができる。その被相続人の孫が、被相続人より先に死亡した又は同時死亡したとき、曾孫は、自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の分を享受することができる。

第 678 条 養子と養父、養母と実父母との相続関係

養子と養父、養母は、互いの財産を相続することができ、また本法典第 676 条、第 687 条の規定に従って遺産を相続することもできる。

第 679 条 継子と継父、継母との相続関係

継子と継父、継母は、親子のように面倒をみて、扶養している関係であるときは、互いの財産を相続することができ、また本法典第 679 条、第 680 条の規定に従って遺産を相続することができる。

第 680 条 妻、夫が共有財産を既に分割した、離婚申請中である、別の人と結婚している場合における相続

- 1.結婚している間に妻、夫が共有財産を既に分割した場合であっても、その後、一方が死亡した場合、存命している人は、遺産を相続することができる。
- 2.妻、夫が離婚申請中であるが未確定である又は離婚を認めた裁判所の判決、決定に法的効力が生じていない間に、一方が死亡したときは、存命している人は、遺産を相続することができる。
- 3.死亡した人の寡婦又は寡夫は、別の人と結婚しても遺産を相続することができる。

第 XXV 章
遺産の精算と分割

第 681 条 共同相続人との集合

- 1.相続開始が通知された、又は遺言が公表された後、共同相続人は、以下のことを協議するために、集合することができる。
 - a)被相続人が遺産管理人と遺産の分割人を指名しない場合、遺産の管理人と遺産の分割人を選定してそれらの人の権利と義務を確定する。
 - b)遺産の分割方法
- 2.共同相続人の全ての合意は、文書によらなければならない。

第 682 条 遺産分割人

- 1.遺産の分割人は、遺言の中で指名される又は共同相続人の合意によって選定される遺産の管理人と同一であっても良い。
- 2.遺産の分割人は、遺言通りに、又は法律による共同相続人との合意に基づいて遺産を分割しなければならない。
- 3.被相続人の遺言において許可された又は共同相続人との合意がある場合には、遺産の分割人は報酬を受け取ることができる。

第 683 条 精算優先順位

財産義務及び相続に関する費用は、以下の順位に従って精算される。

- 1.慣習に従って死亡者の埋葬にかかる合理的な費用
- 2.未払の扶養料
- 3.死亡者に依存している人に対する補助金
- 4.労賃
- 5.損害賠償金
- 6.税金、国家に対する他の負債
- 7.罰金
- 8.個人、法人又は他の主体に対する他の負債
- 9.遺産管理にかかる費用
- 10.その他の費用

第 684 条 遺言による遺産の分割

- 1.遺産の分割は、遺言者の意思に基づいて行われる。遺言が相続

人ごとの相続分を明確に確定していないときは、他の合意がある場合を除き、遺産は、遺言に指名される人々に均等に分割される。

- 2.遺言が現物による遺産の分割を確定している場合、相続人は、現物とその現物から収益した天然果実と法定果実を受け取るものとし、現物が遺産分割の時点まで価値が減少していてもその現物を引き受けなければならない。他人の過失によって現物が消滅した場合、相続人は、損害賠償を要求する権利を有する。
- 3.遺言が財産の総価値に対する比率で遺産の分割のみを確定している場合、この比率は、遺産の分割時点における遺産の残存価値に基づいて決められる。

第 685 条 法律による遺産の分割

- 1.遺産を分割するとき、同相続順位の相続人が胎児で未出生であっても、他の相続人の享受する分と同じ遺産の分を取っておかななければならない。その相続人が出生後も生きていれば、その遺産の分を享受する。出生前に死亡したならば、他の相続人が享受する。
- 2.相続人は、遺産を現物で分割する要求する権利を有する。現物で均等に分割できない場合、相続人は、現物を価格鑑定すること及び現物を受け取る人について合意することができる。合意できなければ、現物は売却され、分割される。

第 686 条 遺産分割の制限

遺言者の意思又は相続人の全ての合意により、遺産が一定期間の後に分割される場合、その期間が到来した後にのみ、遺産は分割される。遺産相続の分割請求で遺産分割が存命している妻又は夫及びその家族の生活に著しく影響を及ぼす場合、存命している側は裁判所に相続人の享受相続分の確定と一定期間において分割させないよう請求することができる。ただし、相続開始時点から 3 年を超えてはならない。裁判所の確定した期間が終了した又は存命している側が他の人と結婚したならば、他の相続人は裁判所に対して遺産を分割させるよう請求することができる。

第 687 条 新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割

- 1.遺産の分割後、新たに相続人が出現した場合、遺産の現物による再分割はしないが、遺産を受け取った相続人は、受け取った遺産分に相当する割合で清算の時点における新相続人の遺産分に相当する金額にて新相続人に対して清算を行わなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。
- 2.遺産の分割後相続権が取り消される相続人がいる場合、当該相続人は遺産を返還し、又は清算の時点に享受した本人の遺産分の価値に相当する金額を他の相続人に対して清算をしなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。

第 5 編
土地使用権の移転に関する規定

第 XXVI 章
総則

第 688 条 土地使用権取得の根拠

- 1.土地は国家所有形態に属し、政府によって統一的管理される。
- 2.個人・法人・世帯・その他の主体の土地使用権は、国家から土地が引き渡されるか、土地が賃貸されるか、あるいは土地使用権が公認されることによつて取得される。
- 3.個人・法人・世帯・その他の主体の土地使用権、本法典及び土地に関する法律の規定に従って他人に土地使用権を移転されることによつても取得される。

第 689 条 土地使用権移転の要式

- 1.土地使用権の移転は、本条第 3 項に規定する場合を除き、契約によつて実行される。

2. 土地所有権の移転の契約は、文書によらなければならない。法律の規定に従って、公証、確認されなければならない。
3. 土地所有権の相続は、本法典第733条から第735条までの規定に従って実行される。

第690条 土地所有権移転の価格

土地所有権移転の価格は当事者の合意又は法律の規定に基づく。

第691条 土地所有権移転の原則

1. 土地を使用する個人・法人・世帯・その他の主体であつて法律により土地所有権の移転を認められた者に限り、土地所有権移転の権利を有する。
2. 土地所有権を移転するとき、当事者は、土地所有権移転の契約の内容について合意する権利を有するが本法典及び土地に関する法律の規定に合致しなければならない。
3. 土地所有権の移転を受けた当事者は、土地所有権証明書に記載された目的と期間通りに土地を使用し、土地所有権移転の時点における地方の土地開発計画に合致しなければならない。

第692条 土地所有権移転の効力

土地所有権移転は、土地に関する法律の規定に従って土地所有権を登記した時点から有効になる。

第XXVII章 土地所有権の交換契約

第693条 土地所有権の交換契約

土地所有権の交換契約とは、当事者が合意により、本法典及び土地に関する法律に規定に従って当事者がお互いに土地を引き渡し、土地所有権を移転することである。

第694条 土地所有権の交換契約の主要内容

土地所有権の交換契約は、以下の主要内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界、及び土地の状態
4. 土地交換の時点
5. 土地を交換する当事者の土地所有期間。土地を交換される当事者の残りの土地所有期間。
6. 土地所有権の価値の差（ある場合）
7. 交換する土地に対する第三者の権利
8. 契約に違反したときの、各当事者の責任

第695条 土地所有権交換の各当事者の義務

土地所有権交換の各当事者には、以下の義務がある。

1. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態のとおりにお互いに土地を引き渡す。
2. 土地を目的、期間通りに使用する。
3. 交換された土地の面積に対する土地所有権交換の費用を負担し、本法典及び土地に関する法律の規定に従って土地所有者の義務を履行しなければならない。
4. 他の合意がある場合を除き、他の当事者の交換する土地所有権の価値がより高い場合には、その差額を精算する。

第696条 土地所有権交換の各当事者の権利

土地所有権交換の各当事者は、以下の権利を有する。

1. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態通りに土地を引き渡すように他の当事者に要求する。
2. 土地所有権に関する合法的なすべての書類を引き渡すように他の当事者に要求する。
3. 交換した土地に対する土地所有権証明書の発給を受ける。
4. 目的、期間通りに土地を使用することができる。

第XXVIII章 土地所有権の譲渡契約

第697条 土地所有権の譲渡契約

土地所有権の譲渡契約とは、本法典及び土地に関する法律に規定に従って各当事者が合意により、土地所有権の譲渡人が、譲受人に土地を引き渡し、土地所有権を移転し、譲受人が譲渡人に代金を支払うことである。

第698条 土地所有権の譲渡契約の内容

土地所有権の譲渡契約は、以下の内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界及び土地の状態
4. 譲渡する当事者の土地所有期間。譲り受けた当事者の残りの土地所有期間
5. 譲渡価格
6. 支払方法、期限
7. 譲渡する土地に対する第三者の権利
8. 土地所有権に関する他の情報
9. 契約に違反したときの各当事者の責任

第699条 土地所有権の譲渡人の義務

土地所有権の譲渡人には、以下の義務がある。

1. 合意された面積、土地のランク、種類、位置、土地、番号及び土地状態の通りに土地を譲受人に引き渡す。
2. 土地所有権に関する諸書類を譲受人に引き渡す。

第700条 土地所有権の譲渡人の権利

土地所有権の譲渡人は土地所有権譲渡の代金を受け取ることができる。土地所有権譲受人の支払が遅れる場合、本法典第305条の規定を適用する。

第701条 土地所有権の譲受人の義務

土地所有権の譲受人には、以下の義務がある。

1. 合意した期限及び支払方法通りに代金を不足なく支払う。
2. 土地に関する法律に規定に従って、土地所有権を登記する。
3. 譲渡した土地に対する第三者の権利を担保する。
4. 土地に関する法律の規定に従って他の義務を履行する。

第702条 土地所有権の譲受人の権利

土地所有権の譲受人は、以下の権利を有する。

1. 土地所有権に関する書類を自分に引き渡すように土地所有権の譲渡人に要求する。
2. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態通りに土地を引き渡すように土地所有権の譲渡人に要求する。
3. 譲渡された土地に対する土地所有権証明書の発給を受ける。
4. 目的、期間通りに使用することができる。

第XXIX章 土地所有権の賃貸借契約、転賃貸借契約

第1節

土地所有権の賃貸借契約

第703条 土地所有権の賃貸借契約

土地所有権の賃貸借契約とは、本法典及び土地に関する法律の規定に従って各当事者が合意により、賃貸人は賃借人が一定期間使用するために土地を引き渡し、賃借人は、土地を目的通りに使用し賃料を支払い、賃貸借の期間が満了した時に土地を返還することである。

第704条 土地所有権の賃貸借契約の内容

土地所有権の賃貸借契約は、以下の主要内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界、及び土地の状態
4. 賃貸借の期間
5. 賃貸借の価格
6. 支払方法、期限
7. 借地に対する第三者の権利
8. 契約に違反したことによる責任
9. 土地所有権の賃貸借契約の期間が満了した時の効果の解決

第705条 土地所有権の賃貸人の義務

土地所有権賃貸人には、以下の義務がある。

1. 土地所有権の賃貸を登記する。
2. 合意された面積、土地の位置、番号、ランク、土地の種類及び土地の状態通りに土地を土地所有権賃借人に引き渡す。
3. 引き渡された、借りられた期間内に土地所有権を賃貸する。
4. 土地所有権賃借人が土地を保護し、保持し、目的通りに使用することを検査し、注意する。
5. 他の合意がある場合を除き、土地使用税を納める。
6. 借地に対する第三者の権利を土地所有権賃借人に通知する

第706条 土地所有権の賃貸人の権利

土地所有権の賃貸人は、以下の権利を有する。

1. 土地所有権の賃借人に賃料を不足なく支払うよう要求する。
2. 土地所有権の賃借人が目的通りに土地を利用せず、土地を傷つけ、土地の使用価値を減じている場合にこれを直ちに終了するように要求する。土地所有権賃借人が違反行為を終了しない場合、賃貸人は一方的に契約履行を終了し、賃借人に対して借地を返還し、損害を賠償するように要求する権利を有する。
3. 賃貸借の期間が満了したとき、賃借人に土地を返還することを要求する。

第707条 土地所有権の賃借人の義務

土地所有権の賃借人には、以下の義務がある。

1. 土地を目的通りに、境界内で、期間通りに使用する。
2. 土地を傷つけ、土地の使用価値を減じてはならず、土地所有権の賃貸借契約における合意に基づき他の要求を実行しなければならない。
3. 合意した期限、場所及び支払方法通りに土地所有権賃料を不足なく支払う。土地の使用が利益を生まない場合でも他の合意がある場合を除き、賃貸人に対して賃料を十分に支払わなければならない。
4. 環境保護の規定を遵守しなければならない。近隣の土地所有者の合法的な権利と利益を侵害してはならない。
5. 土地所有権賃貸借の期間満了後、他の合意がある場合を除き、引き受けたときの原状と同様にして土地を返還しなければならない。

第708条 土地所有権の賃借人の権利

土地所有権の賃借人は、以下の権利を有する。

1. 合意された面積、土地の位置、番号、ランク、土地の種類及び土地の状態通りに土地を引き渡すよう賃貸人に要求する。
2. 合意された期間通りに、安定的に借地を使用することができる。
3. 土地使用からもたらされた天然果実、法定果実を享受できる。
4. 本法典第426条の規定に従い、一方的に契約履行を終了する。
5. 不可抗力によって天然果実、法定果実がなくなった又は減少した場合、土地所有権賃貸人に対して、賃料の減額又は免除を要求する。

第709条 土地所有権賃料の支払の遅滞

賃借人が合意した土地所有権賃料の支払を遅滞する場合、賃貸人

は期限を延期することができる。その期限が満了しても賃借人が義務を履行しない場合、賃貸人は一方的に賃貸借契約の履行を終了し、賃借人に土地を返すよう要求する権利を有する。賃貸人は、賃貸借期間内の賃料を、支払時点における遅滞支払期間に相当する国家銀行の決めた基本金利に基づく遅滞して支払った賃料に対する金利も含めて、不足なく支払うよう賃借人に要求する権利を有する。

第710条 土地の回収による損害賠償

1. 賃貸人又は賃借人が、土地使用者の義務を故意に違反し、国家に土地を回収されるに至った場合、違反した人は損害を受けた人に賠償しなければならない。
2. 土地所有権の賃貸借契約が効力をもっているが、国防、安全保障、国家利益、公共の利益及び経済発展の需要のために土地が国家に回収された場合、土地所有権の賃貸借契約は期限前に終了する。賃借人が賃料を前払いした場合、賃貸人は、土地の未使用期間に相当する残りの金額を賃借人に返還しなければならない。賃借人がまだ支払っていないときは、使用した期間に相当する金額だけを支払わなければならない。賃貸人は、法律の規定に従って土地の回収による損害賠償を国家から受け、賃借人は、その土地上の天然果実に関する損害賠償を受ける。

第711条 当事者の一方が死亡した場合の土地所有権の賃貸借の継続権

1. 個人である土地所有権賃貸人が死亡した場合、賃借人は、賃貸借の期間が満了する時まで引き続き土地所有権を賃借することができる。
2. 個人である土地所有権賃借人が死亡した場合、その人の世帯の構成員は、賃貸借の期間が満了する時まで引き続き土地所有権を賃借することができる。ただし、権限のある国家機関に報告しなければならない。

第712条 土地所有権の賃貸借期間中の土地所有権の譲渡

賃貸人は、賃貸借の期間が存続している場合であっても、権限ある機関が許可したときは、他人に土地所有権を譲渡する権利を有する。ただし、土地所有権の譲受人に対する義務を履行するために、賃借人に通知しなければならない。賃借人は、契約による土地所有権の賃貸借期間が満了するときまで引き続き土地所有権を賃借できる。

第713条 土地所有権の賃貸借契約の終了

1. 土地所有権の賃貸借契約は、以下の場合において終了する。
 - a) 賃貸借の期間が満了し、賃貸借期間の延長ができなかった場合
 - b) 各当事者の合意に従う
 - c) 国家が土地を回収した場合
 - d) 当事者のうちの一方が、合意又は法律の規定に基づいて契約の履行を一方的に終了したか、又は契約を解約した場合
 - dd) 個人である土地所有権の賃借人が死亡し、その世帯の他の構成員が1人もいない又はいても賃貸借の需要がない場合
2. 土地所有権の賃貸借契約が終了したとき、土地所有権の賃借人は、他の合意がある又は他に法律が規定する場合を除き、引き受けたときの原状と同様にして土地を回復しなければならない。土地に附着している財産は各当事者の合意によって解決される。

第2節

土地所有権の転賃貸借契約

第714条 土地所有権の転賃貸借契約

他に法律の規定がない場合、土地所有権の転賃貸借契約に対しても、本法典第703条から第713条までの規定が適用される。

土地所有権の抵当契約

第715条 土地所有権の抵当

土地所有権の抵当契約とは、各当事者の合意により、土地使用者（以下「**抵当権設定者**」という。）が相手当事者（以下「**抵当権者**」という。）に対する民事義務の履行を担保するために自己の土地所有権を用いることである。抵当権設定者は抵当期間内に土地を引き続き使用することができる。

第716条 土地所有権の抵当の範囲

1. 土地所有権の一部又は全部を抵当に入れることができる。
2. 土地使用者が土地所有権を抵当に入れるとき、合意がある場合に限って、土地に付着している抵当権設定者の家屋、他の建造物、植林、庭園、及びその他の財産を抵当財産に含むことができる。

第717条 土地所有権の抵当権設定者の義務

土地所有権の抵当権設定者には、以下の義務がある。

1. 土地所有権証書を抵当権者に引き渡す。
2. 抵当を登記し、抵当契約が終了するときに抵当の登記を抹消する手続をする。
3. 抵当に入れた土地は、目的通りに使用し、土地を傷つけ、又は使用価値を減じてはならない。
4. 契約の合意に従って、借りの金銭を期限、支払方法通りに精算しなければならない。

第718条 土地所有権の抵当権設定者の権利

土地所有権の抵当権設定者は、以下の権利を有する。

1. 抵当期間中土地を使用できる。
2. 合意した方法に従って、土地所有権を抵当に入れることによって金銭を借り入れることができる。
3. 天然果実、法定果実が抵当財産に属する場合を除き、収めた天然果実、法定果実を享受できる。
4. 抵当権者の同意が得られる場合、抵当に入れた土地所有権を交換、譲渡、賃貸、転貸借することができる。
5. 抵当義務を完了したとき、土地所有権証書の返還を受ける。

第719条 土地所有権の抵当権者の義務

土地所有権の抵当権者には以下の義務がある。

1. 抵当権設定者とともに抵当を登記する。
2. 土地所有権の抵当権設定者が抵当によって担保される義務の履行を完了したとき、土地所有権証書を返還する。

第720条 土地所有権の抵当権者の権利

土地所有権の抵当権者は、以下の権利を有する。

1. 土地所有権の抵当権設定者が土地を保護し、保持し、目的通りに使用することを検査し、注意する。
2. 抵当に入れた土地所有権を処分する場合、優先的に精算を受ける。

第721条 抵当に入れた土地所有権の処分

土地所有権の抵当によって担保される義務の履行期限になっても抵当権設定者が履行しない又は義務通りに履行しないときは、抵当に入れた土地所有権は合意に従って処分される。合意がない又は合意に従って処分ができない場合、抵当権者は裁判所に訴えを提起する権利がある。

第XXXI章

土地所有権の贈与契約

第722条 土地所有権の贈与契約

土地所有権の贈与契約とは本法典及び土地に関する法律の規定に従って、各当事者の合意によって、贈与者が受贈者に対して土地所有権を引き渡し、その見返りを要求せず、受贈者は受贈に同意するものである。

第723条 土地所有権の贈与契約の内容

土地所有権の贈与契約には、以下のような内容を含む。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 土地所有権贈与の理由
3. 各当事者の権利と義務
4. 土地の種類、ランク、面積、位置、番号、境界、土地の状況
5. 贈与者の土地所有権残存期限
6. 贈与される土地に対する第三者の権利
7. 契約を違反した時の各当事者の責任

第724条 土地所有権の贈与者の義務

土地所有権の贈与者は以下のような義務を有する

1. 合意したとおりの面積、土地のランク、種類、位置、番号、状況の土地の所有権を引き渡す。
2. 土地所有権の登記をするために受贈者に土地所有権に関する書類を引き渡す

第725条 土地所有権の受贈者の義務

土地所有権の受贈者は、以下の義務がある。

1. 土地に関する法律の規定に従って権限のある国家機関に土地所有権を登記する。
2. 受贈土地に対する第三者の権利を担保する。
3. 土地に関する法律の規定に従って、他の義務を履行する。

第726条 土地所有権の受贈者の権利

土地所有権の受贈者は、以下の権利を有する。

1. 契約で合意したとおりの面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号、状況の土地を贈与するよう、贈与者に要求できる。
2. 土地を目的、期間通りに使用できる。
3. 土地所有権証明書の発給を受ける。

第XXXII章

土地所有権の代価による出資契約

第727条 土地所有権の代価による出資契約

土地所有権の代価による出資契約とは、本法典及び土地に関する法律の規定に従って、各当事者が合意し、それに基づいて土地使用者（以下「**出資者**」という。）が、個人、法人、世帯、その他の主体と生産や経営を協力するために土地所有権の代価で自己の持分を出資することである。

第728条 土地所有権の代価による出資契約の内容

土地所有権の代価による出資契約は、以下のような内容を含む。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利、義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、境界、番号、土地の状況
4. 出資者の土地所有権残存期限
5. 出資期間
6. 出資する土地所有権の価値
7. 出資する土地に対する第三者の権利
8. 契約を違反した場合の各当事者の責任

第729条 土地所有権の代価による出資者の義務

土地所有権の代価による出資者は、以下の義務がある。

1. 契約で合意したとおりの面積、ランク、種類、位置、番号、状態の土地を引き渡す。
2. 土地に関する法律の規定に従って権限のある国家機関に土地所有権を登記する。

第730条 土地所有権の代価による出資者の権利

土地所有権の代価による出資者は、以下のような権利を持つ。

1. 土地所有権の代価による出資割合に従い利益を得る。

2. 他の合意又は法律の規定がある場合を除き、土地所有権の代価による出資分を譲渡、相続することができる。
3. 合意により又は出資期間が満了する場合、出資した土地所有権を取り戻す事ができる。
4. 出資引受者が期限通りに利益の精算を行わない又は精算額が十分でない場合、契約を解約し損害賠償を要求できる。

第 731 条 土地所有権の代価による出資を受ける者の義務
土地所有権の代価によって出資を受ける者は、以下の義務がある。
1. 契約において合意したとおりの期限、方式によって土地所有権の代価による出資者に対し利益の清算を行う。
2. 出資した土地に対する第三者の権利を担保する。
3. 土地に関する法律の規定に従って、他の義務を履行する。

第 732 条 土地所有権の代価による出資を受ける者の権利
土地所有権代価による出資を受ける者は、以下の権利を有する。
1. 土地の使用権の代価による出資者に契約で合意した通りの面積、ランク、種類、位置、番号、状態を引き渡すように要求する。
2. 土地を目的、期間通りに使用できる。
3. 経営協力契約に出資する場合を除き、出資を受ける側が法人である場合、土地所有権証明書の発行を受けることができる。

第 XXXIII 章 土地所有権の相続

第 733 条 土地所有権の相続
土地所有権の相続とは、死亡した人の土地所有権を、本法典と土地に関する法律の規定に基づいて、相続人に移転することである。

第 734 条 土地所有権を相続させる個人
国家から土地を引き渡され、貸借し、又は土地所有権の移転を受けた個人は本法典第 4 編と土地に関する法律の規定に基づいて土地所有権を相続させる権利を有する。

第 735 条 国家から世帯に引き渡された土地の使用権の相続
国家から土地を引き渡された世帯の中に死亡した構成員がある場合、当該構成員の土地所有権は本法典第 4 編及び土地に関する法律の規定に基づいて相続人に相続させることができる。

第 6 編 知的財産権及び技術移転

第 XXXIV 章 著作権

第 1 節 著作権

第 736 条 著作権者
1. 文学・芸術・学術著作物（以下、一般に「著作物」という。）を創作した人は当該著作物の著作権者である。
著作物が 2 人以上の人によって創作されている場合、その人達は共同著作権者である。
2. ある言語から他の言語に翻訳される著作物、脚色・改編・変形・編集・注釈・選集の著作物を含む他人の著作物から派生著作物を創作した人は当該派生著作物の著作権者である。

第 737 条 著作権の対象
著作権の対象は内容、価値を区別せず、いかなる手段にも左右されず、いかなる形及びいかなる手段で表現される文学・芸術・学術の緒分野における全ての創作著作物を含む。

第 738 条 著作権の内容

1. 著作権は、作品に対する人格権及び財産権を含む。
2. 著作権に属する人格権は下記のものを含む。
 - a) 著作物の名を付ける。
 - b) 著作物が公表され、使用されるとき、実氏名又は筆名が表示される。
 - c) 著作物を公表、又は他人に著作物公表を承諾する。
 - d) 著作物の同一性を保持し、他人に著作物の改変、修正、歪曲をさせない。
3. 著作権に属する財産権は下記のものを含む。
 - a) 著作物を複製する。
 - b) 派生著作物創作の承諾。
 - c) 著作物の原本と複製の配分、輸入
 - d) 大衆への伝達
 - dd) コンピュータープログラムの原本又は複製の貸出し

第 739 条 著作権の発生時点
1. 著作権は、著作物が一定の物的形式によって創作され、表現された時点から発生する。
2. 知的所有権に関する法律による著作物公表権又は他人が公表することに対する承諾権を除き、著作権に属する人格権は無期限に存在する。
3. 著作権に属する財産権は知的所有権に関する法律が規定する期間中に存在する。

第 740 条 著作権の所有者
1. 人格権は著作権者に属する。
2. 任務遂行又は仕事を与える契約に基づかない創作著作物の場合、財産権は著作権者に属する。
3. 他の合意がある場合を除き、任務遂行又は仕事を与える契約に基づく創作著作物の場合、財産権は任務を与えた機関、組織又は契約によって役務を与えた側に属する。
財産権が著作権者に属しない場合、著作権者は知的所有権に関する法律に従って財産権の所有者によって支払われる報酬、執筆金を受け取る権利を有する。

第 741 条 共同著作権者の権利分割
共同著作権者によって創作された著作物の中に、各共同著作権者が創作する各々の部分が分離され、独立して使用することができる場合、共同著作権者との他の合意がなければ、本法典第 740 条の規定は著作物を独立して使用される各部分について適用される。

第 742 条 著作権の移転
1. 本法典第 738 条第 2 項 a,b,d で規定される人格権は、移転することはできない。
本法典第 738 条第 2 項 c で規定される人格権は、知的所有権に関する法律に従う諸条件で移転することができる。
2. 財産権は、契約又は相続、引継ぎに基づき、一部又は全部を移転することができる。

第 743 条 著作権に属する財産権の譲渡契約
著作権に属する財産権の一部又は全部の譲渡は契約に基づいて実行される。著作権の譲渡契約は文書が作成されなければならない。

第 2 節 著作権に關係する権利

第 744 条 著作権に關係する権利の対象
著作権に關係する権利の対象（以下「關係する権利」という。）は実演者の実演、録音版、録画版、放送組織の放送内容とデジタルプログラムを伝播する衛星信号を含む。

第 745 条 実演に対する権利の所有者と内容
1. 実演に対する権利は実演者の人格権と実演を実行するための投資家の財産権を含む。

2.実演者の人格権は実演する際、実演の録音版、録画版を発行する際に氏名が表示されることと実演の同一性を保護する権利を含む。

3.実演を実行するための投資家の財産権は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。

- a)実演の録音、録画
- b)実演の録音版、録画版の原本又はコピー版の複写、配分
- c)商業目的のための録音版、録画版の原本又はコピー版の賃貸

第 746 条 録音版、録画版に対する権利の内容と所有者

1.録音版、録画版に対する権利は当該録音版、録画版を創り出す投資家に属する。

2.録音版、録画版に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。

- a)実演の全部又は一部の録音、録画
- b)実演の録音版、録画版の原本又はコピー版の複写、配分
- c)商業目的のための録音版、録画版の原本又はコピー版の賃貸

第 747 条 放送に対する権利の内容と所有者

1.放送に対する権利は放送組織に属する。

2.放送に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。

- a)放送の全部又は一部の記録、記録版のコピー、放送、再放送
- b)放送の記録版又は記録版のコピー版の配分

第 748 条 デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利の内容と所有者

1.デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利は当該デジタルプログラムを伝播する衛星信号を最初に発する人に属する。

2.デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に承諾、禁止する権利を含む。

- a)デジタル衛星信号を解読するための設備又はシステムの生産、組立て、変化、輸入、売却、賃貸
- b)デジタル化衛星信号に対する権利の所持者の承諾がないときの解読された信号の収録、再配分

第 749 条 関係する権利の譲渡

1.本法典第 745 条、746 条、747 条、748 条に規定される関係する権利に属する財産権は譲渡することができる。

2.関係する権利の譲渡は文書での契約に基づいて実行される。

第 XXXV 章

工業所有権と植物品種に対する権利

第 750 条 工業所有権と植物品種に対する権利の対象

1.工業所有権の対象は特許、意匠、集積回路配置の設計、営業秘密、商標、屋号、地理表示を含む。

2.植物品種に対する権利の対象は品種のコピー材料と植物品種である。

第 751 条 工業所有権と植物品種に対する権利の内容

1.人格権と財産権を含む特許、意匠、集積回路配置の設計に対する工業所有権と植物品種に対する権利は下記の通りに規定される。

a)国家発行の保護証書、特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種を公表・紹介する資料の名義人になる権利を含み、特許、意匠、集積回路配置、植物品種に対する人格権は自己の創作の労働で特許、意匠、集積回路配置、植物品種を直接的に創り出した人に属する。

b)当該特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種を使用する権利、他人に使用を承諾、禁止する権利を含み、特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種に対する財産権は諸対象の所有者に属する。

2.営業秘密に対する工業所有権は、合法的に営業秘密を構成する情報を入手し、当該情報秘密を保護する組織、個人に属し、下記

のものを含む。

a)営業秘密の開発、使用

b)他の人に営業秘密の使用の承諾、禁止

3.商標、屋号に対する工業所有権は、当該商標、屋号の所有者に属し、下記のものを含む。

a)経営における商標、屋号の使用

b)自己の商標を紛らわせるほど他の人の重複又は同様な商標の使用の承諾、禁止

4.地理案内の所有権は国家に属する。製品の出处、原産案内のための地理案内の使用権は知的所有権に関する法律に規定される諸条件を備える組織、個人に属する。

5.不正競争の対抗権は競争条件において経営を活動する組織、個人に属する。

第 752 条 工業所有権と植物品種に対する権利の取得根拠

1.特許、意匠、集積回路配置の設計、商標、地理的表示に対する工業所有権、植物品種に対する権利は知的所有権に関する規定に基づいて当該対象の登記を実行する際、権限のある国家機関の決定に基づいて取得される。

2.屋号に対する工業所有権は当該屋号の合法的な使用に基づいて取得される。

3.経営秘密に対する工業所有権は情報を構成する情報の入手と当該情報の秘密保護に基づいて取得される。

4.不正競争の対抗権は経営における競争活動に基づいて取得される。

第 753 条 工業所有権と植物品種に対する権利の移転

1.特許、意匠、集積回路配置の設計、営業秘密、商標に対する工業所有権、植物品種に対する権利は、契約に基づいて一部又は全部を移転、又は相続、引継ぎすることができる。

1.営業組織の全部と当該屋号に基づく営業活動と共に移転する場合に限って、屋号に対する権利の移転をすることができる。

2.地理的表示に対する権利は移転してはならない。

3.登記に基づいて発生する工業所有権の移転契約に対しては、当該契約は登記される場合に限って第三者に対する法的価値を有する。

第 XXXVI 章

技術移転

第 754 条 技術移転権

下記の組織、個人は技術の使用権、所有権を移転する権利を有する。

1.技術の所有者

2.技術の所有者の許可を得た個人、法人、他の主体は当該技術の所有権、使用権を移転する権利がある。

第 755 条 技術移転の対象

技術移転の対象は下記のものを含む。

1.各種の形をとったノウハウ、技術知識及び技術的な解決法、公式、技術仕様書、設計図面、技術図面、コンピュータ・ソフト、技術移転に関する情報、生産を合理化させる解決法、技術革新、営業特権の許可、その他、技術移転に関する法律が規定する諸対象

2.技術が、知的有権対象物として保護されている場合、技術移転は、知的所有権の法律の規定に従い、知的所有権の移転と同時に、技術移転を行わなければならない。

第 756 条 移転のできない技術

1.労働安全、労働衛生、人間の健康保障、環境保護に関する法律の諸規定を該当しない技術。

2.法律が規定するその他の場合。

第 757 条 技術移転契約

- 1.技術移転は文書による契約に基づいて実行される。
- 2.法律の規定がある場合、技術移転契約は権限のある国家機関で登記しなければならない。
- 3.技術移転契約の修正、補充、延期、破棄は文書による契約によらなければならない。本条第2項に規定される技術移転については、契約の修正、補充、延期、破棄は権限のある国家機関において登記されなければならない。

第7編 外国的要素をもつ民事関係

第758条 外国的要素を持つ民事関係

外国的要素を持つ民事関係とは、参加当事者のうち少なくとも一方が外国機関、外国組織、外国人、海外の定住ベトナム人である民事関係、ベトナム国民、ベトナムの組織が参加当事者である民事関係であるが、その民事関係を確立、変更、終了するための根拠が外国法に依拠する民事関係、又は当該の関係に関連する財産が外国に存在する民事関係をいう。

第759条 ベトナム社会主義共和国の民法、国際条約、外国法及び国際慣習の適用

- 1.ベトナム社会主義共和国の民法の各規定は、本法典に別の規定がある場合を除き、外国的要素をもつ民事関係に対して適用される。
- 2.ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約に本法典の規定と異なる規定がある場合、当該国際条約の規定を適用する。
- 3.本法典又はベトナム社会主義共和国の他の法律文書、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約が外国の法律の適用を援引する場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、外国の法律が適用される。当該外国の法律がベトナム社会主義共和国の法律を逆援引する場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。各当事者が契約において合意がある場合、当該合意が本法典とベトナム社会主義共和国の他の法律文書の規定に反しなければ外国の法律も適用される。
- 4.外国的要素を持つ民事関係が本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法律文書、ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約、又は各当事者の契約によって調整されない場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、国際慣習を適用する。

第760条 無国籍の者、二重国籍又は多重国籍の外国人に対する法律適用の根拠

- 1.本法典又は他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国の法律を適用することを援引した場合、無国籍の者に対しては、その者が居住する国の法律を適用する。その者の居住する場所がない場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。
- 2.本法典又はベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国の法律を適用することを援引した場合、二重国籍又は多重国籍の外国人に対しては、その者が国籍を持ち、かつ民事関係が発生した時点において居住する国の法律を適用する。その者が国籍を持ついずれの国にも居住していない場合、その者が国籍を持ち、かつ公民としての権利と義務に関して最も密接な関係を持つ国の法律を適用する。

第761条 外国人の民法上の能力

- 1.ベトナム社会主義共和国の法律で定める別の規定がある場合を除き、外国人である個人の民法上の能力は、その人が国籍を有する国の法律に基づいて確定される。
- 2.ベトナム社会主義共和国の法律で定める別の規定がある場合を除き、ベトナムにおける外国人は、ベトナムの国民と同じように民法上の能力を持つ。

第762条 外国人の民事行為能力

- 1.ベトナム社会主義共和国の法律で別に規定する場合を除き、外国人である個人の民事行為能力は、その人が公民である国の法律に基づいて確定される。
- 2.外国人がベトナムにおいて民事取引を確立し、行使した場合、外国人の民事行為能力は、ベトナム社会主義共和国の法律に基づいて確定される。

第763条 民事行為無能力者、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者の確定

- 1.民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者又は民事行為能力制限者の確定は、その者が国籍を有する国の法律に基づいて確定される。
- 2.外国人がベトナムに居住する場合、その者に対する民事行為能力の有無、民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第764条 失踪者又は死亡者の確定

- 1.人の失踪又は死亡の確定は、失踪又は死亡に関する最後の情報がある前にその者が国籍を有した国の法律を遵守しなければならない。
- 2.外国人がベトナムに居住する場合、その者の失踪又は死亡の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第765条 外国法人の民法上の能力

- 1.外国法人の民法上の能力は、その法人の設立された国の法律に基づいて定められる。ただし、本条2項に規定される場合を除く。
- 2.外国法人がベトナムにおいて民事取引を確立し、履行している場合、当該外国法人の民法上の能力はベトナム社会主義共和国の法律に基づいて定められる。

第766条 財産所有権

- 1.財産所有権及び所有権の内容の取得、履行、変更、終了は当該財産の存在する国の法律に基づいて確定される。ただし、本条2項と4項に規定される場合を除く。
- 2.運搬中の動産に対する所有権は、当該動産が届けられる国の法律に基づいて確定される。ただし、当事者間に他の合意がある場合を除く。
- 3.財産を動産であるか、不動産であるかの区別は、その財産が存在する国の法律に基づいて確定される。
- 4.ベトナムにおける民航機、船舶に対する所有権の確定は、ベトナム社会主義共和国の民航及び航海に関する法律を遵守しなければならない。

第767条 外国的要素を持つ法律による相続

- 1.法律による相続は、相続財産を遺す者が死亡する前に国籍を有した国の法律を遵守しなければならない。
- 2.不動産に対する相続権は、当該不動産の存在する国の法律を遵守しなければならない。
- 3.相続人がいない不動産である遺産は、当該の不動産の存在する国に帰属する。
- 4.相続人がいない動産である遺産は、当該の被相続人が生前に国籍を有した国に帰属する。

第768条 遺言による相続

- 1.遺言作成、遺言の変更又は取消しの能力は、遺言を作成する者が公民である国の法律を遵守しなければならない。
- 2.遺言の要式は、遺言を作成した国の法律を遵守しなければならない。

第769条 民事契約

- 1.契約に従う各当事者の権利及び義務は、他の合意がなければ、契約を履行する国の法律に基づいて確定される。

ベトナムにおいて交わされ、完全に履行される契約は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。
契約に履行する地が記入されない場合、契約履行地の確定はベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。
2. ベトナムにおける不動産に関連する民事契約は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第770条 契約の要式

1. 契約の要式は、契約を締結する国の法律を遵守しなければならない。契約が外国において締結され、当該国の法律に基づく契約要式に違反しているが、ベトナム社会主義共和国の法律に基づく契約要式に反していない場合、締結された契約要式はベトナムにおいて公認される。
2. ベトナムの領土における工事、建物、その他の不動産の建設又は所有権の引渡しに関する契約要式は、ベトナムの法律を遵守しなければならない。

第771条 隔地者間の民事契約締結

隔地者間の民事契約を締結する場合、契約締結地の確定は個人である申込者の居住地又は法人である申込者の本店所在地がある国の法律を遵守しなければならない。
申込者が申込みを受けた者より承諾の回答を受けたときは、隔地者間の契約締結時点は申込者の国の法律に従って、確定される。

第772条 単独取引

単独取引関係において、単独取引関係を自主的に履行する者の権利と義務は、当該当事者の居住地又は主な活動地の法律に従って、確定される。

第773条 不法行為による損害賠償

1. 不法行為による損害賠償は、損害発生行為があった国に又は損害発生行為の効果が実際に生じた国の法律に基づいて確定される。
2. 飛行機、船舶により国際空域又は公海上において発生した損害賠償は、ベトナム社会主義共和国の民航と航海に関する法律で別の規定がある場合を除き、その飛行機、船舶の国籍地の国の法律に基づいて確定される。
3. 損害発生行為がベトナム社会主義共和国の領土の範囲外に生じたが、損害を与えた人及び損害を被った人が両方ともベトナム人又はベトナム法人である場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。

第774条 外国要素のある著作権

ベトナムにおいて、初めて公表し公布される、又は創作される、一定の様式で表現される著作物に対する外国人及び外国法人の著作権は、ベトナム社会主義共和国の法律、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に基づいて保護される。

第775条 工業所有権及び作物の品種に対する権利

ベトナム国によって保護証書が発給又は承認された工業所有権の対象物及び植物品種に対する権利に対する外国人及び外国法人の工業所有権及び植物品種に対する権利は、ベトナム社会主義共和国の法律、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に基づいて保護される。

第776条 外国要素のある技術移転

ベトナム人・ベトナム法人と外国人・外国法人との技術移転、及び外国からベトナムへの、又はベトナムから外国への技術移転は、その適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の基本原則に反しないときは、本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法律文書の技術移転についての規定、及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定を遵守しなければならない。

第777条 提訴時効

外国的要素を持つ民事関係に対する提訴の時効は、相応する外国

的要素を持つ民事関係を調整するために適用されている当該国の法律に従って確定される。

本法典は2005年6月14日に、ベトナム社会主義共和国国会第XVI期、第7会期において成立された。